

れい わ ねん ど しゅう しゅうがく およ しん がく しゅうしょく
令和6年度 就・修学及び進学・就職を
し えん えん ご せい ど いち らん
支援するための援護制度一覧

きょう と ふ
京 都 府
きょう と ふ きょう いく い いん かい
京 都 府 教 育 委 員 会



目次

はじめに	1
京都府援護制度担当機関一覧	2
市町村・市町（組合）教育委員会一覧	3
福祉事務所一覧	4
社会福祉協議会（相談窓口）一覧	5
各制度対象一覧	6
第1編 乳・幼児のために	8
母子家庭奨学金【支給】	9
交通遺児奨学金等【支給】	10
第3子以降保育料等無償化事業補助金【免除（補助）】	11
就学奨励費【支給】	12
第2編 小学校入学準備のために	13
生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】	14
母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】	15
第3編 小学生のために	16
母子家庭奨学金【支給】	17
交通遺児奨学金等【支給】	18
生活保護法による「教育扶助」「生活扶助（一時扶助）」【支給】	19
就学援助費【支給】	20
就学奨励費（特別支援学級等）【支給】	21
就学奨励費（特別支援学校）【支給】	22
修学旅行援助金【支給】	23
外国人学校在学者への修学援助【支給】	24

第4編 <small>ちゅうがっこうにゅうがくじゅんび</small> 中学校入学準備のために ……………	25
<small>せいかつほごほう</small> 生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】 ……………	26
<small>ぼしふしかなふくししきんかしかつげきん</small> 母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】 ……………	27
第5編 <small>ちゅうがくせい</small> 中学生のために ……………	28
<small>ぼしかていしやうがくきん</small> 母子家庭奨学金【支給】 ……………	29
<small>こうつういじしやうがくきんとう</small> 交通遺児奨学金等【支給】 ……………	30
<small>せいかつほごほう</small> 生活保護法による「教育扶助」【支給】 ……………	31
<small>しやうがくえんじよひ</small> 就学援助費【支給】 ……………	32
<small>しやうがくしやうれいひ</small> 就学奨励費（特別支援学級等）【支給】 ……………	33
<small>しやうがくしやうれいひ</small> 就学奨励費（特別支援学校）【支給】 ……………	34
<small>しやうがくりよこうえんじよきん</small> 修学旅行援助金【支給】 ……………	35
<small>がいこくじんがっこうざいがくしや</small> 外国人学校在学者への修学援助【支給】 ……………	36
第6編 <small>こうとうがっこうにゅうがくじゅんび</small> 高等学校等入学準備のために ……………	37
<small>せいかつほごほう</small> 生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】 ……………	38
<small>こうこうせいきやうふ</small> 高校生給付型奨学金【支給】 ……………	39
<small>せいかつふくししきんかしかつげきん</small> 生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】 ……………	41
<small>ぼしふしかなふくししきんかしかつげきん</small> 母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】 ……	42
<small>ふくしけいこうこうしやうがくしきん</small> 福祉系高校修学資金【無利子貸付】 ……………	44
<small>こうこうせいとうしやうがくしえんじよきん</small> 高校生等修学支援事業（修学金）【無利子貸付又は利子補給】 ……………	45
<small>こうこうせいとうしやうがくしえんじよきん</small> 高校生等修学支援事業（修学支度金）【無利子貸付又は利子補給】 ……………	47

第7編 <small>こうこうせいとう</small> 高校生等のために ……………	49
<small>せいかつほごほう</small> 生活保護法による「 <small>せいぎょうふじょ</small> 生業扶助（ <small>こうとうがっこうとうしゅうがくひ</small> 高等学校等就学費）」【 <small>しきょう</small> 支給】……………	50
<small>こうこうせいきゅうふ</small> 高校生給付型奨学金【 <small>しきょう</small> 支給】……………	51
<small>しゅうがく</small> 奨学のための給付金（ <small>こうこうせいとうしゅうがくきゅうふ</small> 高校生等奨学給付金）【 <small>しきょう</small> 支給】……………	53
<small>ほし</small> 母子家庭奨学金等【 <small>しきょう</small> 支給】……………	55
<small>こうつうい</small> 交通遺児奨学金等【 <small>しきょう</small> 支給】……………	56
<small>しゅうがくしゅうれい</small> 就学奨励費（ <small>とくべつしえんがっこう</small> 特別支援学校）【 <small>しきょう</small> 支給】……………	58
<small>こうとうがっこうせいとう</small> 高等学校生徒通学費補助金【 <small>しきょう</small> 支給】……………	59
<small>ていじせい</small> 定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書補助金……………	61
<small>ていじせい</small> 定時制課程及び通信制課程修学奨励金【 <small>むりしかしつけ</small> 無利子貸付】……………	62
<small>こうりつこうこうしゅうがくしえんきん</small> 公立高校就学支援金【 <small>がっこう</small> 学校に支給】……………	63
<small>こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん</small> 高等学校等就学支援金【 <small>がっこう</small> 学校に支給】……………	65
<small>しりつこうとうがっこう</small> 私立高等学校あんしん修学支援事業【 <small>じゅぎょうりょうげんめん</small> 授業料減免・ <small>がくひけいげん</small> 学費軽減】……………	66
<small>ひょうごけん</small> 兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減……………	67
<small>しりつこうとうがっこうせんこう</small> 私立高等学校専攻科修学支援金【 <small>がっこう</small> 学校に支給】……………	68
<small>せいかつふくし</small> 生活福祉資金貸付金「 <small>きょういくしえんしきん</small> 教育支援資金（ <small>きょういくしえんひ</small> 教育支援費）」【 <small>むりしかしつけ</small> 無利子貸付】……………	69
<small>ほし</small> 母子父子寡婦福祉資金貸付金「 <small>しゅうがくしきん</small> 修学資金」【 <small>むりしかしつけ</small> 無利子貸付】……………	70
<small>ふくしけいこうこうしゅうがくしきん</small> 福祉系高校修学資金【 <small>むりしかしつけ</small> 無利子貸付】……………	71
<small>こうこうせいとうしゅうがくしえんじぎょう</small> 高校生等修学支援事業（ <small>しゅうがくしきん</small> 修学金）【 <small>むりしかしつけまたりしほきゅう</small> 無利子貸付又は利子補給】……………	72
<small>こうこうせいとうしゅうがくしえんじぎょう</small> 高校生等修学支援事業（ <small>しゅうがくしたくしきん</small> 修学支度金）【 <small>むりしかしつけまたりしほきゅう</small> 無利子貸付又は利子補給】……………	74
<small>こうとうきょういく</small> 高等教育の修学支援新制度	
<small>じゅぎょうりょう</small> 授業料・ <small>にゅうがくきんげんめん</small> 入学金減免、 <small>どくりつぎょうせいほうじん</small> 独立行政法人日本学生支援機構奨学金【 <small>きゅうふ</small> 給付】……………	76
<small>どくりつぎょうせいほうじん</small> 独立行政法人日本学生支援機構奨学金【 <small>たいよ</small> 貸与】……………	78
第8編 <small>だいがくとうにゅうがくじゅんび</small> 大学等入学準備のために ……………	80
<small>こうとうきょういく</small> 高等教育の修学支援新制度	
<small>じゅぎょうりょう</small> 授業料・ <small>にゅうがくきんげんめん</small> 入学金減免、 <small>どくりつぎょうせいほうじん</small> 独立行政法人日本学生支援機構奨学金【 <small>きゅうふ</small> 給付】……………	81
<small>せいかつほごほう</small> 生活保護法による「 <small>しんがくじゅんびきゅうふ</small> 進学準備給付金」【 <small>しきょう</small> 支給】……………	84
<small>せいかつふくし</small> 生活福祉資金貸付金「 <small>きょういくしえんしきん</small> 教育支援資金」【 <small>むりしかしつけ</small> 無利子貸付】……………	85
<small>ほし</small> 母子父子寡婦福祉資金貸付金「 <small>しゅうがくしきん</small> 修学資金」「 <small>しゅうがくしたくしきん</small> 就学支度資金」【 <small>むりしかしつけ</small> 無利子貸付】……………	86
<small>どくりつぎょうせいほうじん</small> 独立行政法人日本学生支援機構奨学金【 <small>たいよ</small> 貸与】……………	88

第9編	ちゅうがっこう こうとうがっこう とくべつ し えんがっこうふく とう そつぎょう ご しゅうしよくじゆんび	中学校・高等学校(特別支援学校含む。)等、卒業後の就職準備のために	91
	せいかつ ほ ごほう	生活保護法による「生業扶助(技能修得費)」【支給】	92
	せいかつ ほ ごほう	生活保護法による「生業扶助(就職支度費)」【支給】	93
	ぎ のうしゅうとく しきん	技能修得資金・入所支度金【支給】	94
	くんれん て あて	訓練手当・入校支度金【支給】	95
	しょうがいしゃとうしよくば てきおうくんれん て あて	障害者等職場適応訓練手当【支給】	96
	ぼ し ふ し か ふ ふく し しきんかしてきん	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修業資金」	97
	しょうぎょうしきん	「就職支度資金」【無利子貸付】	
	かんご しとうしゅうがくしきん	看護師等修学資金【無利子貸付】	98
	かいごふくし	介護福祉士等修学資金【無利子貸付】	99
	ほいくししゅうがくしきん	保育士修学資金【無利子貸付】	100
参考資料	さんこう しりょう		101
	じどうてあて	児童手当【支給】	102
	じどうふようてあて	児童扶養手当【支給】	103
	とくべつじどうふようてあて	特別児童扶養手当【支給】	104
	しょうがいじふくしてあて	障害児福祉手当【支給】	105
	おやかていこうとうしよくぎょうくんれんそくしんきゅうふきん	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金【支給】	106
	おやかていこうとうしよくぎょうくんれんそくしんしきんかしてきん	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付【無利子貸付】	107
各制度	かくせいど きょうとふちやうたんとうか	京都府庁担当課	108

はじめに

人権尊重が国際的に大きな潮流となり、京都府においても、同和問題などさまざまな人権問題の解決に向け、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会を実現する取り組みが進められています。

「もっと学びたい」、「〇〇の資格のとれる学校に行きたい」、「好きな仕事に就きたい」、・・・こうした願いを実現するための権利が、誰にでも保障されなければなりません。

そこで、京都府では、経済的理由によって就・修学、技能修得や就職が実現できないということが生じないように、各種の援護制度を設けています。この制度は、日本国憲法第97条に「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」とあるように、みなさんの先輩の努力により作りあげられてきたものです。

希望する人は、保護者の方や学校の先生などとよく相談して、これらの制度を積極的に活用し、自らの将来を切りひらくとともに、お互いの人権が尊重し合える社会を築くためにがんばってください。

- この冊子に掲載している制度のほかに、市町村で独自に行っている制度がありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。
- 大学、地方公共団体や民間の奨学事業団体が行っている制度の一部については、日本学生支援機構のHPで「条件」や「大学名、団体名」から検索を行うこともできます。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/dantaiseido/index.html>
- それぞれの制度の内容は、一部変更されることがありますので、申請の際は内容について必ず問い合わせ先まで御確認ください。
- 各制度の右上の印
国・・・国の事業
府・・・府の事業
市・・・市の事業
市町村・・・市町村の事業

- 京都市は政令指定都市のため、独自の制度となります。くわしくは、京都市各関係機関又は「京都いつでもコール」にお問い合わせください。
(京都いつでもコール TEL075-661-3755 年中無休 朝8時～夜9時まで)

きょうと ふえんごせいどたんとうきかんいちらん 京都府援護制度担当機関一覧

きょうと ふちよう 京都府庁

たんとうか 担当課	でんわほんごう 電話番号	たんとうか 担当課	でんわほんごう 電話番号
きょういくちようしどうぶ 教育庁指導部 学校教育課	075-414-5831	けんこうふくしぶ いりようか 健康福祉部 医療課	075-414-4746
きょういくちようしどうぶ 教育庁指導部 特別支援教育課	075-414-5834	けんこうふくしぶ ちいきふくしすいしんか 健康福祉部 地域福祉推進課	075-414-4564
きょういくちようしどうぶ 教育庁指導部 高校教育課	075-414-5043		075-414-4558
ぶんかせいかつぶ ぶんきようか 文化生活部 文教課	075-414-4516	けんこうふくしぶ かていせいしやうねんしえんか 健康福祉部 家庭・青少年支援課	075-414-4585
ぶんかせいかつぶ あんしん あんぜん すいしんか 文化生活部 安心・安全まちづくり推進課	075-414-5076	けんこうふくしぶ こぞだ そうごうしえんしつ 健康福祉部 こども・子育て総合支援室	075-414-4581
しょうこうろうどうかんこうぶ じんざいいくせい 商工労働観光部 人材育成課	075-414-5101	きょういくちようしどうぶ じんけんきょういくしつ 教育庁指導部 人権教室	075-414-5822
しょうこうろうどうかんこうぶ こようすいしんか 商工労働観光部 雇用推進課	075-682-8913		

ちほうきかん 地方機関

こういきしんこうきよく 広域振興局	ほけんしよ 保健所	しよかんしちやうせん 所管市町村	きょういくきよく 教育局
やましろこういきしんこうきよく 山城広域振興局 0774-21-2101	おとくにほけんしよ 乙訓保健所 075-933-1151	向日市(むこうし)	おとくにきょういくきよく 乙訓教育局 075-933-5130
		長岡京市(ながおかきやうし)	
		大山崎町(おおやまざきちやう)	
	やましろきたほけんしよ 山城北保健所 0774-21-2191	宇治市(うじし)※ 城陽市(じやうやうし)※ 久御山町(くみやまちやう)※	やましろきょういくきよく 山城教育局 0774-62-0008
やましろきたほけんしよ つづきぶんしつ 山城北保健所 綴喜分室 0774-63-5745	八幡市(やわたし)		
	京田辺市(きやうたなべし)		
	井手町(いでちやう)		
	宇治田原町(うじたわらちやう)		
やましろみなみほけんしよ 山城南保健所 0774-72-4300	木津川市(きづがわし)		
	笠置町(かさぎちやう)		
	和束町(わづかちやう)		
	精華町(せいかちやう)		
なんたんこういきしんこうきよく 南丹広域振興局 0771-22-0422	なんたんほけんしよ 南丹保健所 0771-62-4751	亀岡市(かめおかし)	なんたんきょういくきよく 南丹教育局 0771-62-0304
		南丹市(なんたんし)	
		京丹波町(きやうたんばちやう)	
ちゅうたんこういきしんこうきよく 中丹広域振興局 0773-62-2500	ちゅうたんにしほけんしよ 中丹西保健所 0773-22-5744	福知山市(ふくちやまし)	ちゅうたんきょういくきよく 中丹教育局 0773-42-1200
	ちゅうたんひがしほけんしよ 中丹東保健所 0773-75-0805	綾部市(あやべし) 舞鶴市(まいづるし)	
たんごこういきしんこうきよく 丹後広域振興局 0772-62-4301	たんごほけんしよ 丹後保健所 0772-62-0361	宮津市(みやづし)	たんごきょういくきよく 丹後教育局 0772-22-2175
		京丹后市(きやうたんごし)	
		与謝野町(よさのちやう)	
		伊根町(いねちやう)	

※宇治市、城陽市及び久御山町にお住まいの方の高校生給付型奨学金(P.39~40、P.51~52)及び技能修得資金・入所支度金(P.94)の担当保健所は、山城北保健所綴喜分室になります。

し ちょうそん し ちょう くみあい きょういく い いんかい いちらん
市町村・市町(組合)教育委員会一覧

し ちょうそん し やくしよ まち むらやくば 市町村(市役所、町・村役場)		し ちょう くみあい きょういく い いんかい 市町(組合)教育委員会	
む こう し やくしよ 向日市役所	075-931-1111	む こう し きょういく い いんかい 向日市教育委員会	075-931-1111 (市役所代表)
ながおかきょう し やくしよ 長岡京市役所	075-951-2121	ながおかきょう し きょういく い いんかい 長岡京市教育委員会	075-951-2121 (市役所代表)
おおやまざきちやうやくば 大山崎町役場	075-956-2101	おおやまざきちやうきょういく い いんかい 大山崎町教育委員会	075-956-2101 (町役場代表)
う じ し やくしよ 宇治市役所	0774-22-3141	う じ し きょういく い いんかい 宇治市教育委員会	0774-22-3141 (市役所代表)
じやうよう し やくしよ 城陽市役所	0774-52-1111	じやうよう し きょういく い いんかい 城陽市教育委員会	0774-56-4003
や わた し やくしよ 八幡市役所	075-983-1111	や わた し きょういく い いんかい 八幡市教育委員会	075-983-1111 (市役所代表)
きやうた なべ し やくしよ 京田辺市役所	0774-63-1122	きやうた なべ し きょういく い いんかい 京田辺市教育委員会	0774-62-9550
き づ がわ し やくしよ 木津川市役所	0774-72-0501	き づ がわ し きょういく い いんかい 木津川市教育委員会	0774-72-0501 (市役所代表)
く み やまちやうやくば 久御山町役場	075-631-6111	く み やまちやうきょういく い いんかい 久御山町教育委員会	075-631-9974
い て ちやうやくば 井手町役場	0774-82-2001	い て ちやうきょういく い いんかい 井手町教育委員会	0774-82-4333
う じ た わらちやうやくば 宇治田原町役場	0774-88-2250	う じ た わらちやうきょういく い いんかい 宇治田原町教育委員会	0774-88-6612
せい か ちやうやくば 精華町役場	0774-94-2004	せい か ちやうきょういく い いんかい 精華町教育委員会	0774-95-1906
かさ ぎ ちやうやくば 笠置町役場	0743-95-2301		
わ づ かちやうやくば 和束町役場	0774-78-3001	そうらくとう ぶ こんきれんごうきょういく い いんかい 相楽東部広域連合教育委員会	0774-78-4335
みなみやましるむらやくば 南山城村役場	0743-93-0104		
かめおか し やくしよ 亀岡市役所	0771-22-3131	かめおか し きょういく い いんかい 亀岡市教育委員会	0771-22-3131 (市役所代表)
なんたん し やくしよ 南丹市役所	0771-68-0001	なんたん し きょういく い いんかい 南丹市教育委員会	0771-68-0055
きやうたん ば ちやうやくば 京丹波町役場	0771-82-0200	きやうたん ば ちやうきょういく い いんかい 京丹波町教育委員会	0771-84-0028
あや べ し やくしよ 綾部市役所	0773-42-3280	あや べ し きょういく い いんかい 綾部市教育委員会	0773-42-3280 (市役所代表)
ふく ち やまし やくしよ 福知山市役所	0773-22-6111	ふく ち やまし きょういく い いんかい 福知山市教育委員会	0773-22-6111 (市役所代表)
まいづる し やくしよ 舞鶴市役所	0773-62-2300	まいづる し きょういく い いんかい 舞鶴市教育委員会	0773-66-1072
みや づ し やくしよ 宮津市役所	0772-22-2121	みや づ し きょういく い いんかい 宮津市教育委員会	0772-45-1641
きやうたん ご し やくしよ 京丹后市役所	0772-69-0001	きやうたん ご し きょういく い いんかい 京丹后市教育委員会	0772-69-0620
い ね ちやうやくば 伊根町役場	0772-32-0501	い ね ちやうきょういく い いんかい 伊根町教育委員会	0772-32-0718
よ さ の ちやうやくば 与謝野町役場	0772-46-3001	よ さ の ちやうきょういく い いんかい 与謝野町教育委員会	0772-43-9025
		よ さ の ちやうみや づ し ちやうがっこうみあいきょういく い いんかい 与謝野町宮津市中学校組合教育委員会	0772-43-9025
きやうと し やくしよ 京都市役所	075-222-3111	きやうと し きょういく い いんかい 京都市教育委員会	075-222-3767

ふくしじむしよいちらん
福祉事務所一覧

事務所名	郵便番号	所在地	電話番号	所管市区町村
京都府山城広域振興局 (健康福祉部乙訓保健所)	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-933-1154	大山崎町
京都府山城広域振興局 (健康福祉部山城北保健所綴喜分室)	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-63-5747	久御山町 井手町 宇治田原町
京都府山城広域振興局 (健康福祉部山城南保健所)	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-0208	笠置町 和束町 精華町 南山城村
京都府南丹広域振興局 (健康福祉部南丹保健所)	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0363	京丹波町
京都府丹後広域振興局 (健康福祉部丹後保健所)	627-8570	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4302	伊根町 与謝野町
福知山市福祉事務所	620-8501	福知山市字内記13の1	0773-24-7012	福知山市
舞鶴市福祉事務所	625-8555	舞鶴市字北吸1044	0773-66-1010	舞鶴市
舞鶴市福祉事務所 (舞鶴市役所西支所)	624-0853	舞鶴市字南田辺1	0773-77-2253	
綾部市福祉事務所	623-8501	綾部市若竹町8の1	0773-42-4257	綾部市
宇治市福祉事務所	611-8501	宇治市宇治琵琶33	0774-22-3141	宇治市
宮津市福祉事務所	626-8501	宮津市字浜町3012 (宮津市シーサイドマート ミッブル4階 宮津市福祉・教育総合プラザ)	0772-45-1623	宮津市
亀岡市福祉事務所	621-8501	亀岡市安町野々神8	0771-25-5030	亀岡市
城陽市福祉事務所	610-0195	城陽市寺田東ノ口17	0774-56-4034	城陽市
向日市福祉事務所	617-8772	向日市寺戸町小佃5の1	075-931-1111	向日市
長岡京市福祉事務所	617-8501	長岡京市開田1丁目1の1	075-955-9517	長岡京市
八幡市福祉事務所	614-8501	八幡市八幡園内75	075-983-1457	八幡市
京田辺市福祉事務所	610-0393	京田辺市田辺80	0774-64-1371	京田辺市
京丹後市福祉事務所	627-0012	京丹後市峰山町杉谷691	0772-69-0310	京丹後市
南丹市福祉事務所	622-8651	南丹市園部町小桜町47	0771-68-0007	南丹市
木津川市福祉事務所	619-0286	木津川市木津南垣外110の9	0774-79-0307	木津川市
北福祉事務所	603-8511	京都市北区紫野東御所田町33-1	075-432-1181(代表)	北区
上京福祉事務所	602-8511	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285	075-441-0111(代表)	上京区
左京福祉事務所	606-8511	京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7の2	075-702-1000(代表)	左京区
中京福祉事務所	604-8588	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	075-812-0061(代表)	中京区
東山福祉事務所	605-0862	京都市東山区清水5丁目130の8	075-561-1191(代表)	東山区
山科福祉事務所	607-8511	京都市山科区榎辻池尻町14の2	075-592-3050(代表)	山科区
下京福祉事務所	600-8588	京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608の8	075-371-7101(代表)	下京区
南福祉事務所	601-8511	京都市南区西九条南田町1の3	075-681-3111(代表)	南区
右京福祉事務所	616-8511	京都市右京区太秦下刑部町12	075-861-1101(代表)	右京区
右京区京北出張所	601-0292	京都市右京区京北周山町上寺田1-1	075-852-0300(代表)	
西京福祉事務所	615-8522	京都市西京区上桂森下町25の1	075-381-7121(代表)	西京区
洛西福祉事務所	610-1198	京都市西京区大原野東境谷町二丁目1の2	075-332-8111(代表)	
伏見福祉事務所	612-8511	京都市伏見区鷹匠町39の2	075-611-1101(代表)	伏見区
深草福祉事務所	612-0861	京都市伏見区深草向畑町93の1	075-642-3101(代表)	
醍醐福祉事務所	601-1366	京都市伏見区醍醐大構町28	075-571-0003(代表)	

しゃかいふくしきょうぎかい そうだんまどぐち いちらん
社会福祉協議会(相談窓口)一覧

社協名	郵便番号	社協所在地	電話番号
北 区	603-8143	北区小山上総町3	075-441-1900
上 京 区	602-8511	上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地 上京区総合庁舎2F	075-432-9535
左 京 区	606-8103	左京区高野西開町5 京都市左京合同福祉センター内	075-723-5666
中 京 区	604-8316	中京区大宮通御池下ル三坊大宮町121-2 中京区地域福祉センター内	075-822-1011
東 山 区	605-0863	東山区五条通大和大路東入ル5丁目梅林町576-5「やすらぎ・ふれあい館」内	075-551-4849
山 科 区	607-8344	山科区西野大手先町2-1 京都市山科総合福祉会館内	075-593-1294
下 京 区	600-8166	下京区花屋町通室町西入ル乾町292 京都市下京総合福祉センター内	075-361-1881
南 区	601-8321	南区吉祥院西定成町32 京都市南老人福祉センター内	075-671-0709
右 京 区	616-8511	右京区太秦下刑部町12 右京区総合庁舎5F	075-865-1150
西 京 区	615-8156	西京区榎原百々ヶ池31-18 西京ふれあい地域福祉センター内	075-394-5711
伏 見 区	612-8318	伏見区紙子屋町544 京都市伏見社会福祉総合センター内	075-604-6541
伏見区・醍醐分室	601-1375	伏見区醍醐高畑町30-1 パセオダイゴロー西館 京都市醍醐老人福祉センター内	075-575-2070
福 知 山 市	620-0035	福知山市宇内記10番地の18 福知山市総合福祉会館内	0773-25-3211
舞 鶴 市	625-0087	舞鶴市宇余部下1167 舞鶴市中総合会館内	0773-62-7044
綾 部 市	623-0012	綾部市川糸町南古屋敷5-1 綾部市福祉ホール内	0773-43-2881
宇 治 市	611-0021	宇治市宇治琵琶45 宇治市総合福祉会館内	0774-22-5650
宮 津 市	626-0041	宮津市鶴賀2109番地の2 宮津市地域ささえあいセンター	0772-22-2090
亀 岡 市	621-0806	亀岡市余部町樋又61-1 ガレリアかめおかふれあいプラザ内	0771-23-6711
城 陽 市	610-0121	城陽市寺田東ノ口17 城陽市立福祉センター内	0774-56-0909
向 日 市	617-0002	向日市寺戸町西野辺1-7 向日市福祉会館内	075-932-1961
長 岡 京 市	617-0833	長岡京市神足2丁目3番1号 長岡京市総合生活支援センター	075-958-6912
八 幡 市	614-8022	八幡市八幡東浦5番地	075-983-4450
京 田 辺 市	610-0332	京田辺市興戸犬伏5-8 京田辺市社会福祉センター内	0774-62-2222
京 丹 後 市	627-0111	京丹後市弥栄町溝谷3464 京丹後市弥栄庁舎内	0772-65-2100
南 丹 市	629-0301	南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地	0771-72-3220
木 津 川 市	619-0214	木津川市木津川端19 木津老人福祉センター内	0774-71-9559
大 山 崎 町	618-0091	大山崎町字円明寺小字百々10-2 福祉センター「なごみの郷」内	075-957-4100
久 御 山 町	613-0043	久御山町大字島田ミスノ11 地域福祉センター「さつき苑」内	075-631-0022
井 手 町	610-0302	井手町大字井手小字東前田23番地 老人福祉センター「玉泉苑」内	0774-82-3499
宇 治 田 原 町	610-0252	宇治田原町大字荒木小字天皇2 老人福祉センター「やすらぎ荘」内	0774-88-3294
笠 置 町	619-1303	笠置町大字笠置小字西通90-1 老人福祉センター内	0743-95-2750
和 束 町	619-1212	和束町大字釜塚小字生水15 社会福祉センター内	0774-78-3312
精 華 町	619-0243	精華町大字南稻八妻小字砂留22-1 地域福祉センター「かしのき苑」内	0774-94-4573
南 山 城 村	619-1411	南山城村大字北大河原小字大稲葉4 南山城村保健福祉センター内	0743-93-1201
京 丹 波 町	622-0213	京丹波町須知鍋倉1番地1 京丹波町健康管理センター内	0771-82-0126
伊 根 町	626-0413	伊根町字泊1 伊根町老人福祉センター「泊泉苑」内	0772-32-0176
与 謝 野 町	629-2311	与謝野町字幾地908 野田川老人憩いの家内	0772-43-0294
京 都 市	600-8127	下京区西木屋町通上ノ口上ル梅湊町83-1「ひと・まち交流館京都」内	075-354-8734
京 都 府	604-0874	中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 ハートピア京都5F	075-252-6293

かくせい ど たいしょういちらん 各制度対象一覧

下記の一覧は参考となりますので、各制度については該当ページ及び申請書類等で必ず御確認ください。

※表中に「○」がある場合でも、条件によっては受給できない場合があります。

	制 度 名	頁	所得基準あり	要 件					種 別			備 考
				生活保護	母子家庭	母子父子家庭	交通遺児	その他	支給	免除・減免	貸与	
た乳・幼児のために	母子家庭奨学金【支給】	9			○				○			
	交通遺児奨学金等【支給】	10					○		○			
	第3子以降保育料等無償化事業補助金【免除（補助）】	11	○							○※		※市町村に対し交付
	就学奨励費【支給】	12						○	○			
た学小準校の備入	生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】	14		○					○			
	母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】	15				○					○	
小学生のために	母子家庭奨学金【支給】	17			○				○			
	交通遺児奨学金等【支給】	18					○		○			
	生活保護法による「教育扶助」「生活扶助（一時扶助）」【支給】	19		○					○			
	就学援助費【支給】	20	○						○			
	就学奨励費（特別支援学級等）【支給】	21						○	○			
	就学奨励費（特別支援学校）【支給】	22						○	○			
	修学旅行援助金【支給】	23		○					○			
た学中準校の備入	生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】	26		○					○			
	母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】	27				○					○	
中学生のために	母子家庭奨学金【支給】	29			○				○			
	交通遺児奨学金等【支給】	30					○		○			
	生活保護法による「教育扶助」【支給】	31		○					○			
	就学援助費【支給】	32	○						○			
	就学奨励費（特別支援学級等）【支給】	33						○	○			
	就学奨励費（特別支援学校）【支給】	34						○	○			
	修学旅行援助金【支給】	35		○					○			
準高等学校等に入学	生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】	38		○					○			
	高校生給付型奨学金【支給】	39	○						○			
	生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】	41	○								○	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】	42				○					○	
	福祉系高校修学資金【無利子貸付】	44						○			○	
	高校生等修学支援事業（修学金）【無利子貸付又は利子補給】	45	○								○	
	高校生等修学支援事業（修学支度金）【無利子貸付又は利子補給】	47	○								○	
高校生等のために	生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】	50		○					○			
	高校生給付型奨学金【支給】	51	○						○			
	奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）【支給】	53	○						○			
	母子家庭奨学金等【支給】	55			○				○			
	交通遺児奨学金等【支給】	56					○		○			
	就学奨励費（特別支援学校）【支給】	58						○	○			
	高等学校生徒通学費補助金【支給】	59	○					○	○			

かくせい ど たいしょういちらん
各制度対象一覧

	制 度 名	頁	所得基準あり	要 件					種 別			備 考	
				生活保護	母子家庭	母子父子家庭	交通遺児	その他	支給	免除・減免	貸与		
高校生等のために	定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書補助金	61						○	○				
	定時制課程及び通信制課程修学奨励金【無利子貸付】	62	○					○				○	
	公立高校就学支援金【学校に支給】	63	○							○※			※学校（公立）に支給
	高等学校等就学支援金【学校に支給】	65	○							○※			※学校（私立）に支給
	私立高等学校あんしん修学支援事業【授業料減免・学費軽減】	66	○							○※			※学校（私立）に支給
	兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減	67	○					○		○			
	私立高等学校専攻科修学支援金【学校に支給】	68	○							○※			※学校（私立）に支給
	生活福祉資金貸付金「教育支援資金（教育支援費）」【無利子貸付】	69	○									○	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」【無利子貸付】	70				○						○	
	福祉系高校修学資金【無利子貸付】	71						○				○	
	高校生等修学支援事業（修学金）【無利子貸付又は利子補給】	72	○									○	
	高校生等修学支援事業（修学支度金）【無利子貸付又は利子補給】	74	○									○	
	高等教育の修学支援新制度 授業料・入学金減免	76	○								○※		※学校に交付
	高等教育の修学支援新制度 独立行政法人日本学生支援機構奨学金【給付】	76	○					○	○				
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】	78	○					○				○		
大学等入学準備のために	高等教育の修学支援新制度 授業料・入学金減免	81	○								○※		※学校に交付
	高等教育の修学支援新制度 独立行政法人日本学生支援機構奨学金【給付】	81	○					○	○				
	生活保護法による「進学準備給付金」【支給】	84		○						○			
	生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】	85	○									○	
	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」 【無利子貸付】	86				○						○	
	独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】	88	○					○				○	
卒業後の就職準備のために	生活保護法による「生業扶助（技能修得費）」【支給】	92		○						○			
	生活保護法による「生業扶助（就職支度費）」【支給】	93		○						○			
	技能習得資金・入所支度金【支給】	94	○							○			
	訓練手当・入校支度金【支給】	95						○	○				
	障害者等職場適応訓練手当【支給】	96						○	○				
	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修業資金」「就職支度資金」 【無利子貸付】	97				○						○	
	看護師等修学資金【無利子貸付】	98						○				○	
	介護福祉士等修学資金【無利子貸付】	99						○				○	
	保育士修学資金【無利子貸付】	100						○				○	
参考資料	児童手当【支給】	102						○	○				
	児童扶養手当【支給】	103				○		○	○				
	特別児童扶養手当【支給】	104						○	○				
	障害児福祉手当【支給】	105	○					○	○				
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金【支給】	106				○				○			
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付【無利子貸付】	107				○						○	

第1編 乳・幼児のために

乳・幼児のために

ぼ し か ていしょうがくきん
母子家庭奨学金【支給】

ない 内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。			
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、乳幼児を扶養されている方 ※交通遺児奨学金等（P.10）を受けておられる方は、対象者となりません。			
し 支 給 額	子ども1人につき 年額11,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）			
しん 申 請 時 期 およ び し 支 給 時 期	対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月
	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明を受けた後、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。 ▶申請書は、府保健所又は各市町村（京都市を除く。）で配布しています。			
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。			
び 備 考	毎年度申請が必要です。			

乳・幼児のために

こうつう い じしやうがくきんとう
交通遺児奨学金等【支給】

ない 内容	交通事故により親等を失った乳幼児に、奨学金を支給します。			
たい 対象者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った乳幼児 ※母子家庭奨学金（P. 9）の給付を受けておられる場合は、対象者となりません。			
し 支給額	子ども1人につき 年額11,000円 (6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。)			
しん 申請時期 および し 支給時期	4月～5月末日 以降は随時受け付けています。(最終期限：2月末日)			
	対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月
	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。			
と 問い合わせ先	くわしくは、京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。			
び 備考	毎年度申請が必要です。			

だい し い こう ほ いくりょうとう むしょう か じぎょう ほ じょきん めんじょ ほ じょ
第3子以降保育料等無償化事業補助金【免除（補助）】

<p>ない よう 内 容</p>	<p>保育所等に入所・入園されている3人目以降のお子さんの保育料及び副食費を免除（補助）します。</p> <p>※府が保護者の方に直接支給するのではなく、3人目以降の保育所等の保育料及び副食費の免除を行う市町村に対し、保育料免除額の1/2、副食費免除額の1/4を補助金として交付するものです。</p>
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>次の①、②いずれにも該当される方</p> <p>① 満18歳未満のお子さん（ただし、18歳に達する日以後最初の年度末までの間を含む。）を3人以上扶養している世帯で、3人目以降のお子さんが保育所等に入所・入園されている方</p> <p>② 市町村民税所得割が一定基準以下の方</p> <p>※保育料免除については3号認定（2号認定の方は、満3歳に達する日以降の最初の3月31日まで保育料免除）、副食費免除については2号認定を受けている必要があります。</p> <p>※お住まいの市町村によっては、上記内容が異なる場合がありますので、市町村にお問い合わせ下さい。</p>
<p>めん じょ がく 免 除 額</p>	<p>保育料：全額 副食費：1人当たり月額4,500円まで</p>
<p>と あわ さき 問 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、お住まいの市町村（P. 3）にお問い合わせください。</p>
<p>び こう 備 考</p>	

特別支援学校（幼稚部）幼児のために

しゅうがくしょうれいひ
就学奨励費【支給】

ない 内容	特別支援学校で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。				
たい 対象者	京都市立特別支援学校幼稚部に在学されている幼児				
し 支給額	○対象となる経費及び補助限度額				
	区 分 ※		I	II	III
	学校給食費		実費	実費の1/2	—
交通費	通学費	本人経費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費	実費	実費
	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費	実費	実費
	交流及び共同学習費		実費	実費	実費の1/2
寄宿舍居住に伴う経費	寝具購入費		5,510円	2,755円	—
	日用品等購入費		141,560円	70,780円	—
	食費		156,210円	78,105円	—
修学旅行費	校外活動等参加費	本人経費	1,600円	800円	—
		付添人経費	2,390円	1,195円	—
	学用品等購入費		8,680円	4,340円	—
	※ 表中の区分 I、II、III は、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。				
しん 申請時期 および し 支給時期	学校によって異なります。				
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。				
と 問い合わせ先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5834）にお問い合わせください。				
び 備考	※金額については、令和6年度見込みです。				

第2編 しょうがっこうにゅうがくじゅんび 小学校入学準備のために

小学校入学準備のために

せいかつほ ごほう せいかつふじょ いちじふじょ しきゅう
生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】

第2編

小学校入学準備のために

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。この頁において同じ。）への入学準備に必要な費用（学童（学生）服・カバン・靴等の購入費）を支給します。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度小学校に入学される方	
し 支	きゅう 給	がく 額	○生活保護法の「生活扶助（一時扶助）」	
	区 分	内 容	支給額	
	入学準備金	入学時の学童服、ランドセル、カバン、靴等	64,300円以内	
	【参考】入学準備金以外に、生活保護法の「教育扶助」（P.19）として下の表の経費が支給されます。			
	区 分	内 容	基準額	
	基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額2,600円
	学級費等	学級費、児童会費、PTA会費等		月額1,080円以内
	教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）		実費支給
	学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給
	校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給
	通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給
	学習支援費	課外クラブ活動費		実費支給 (年間上限額 16,000円以内)
と 問	あわ い	さき 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。	
び 備	こう 考	特別支援学校に入学され、就学奨励費（P.22）の支給を受けられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。		

※表中の金額は令和6年3月現在のもので、変更となる場合があります。

小学校入学準備のために

ほしふしかふふくししきんかしつけきんしゅうがくしたくしきん むりしかしつけ
母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）に入学される際に必要な衣服、靴等の購入費用をお貸しします。
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）に入学されるお子さんを扶養されている方
かし 貸 付 額	子ども1人につき64,300円以内
しん 申 請 時 期	入学前
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
しん 申 請 手 続	<p>※申請前に必ず、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にご相談ください。</p> <p>申請書に必要な事項を記入し、次の①～⑦の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 就学通知書及び必要経費が書かれた書類 ② 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ③ 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ④ 印鑑登録証明書 ⑤ 扶養の事実についての証明書 ⑥ 所得を証明する書類 ⑦ 所定の誓約書兼同意書 <p>▶申請書は、保健所で配布しています。</p>
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び 備 考	

※表中の金額は令和6年3月現在のものです、変更となる場合があります。

第3編 しょうがくせい 小学生のために

ぼ し か ていしょうがくきん 母子家庭奨学金【支給】

ない 内容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。			
たい 対象者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、小学生（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）を扶養されている方 ※交通遺児奨学金等（P.18）を受けておられる方は、対象者となりません。			
し 支給額	子ども1人につき 年額21,500円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）			
しん 申請時期 および し 支給時期	対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月
	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明を受けた後、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。 ▶申請書は、府保健所又は各市町村（京都市を除く。）で配布しています。			
と 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。			
び 備考	毎年度申請が必要です。			

こうつう い じしやうがくきんとう
交通遺児奨学金等 【支給】

ない 内 容	交通事故により親等を失った小学生（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。）に、奨学金を支給します。			
たい 対 象 者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った小学生（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。） ※母子家庭奨学金（P.17）の給付を受けておられる場合は、対象者となりません。			
し 支 給 額	子ども1人につき 年額21,500円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）			
しん 申 請 時 期 およ 及 び し 支 給 時 期	4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日）			
	対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月
	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 学校長の証明（在学証明書の添付がある場合は不要です。） ③ 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。			
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。			
ひ 備 考	毎年度申請が必要です。			

小学生のために

生活保護法による「教育扶助」「生活扶助(一時扶助)」「支給

内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、義務教育を受けるために必要な費用(学用品・通学用品の購入費、学校給食費等)を支給します。																																							
対 象 者	生活保護を受給されている世帯の小学生(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校小学部含む。)																																							
支 給 額	<p>○生活保護法の「教育扶助」</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 25%;">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準額</td> <td>【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費</td> <td>【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費</td> <td>月額2,600円</td> </tr> <tr> <td>学級費等</td> <td colspan="2">学級費、児童会費、PTA会費等</td> <td>月額1,080円以内</td> </tr> <tr> <td>教材代</td> <td colspan="2">正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器)の購入費、正規の教材の利用に必要な額(ICTを活用した教育にかかる通信費)</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td colspan="2">保護者が負担する学校給食費</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>校外活動参加費</td> <td colspan="2">宿泊費、施設利用料、交通費等</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>通学交通費</td> <td colspan="2">通学に必要な最小限度の額</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>学習支援費</td> <td colspan="2">課外クラブ活動費</td> <td>実費支給 (年間上限額 16,000円以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○生活保護法の「生活扶助(一時扶助)」</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 25%;">支 給 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被服費</td> <td>第4学年進級時の学童服等</td> <td>14,600円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>修学旅行費については、就学援助費(P.20) } 修学旅行の準備にかかる費用については、修学旅行援助金(P.23) } でそれぞれ申請してください。</p>			区 分	内 容	基 準 額	基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額2,600円	学級費等	学級費、児童会費、PTA会費等		月額1,080円以内	教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器)の購入費、正規の教材の利用に必要な額(ICTを活用した教育にかかる通信費)		実費支給	学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給	校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給	通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給	学習支援費	課外クラブ活動費		実費支給 (年間上限額 16,000円以内)	区 分	内 容	支 給 額	被服費	第4学年進級時の学童服等	14,600円以内
区 分	内 容	基 準 額																																						
基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額2,600円																																					
学級費等	学級費、児童会費、PTA会費等		月額1,080円以内																																					
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの(副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器)の購入費、正規の教材の利用に必要な額(ICTを活用した教育にかかる通信費)		実費支給																																					
学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給																																					
校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給																																					
通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給																																					
学習支援費	課外クラブ活動費		実費支給 (年間上限額 16,000円以内)																																					
区 分	内 容	支 給 額																																						
被服費	第4学年進級時の学童服等	14,600円以内																																						
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)にお問い合わせください。																																							
備 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費(P.22)の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。																																							

※表中の金額は令和6年3月現在のもので、変更となる場合があります。

第3編
小学生のために

しゅうがくえんじょひ しきゅう
就学援助費【支給】

ない 内 容	経済的な理由によって、就学が困難な小学生の保護者に対して、学用品費等の一部を援助します。
たい 対 象 者	生活保護を受給されている世帯 生活保護を受給されていないが、経済的に困難な世帯
し 支 給 額	※支給項目、支給額は市町村により異なります。 1 要保護者 修学旅行費、医療費等 (生活保護法による「教育扶助」(P.19)で給付されるもの以外のもの) 2 準要保護者 学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費 等 注：医療費・・・学校保健安全法施行令第8条に定める疾病を治療するために、保護者が負担する費用のみ
しん 申 請 時 期	市町村及び学年によって異なります。
しん 申 請 手 続	申請書に必要な事項を記入し、所定の書類を添付して、学校又はお住まいの地域の市町(組合)教育委員会に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村によって異なります。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の市町(組合)教育委員会(P.3)にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度申請が必要です。

小学生のために

しゅうがくしょうれいひ とくべつ し えんがっきゅうとう しきゅう
就学奨励費（特別支援学級等）【支給】

<p>ない よう 内 容</p>	<p>小学校の特別支援学級等で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。</p>																																																
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>学校教育法施行令第22条の3に規程する障害の程度に該当する児童又は特別支援学級に就学する児童 ※生活保護法による「教育扶助」（P.19）、「就学援助費」（P.20）を受給されている場合は、一部経費のみ対象となります。</p>																																																
<p>し きゅう がく 支 給 額</p>	<p>下の支給額は、国が定めている単価（令和6年度見込み）であり、支給項目及び支給額は市町村によって異なります。 ○対象となる経費及び補助限度額</p> <table border="1" data-bbox="363 815 1417 1644"> <thead> <tr> <th>区 分 ※</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校給食費</td> <td>実費の1/2</td> <td>実費の1/2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>通学費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費の1/2</td> </tr> <tr> <td>交流及び共同学習交通費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費の1/2</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>10,790円</td> <td>10,790円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>宿泊を伴わない校外活動等参加費</td> <td>800円</td> <td>800円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>宿泊を伴う校外活動等参加費</td> <td>1,845円</td> <td>1,845円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>学用品等購入費</td> <td>5,820円</td> <td>5,820円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新入学児童学用品費等</td> <td>25,555円</td> <td>25,555円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体育実技用具費（スキー等）</td> <td>13,255円</td> <td>13,255円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>拡大教材費</td> <td>1ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 （一冊あたり限度5,250円）</td> <td>1ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 （一冊あたり限度5,250円）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>オンライン学習通信費</td> <td>7,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。</p>	区 分 ※	I	II	III	学校給食費	実費の1/2	実費の1/2	—	通学費	実費	実費	実費の1/2	交流及び共同学習交通費	実費	実費	実費の1/2	修学旅行費	10,790円	10,790円	—	宿泊を伴わない校外活動等参加費	800円	800円	—	宿泊を伴う校外活動等参加費	1,845円	1,845円	—	学用品等購入費	5,820円	5,820円	—	新入学児童学用品費等	25,555円	25,555円	—	体育実技用具費（スキー等）	13,255円	13,255円	—	拡大教材費	1ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 （一冊あたり限度5,250円）	1ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 （一冊あたり限度5,250円）	—	オンライン学習通信費	7,000円	—	—
区 分 ※	I	II	III																																														
学校給食費	実費の1/2	実費の1/2	—																																														
通学費	実費	実費	実費の1/2																																														
交流及び共同学習交通費	実費	実費	実費の1/2																																														
修学旅行費	10,790円	10,790円	—																																														
宿泊を伴わない校外活動等参加費	800円	800円	—																																														
宿泊を伴う校外活動等参加費	1,845円	1,845円	—																																														
学用品等購入費	5,820円	5,820円	—																																														
新入学児童学用品費等	25,555円	25,555円	—																																														
体育実技用具費（スキー等）	13,255円	13,255円	—																																														
拡大教材費	1ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 （一冊あたり限度5,250円）	1ページあたり42円を限度として算定した額の1/2 （一冊あたり限度5,250円）	—																																														
オンライン学習通信費	7,000円	—	—																																														
<p>しん せい じ き 申 請 時 期</p>	<p>市町村によって異なります。</p>																																																
<p>しん せい て つづ き 申 請 手 続</p>	<p>申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村によって異なります。</p>																																																
<p>と あわ さき 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、お住まいの地域の市町（組合）教育委員会（P.3）にお問い合わせください。</p>																																																
<p>び こう 備 考</p>	<p>毎年度申請が必要です。</p>																																																

特別支援学校（小学部）児童のために

しゅうがくしょうれいひ とくべつ し えんがっこう しきゅう
就学奨励費（特別支援学校）【支給】

第3編

小学生のために

ない 容	特別支援学校で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。				
たい 対象者	京都市立特別支援学校小学部に在学されている児童				
し 支給額	○対象となる経費及び補助限度額				
	区 分 ※1		I	II	III
	学校給食費		実費	実費の1/2	—
交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	実費
		付添人経費	1～3年生 4～6年生 ※2	実費	実費
	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費	実費	実費
	交流及び共同学習費		実費	実費	実費の1/2
寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	寝具購入費		5,510円	2,755円	—
	日用品等購入費		141,560円	70,780円	—
	食費		148,850円	74,425円	—
修 学 旅 行 費	修学旅行費	本人経費	21,580円	10,790円	—
		付添人経費 ※3	33,730円	16,865円	—
	校外活動等 参加費	本人経費	18,580円	9,290円	—
		付添人経費	1～3年生 27,870円 4～6年生 ※2 27,870円	1～3年生 13,935円 4～6年生 ※2 13,935円	—
学用品等購入費			11,640円	5,820円	—
拡大教材費 1ページあたり42円を限度として 算定した額			1冊あたり限度 10,500円	Iの1/2	—
新入学児童学用品費等			51,110円	25,555円	—
オンライン学習通信費			14,000円	—	—
<p>※1 表中の区分 I、II、IIIは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。</p> <p>※2 4～6年生の通学費付添人経費、校外活動等参加費付添人経費については、 肢体不自由又は重度・重複障害の児童の付添人となります。</p> <p>※3 修学旅行費付添人経費については、肢体不自由又は重度・重複障害の児童の 付添人となります。</p>					
しん 申請時期 およ 及び し 支給時期	学校によって異なります。				
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。				
と 問い合わせ先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課 (TEL075-414-5834) にお問い合わせください。				
び 備 考	毎年度申請が必要です。 ※金額については、令和6年度見込みです。				

しゅうがくりょこうえんじょきん
修学旅行援助金 【支給】

ない 内 よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、修学旅行に行くために必要な物品を購入するための費用を援助します。
たい 対 しょう 象 しゃ 者	京都府内（京都市を除く。）に居住する、生活保護を受給されている世帯の小学生が修学旅行に行くために必要な物品（カバン、肌着、靴、靴下等）の購入費用を負担される方
し 支 きゅう 給 がく 額	子ども1人につき5,800円
しん 申 せい 請 じ 時 期 およ 及び し 支 きゅう 給 じ 時 期	随時
しん 申 せい 請 て つづ 手 続	申請書に必要事項を記入し、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）に提出してください。
と 問 あわ せ さ き 先	申請の方法等については、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）、制度内容に関するご質問等は、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び 備 こう 考	修学旅行費については、就学援助費（P.20）で申請してください。

初級学校生のために

がいこくじんがっこうざいがくしゃ しゅうがくえんじょ しきゅう
外国人学校在学者への修学援助【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている日本国籍を有しない方のお子さんが、修学のために必要な費用（学用品、通学用品等の購入費、学校給食費等）を支給します。
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住する生活保護を受給されている世帯の方で、学校法人京都朝鮮学園の設置する初級学校に通うお子さんの修学のための費用を負担される方
し 支 給 額	生活保護法の教育扶助等の基準額に準じて支給
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入して、在学されている学校に提出してください。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁健康福祉部地域福祉推進課（生活保護係）（TEL075-414-4557又は4564）にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度、申請が必要です。

第4編 ちゅうがっこうにゅうがくじゅんび 中学校入学準備のために

中学校入学準備のために

せいかつほごほう せいかつふじょ いちじふじょ しきゅう
生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、中学校（義務教育学校の後期課程、特別支援学校中学部及び中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）含む。この頁において同じ。）への入学準備に必要な費用（学生服・カバン・靴等の購入費）を支給します。		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度中学校に入学される方	
し 支	きゅう 給	がく 額	○生活保護法の「生活扶助（一時扶助）」	
		区 分	内 容	支 給 額
		入学準備金	入学時の学生服、カバン、靴等	81,000円以内
【参考】入学準備金以外に、生活保護法による「教育扶助」（P.31）として下の表の経費が支給されます。				
		区 分	内 容	基 準 額
		基 準 額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他の教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費
		学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等	
		教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）	
		学校給食費	保護者が負担する学校給食費	
		校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等	
		通学交通費	通学に必要な最小限度の額	
		学習支援費	課外クラブ活動費	
				月額5,100円
				月額1,000円以内
				実費支給
				実費支給
				実費支給
				実費支給 (年間上限額 59,800円以内)
と 問	あわ い	さき せ先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。	
び 備	こう 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.34）の支給を受けられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。		

※表中の金額は令和6年3月現在のもので、変更となる場合があります。

中学校入学準備のために

ぼしふしかふふくししきんかしかつけきんしゅうがくしたくしきん むりしかしかつけ
母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に入学される際に必要な衣服、靴等の購入費用をお貸しします。
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に入学されるお子さんを扶養されている方
かし 貸 付 額	子ども1人につき81,000円以内
しん 申 請 時 期	入学前
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
しん 申 請 手 続	<p>※申請前に必ず、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にご相談ください。</p> <p>申請書に必要な事項を記入し、次の①～⑦の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就学通知書及び必要経費が書かれた書類 ② 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ③ 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ④ 印鑑登録証明書 ⑤ 扶養の事実についての証明書 ⑥ 所得を証明する書類 ⑦ 所定の誓約書兼同意書 <p>▶申請書は、保健所で配布しています。</p>
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び 備 考	

※表中の金額は令和6年3月現在のものです、変更となる場合があります。

第5編 ちゅうがくせい 中学生のために

ぼ し か ていしょうがくきん しきゅう 母子家庭奨学金【支給】

ない 内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。			
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、中学生（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）を扶養されている方 ※交通遺児奨学金等（P.30）を受けておられる方は、対象者となりません。			
し 支 給 額	子ども1人につき 年額43,000円 （6月以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）			
しん 申請時期 および しきゅう 支給時期	対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月
	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
しん 申請 手 続	申請書に必要事項を記入し、ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明を受けた後、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。 ▶申請書は、府保健所又は各市町村（京都市を除く。）で配布しています。			
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。			
び 備 考	毎年度申請が必要です。			

こうつう い じしやうがくきんとう
交通遺児奨学金等 【支給】
しきゅう

ない 内 よう 容	交通事故により親等を失った中学生（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。）に、奨学金を支給します。			
たい 対 しょう 象 しゃ 者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った中学生（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校中学部含む。） ※母子家庭奨学金（P.29）の給付を受けておられる場合は、対象者となりません。			
し 支 きゅう 給 がく 額	子ども1人につき 年額43,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）			
しん 申 せい 請 じ 時 き 期 およ 及び し 支 きゅう 給 じ 時 き 期	4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日）			
	対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月
	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末
		6～2月	申請月の翌月～3月	8月末以降は 申請月の翌月末
しん 申 せい 請 て つづ き 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 学校長の証明（在学証明書の添付がある場合は不要です。） ③ 市町村長の証明 ▶申請書は、各市町村、京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。			
と 問 あわ い さ せ 先	くわしくは、京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。			
び 備 こう 考	毎年度申請が必要です。			

中学生のために

せいかつ ほ ごほう きょういく ふじょ しきゅう
生活保護法による「教育扶助」【支給】

<p>ない 内容</p>	<p>生活保護を受給されている世帯のお子さんが、義務教育を受けるために必要な費用（学用品・通学用品の購入費、学校給食費等）を支給します。</p>																																		
<p>たい 対象者</p>	<p>生活保護を受給されている世帯の中学生（義務教育学校の後期課程、特別支援学校中学部及び中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）含む。）</p>																																		
<p>し 支給額</p>	<p>○生活保護法の「教育扶助」</p> <table border="1" data-bbox="359 672 1428 1411"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 672 566 728">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="566 672 1220 728">内 容</th> <th data-bbox="1220 672 1428 728">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 728 566 907">基準額</td> <td data-bbox="566 728 893 907">【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費</td> <td data-bbox="893 728 1220 907">【その他教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費</td> <td data-bbox="1220 728 1428 907">月額5,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 907 566 952">学級費等</td> <td colspan="2" data-bbox="566 907 1220 952">学級費、生徒会費、PTA会費等</td> <td data-bbox="1220 907 1428 952">月額1,000円以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 952 566 1131">教材代</td> <td colspan="2" data-bbox="566 952 1220 1131">正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）</td> <td data-bbox="1220 952 1428 1131">実費支給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1131 566 1176">学校給食費</td> <td colspan="2" data-bbox="566 1131 1220 1176">保護者が負担する学校給食費</td> <td data-bbox="1220 1131 1428 1176">実費支給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1176 566 1220">校外活動参加費</td> <td colspan="2" data-bbox="566 1176 1220 1220">宿泊費、施設利用料、交通費等</td> <td data-bbox="1220 1176 1428 1220">実費支給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1220 566 1265">通学交通費</td> <td colspan="2" data-bbox="566 1220 1220 1265">通学に必要な最小限度の額</td> <td data-bbox="1220 1220 1428 1265">実費支給</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1265 566 1411">学習支援費</td> <td colspan="2" data-bbox="566 1265 1220 1411">課外クラブ活動費</td> <td data-bbox="1220 1265 1428 1411">実費支給 (年間上限額 59,800円以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="359 1422 1428 1512"> 修学旅行費については、就学援助費（P.32） 修学旅行の準備にかかる費用については、修学旅行援助金（P.35） } でそれぞれ申請してください。 </p>			区 分	内 容		基準額	基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額5,100円	学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額1,000円以内	教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）		実費支給	学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給	校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給	通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給	学習支援費	課外クラブ活動費		実費支給 (年間上限額 59,800円以内)
区 分	内 容		基準額																																
基準額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、裁縫道具、体育用靴等の購入費	【その他教育費】校外活動費、通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	月額5,100円																																
学級費等	学級費、生徒会費、PTA会費等		月額1,000円以内																																
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）		実費支給																																
学校給食費	保護者が負担する学校給食費		実費支給																																
校外活動参加費	宿泊費、施設利用料、交通費等		実費支給																																
通学交通費	通学に必要な最小限度の額		実費支給																																
学習支援費	課外クラブ活動費		実費支給 (年間上限額 59,800円以内)																																
<p>と 問い合わせ先</p>	<p>くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。</p>																																		
<p>び 備考</p>	<p>特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.34）の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。</p>																																		

※表中の金額は令和6年3月現在のもので、変更となる場合があります。

第5編
中学生のために

しゅうがくえんじょひ しきゅう
就学援助費【支給】

ない 内 容	経済的な理由によって、就学が困難な中学生の保護者に対して、学用品費等の一部を援助します。
たい 対 象 者	生活保護を受給されている世帯 生活保護を受給されていないが、経済的に困難な世帯
し 支 給 額	※支給項目、支給額は市町村により異なります。 1 要保護者 修学旅行費、医療費等 (生活保護法による「教育扶助」(P.31)で給付されるもの以外のもの) 2 準要保護者 学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費 等 注：医療費・・・学校保健安全法施行令第8条に定める疾病を治療するために、保護者が負担する費用のみ
しん 申 請 時 期	市町村及び学年によって異なります。
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、学校又はお住まいの地域の市町(組合)教育委員会に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村によって異なります。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の市町(組合)教育委員会(P.3)にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度申請が必要です。

中学生のために

しゅうがくしょうれいひ とくべつ し えんがっきゅうとう しきゅう
就学奨励費（特別支援学級等）【支給】

ない 内容	中学校の特別支援学級等で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。			
たい 対象者	学校教育法施行令第22条の3に規程する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級に就学する生徒 ※生活保護法による「教育扶助」（P.31）、「就学援助費」（P.32）を受給されている場合は、一部経費のみ対象となります。			
し 支給額	下の支給額は、国が定めている単価（令和6年度見込み）であり、支給項目及び支給額は市町村等によって異なります。 ○対象となる経費及び補助限度額			
	区分※	I	II	III
	学校給食費	実費の1/2	実費の1/2	—
	通学費	実費	実費	実費の1/2
	職場実習交通費	実費	実費	実費の1/2
	交流及び共同学習交通費	実費	実費	実費の1/2
	修学旅行費	28,860円	28,860円	—
	宿泊を伴わない校外活動等参加費	1,155円	1,155円	—
	宿泊を伴う校外活動等参加費	3,105円	3,105円	—
	学用品等購入費	11,370円	11,370円	—
	新入学生徒学用品費等	30,490円	30,490円	—
	体育実技用具費	柔道	3,825円	3,825円
		剣道	26,455円	26,455円
		スキー等	19,015円	19,015円
	拡大教材費	1ページあたり42円を限度として算定した額の1/2（一冊あたり限度5,250円）	1ページあたり42円を限度として算定した額の1/2（一冊あたり限度5,250円）	—
	オンライン学習通信費	7,000円	—	—
	※ 表中の区分 I、II、IIIは、保護者の方の経済状況（所得）により決まります。			
しん 申請時期	市町村等によって異なります。			
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して学校に提出してください。 ※申請書及び添付書類は、市町村等によって異なります。			
と 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の市町（組合）教育委員会等（P.3）にお問い合わせください。			
ひ 備考	毎年度申請が必要です。			

第5編

中学生のために

特別支援学校（中学部）生徒のために

しゅうがくしょうれいひ とくべつ し えんがっこう しきゅう
就学奨励費（特別支援学校）【支給】

ない 容	特別支援学校で学ぶために必要な費用について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。				
たい 対象者	京都市立特別支援学校中学部に在学されている生徒				
し 支給額	○対象となる経費及び補助限度額				
	区 分 ※1	I	II	III	
	学校給食費	実費	実費の1/2	—	
交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	
		付添人経費	実費※2	実費※2	
	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費	実費	実費
	職場実習費	実費	実費	実費の1/2	
交流及び共同学習費	実費	実費	実費の1/2		
寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	寝具購入費	5,510円	2,755円	—	
	日用品等購入費	141,560円	70,780円	—	
	食費	148,850円	74,425円	—	
修 学 旅 行 費	修学旅行費	本人経費	57,720円	28,860円	
		付添人経費	82,850円※2	41,425円※2	
	校外活動等 参加費	本人経費	24,660円	12,330円	—
		付添人経費	36,980円※2	18,490円※2	—
学用品等購入費	22,740円	11,370円	—		
拡大教材費 1ページあたり42円を限度として 算定した額	1冊あたり限度 10,500円	Iの1/2	—		
新入学生徒学用品費等	60,980円	30,490円	—		
オンライン学習通信費	14,000円	—	—		
申請時期 および 支給時期	学校によって異なります。				
申請手続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。				
問い合わせ先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5834）にお問い合わせください。				
備 考	毎年度申請が必要です。 ※金額については、令和6年度見込みです。				

第5編
 中学生のために

しゅうがくりょこうえんじょきん
修学旅行援助金 【支給】

ない 内 よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、修学旅行に行くために必要な物品を購入するための費用を援助します。
たい 対 しょう 象 しゃ 者	京都府内（京都市を除く。）に居住する、生活保護を受給されている世帯の中学生が修学旅行に行くために必要な物品（カバン、肌着、靴、靴下等）の購入費用を負担される方
し 支 きゅう 給 がく 額	子ども1人につき6,800円
しん 申 せい 請 じ 時 期 およ び し 支 きゅう 給 じ 時 期	随時
しん 申 せい 請 て つづ 手 続	申請書に必要事項を記入し、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）に提出してください。
と 問 あわ い せ さ 先	申請の方法等については、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）、制度内容に関するご質問等は、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。
び 備 こう 考	修学旅行費については、就学援助費（P.32）で申請してください。

中高級学校中級部生のために

がいこくじんがっこうざいがくしゃ しゅうがくえんじょ しきゅう
外国人学校在学者への修学援助【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている日本国籍を有しない方のお子さんが、修学のために必要な費用（学用品、通学用品等の購入費、学校給食費等）を支給します。
たい 対 象 者	京都府内（市域を除く。）に居住する生活保護を受給されている世帯の方で、学校法人京都朝鮮学園の設置する中高級学校中級部に通うお子さんの修学のための費用を負担される方
し 支 給 額	生活保護法の教育扶助等の基準額に準じて支給
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入して、在学されている学校に提出してください。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁健康福祉部地域福祉推進課（生活保護係）（TEL075-414-4557又は4564）にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度申請が必要です。

第6編 こうとうがっこうにゆうがくじゅんび
高等学校等入学準備のために

第6編

高等学校等入学準備のために

高等学校等入学準備のために

せいかつ ほ ごほう せいぎょう ふ じょ こうとうがっこうとうしゅうがく ひ しきゅう
生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】

内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、高等学校等に就学される際に必要な費用（学用品・制服・カバン・靴の購入費、受験（検）料・入学金等）を支給します。		
対 象 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで、来年度高等学校等に就学される方 ※高等学校等 ① 高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 中等教育学校の後期課程 ③ 高等専門学校 ④ 特別支援学校高等部（別科を除く。） ⑤ 高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校（修業年限が3年以上であり、かつ普通教育科目を含む就業時間がおおむね800時間以上の教育課程の場合）		
支 給 額	○生活保護法の「生業扶助」		
	区 分	内 容	基準額
	基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費 【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額5,300円
	学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等	月額2,330円以内
	教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）	実費支給
	授業料	授業料	下記※1、※2参照
	入学料	入学料	公立高校入学料相当額
	入学考査料	入学考査料（受験（検）料）	30,000円以内
	通学交通費	通学に必要な最小限の額	実費支給
	入学準備金	学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費	87,900円以内
	学習支援費	課外クラブ活動費等	実費支給 （年間上限額 84,600円以内）
	※1 公立高等学校、私立高等学校、高等専門学校（1～3年生）等の授業料については、公立高校就学支援金及び高等学校等就学支援金により給付対象外 ※2 高等専門学校（4・5年生）等の授業料については、授業料減免措置等を適用した後の実際の支払額が給付対象 ※3 修学旅行費、修学旅行の準備に係る費用は支給されません。		
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。		
備 考	特別支援学校に入学され、就学奨励費（P.58）の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。		

※表中の金額は令和6年3月現在のもので、変更となる場合があります。

高等学校等入学準備のために

こうこうせいきゅう ふ がたしょうがくきん しきゅう
高校生給付型奨学金【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯又は市町村民税が非課税世帯のお子さんが、高等学校等へ進学される場合に、入学支度金や奨学金等を支給します。																																																																																														
たい 対	しょう 象	しゃ 者	<p>京都府内（京都市を除く。）に居住し、次のいずれかに該当される方</p> <p>1 生活保護を受給されている世帯のお子さんで、私立高等学校（通信制除く。）又は外国人学校（※1）に修学される方</p> <p>2 市町村民税が非課税の世帯のお子さんで、国公立・私立高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校又は外国人学校に修学され、次の①～⑤に該当される方</p> <p>①母子世帯 ②父子世帯 ③児童世帯 ④障害者世帯 ⑤長期療養者世帯</p> <p>注：①～③については、世帯員の年齢要件があります。④、⑤については、障害・傷病の程度要件があります。</p> <p>▶ 専修学校の高等課程に修学される方は、対象外となります。</p> <p>▶ 「同種の資金」の貸与又は給付を受けておられる場合は、支給額を減額することがあります。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。</p>																																																																																													
し 支	まきゅう 給	がく 額	単位：円																																																																																													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">支給額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>年額</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生活保護世帯</td> <td rowspan="2">入学支度金</td> <td rowspan="2">私立高校</td> <td>全日制</td> <td>110,000</td> <td>—</td> <td rowspan="2">1年生対象 (1回のみ支給)</td> </tr> <tr> <td>定時制</td> <td>69,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">奨学金</td> <td rowspan="2">私立高校（府外）</td> <td>全日制</td> <td>228,000</td> <td>19,000</td> <td rowspan="2">国支援金との併給調整を行います。※3</td> </tr> <tr> <td>外国人学校 ※1</td> <td>全日制</td> <td>228,000</td> <td>19,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">市町村民税非課税世帯</td> <td rowspan="3">入学支度金</td> <td rowspan="3">国公立高校</td> <td>全日制</td> <td rowspan="2">63,000</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="3">特別支援学校高等部専攻科を除きます。</td> </tr> <tr> <td>定時制</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立高校</td> <td>全日制</td> <td>178,000</td> <td>—</td> <td rowspan="2">1年生対象 (1回のみ支給)</td> </tr> <tr> <td>定時制</td> <td>137,000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">通信制</td> <td>45,000</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">奨学金</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校（4、5年のみ）</td> <td></td> <td>192,000</td> <td>16,000</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校高等部（専攻科を除く。）</td> <td></td> <td>168,000</td> <td>14,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立高校（府内）</td> <td colspan="2">全日制・定時制・通信制すべて</td> <td colspan="3">支給対象外 ※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立高校（府外）</td> <td>全日制</td> <td>396,000</td> <td>33,000</td> <td rowspan="2">国支援金との併給調整を行います。※3</td> </tr> <tr> <td>定時制</td> <td>288,000</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>外国人学校 ※1</td> <td>全日制</td> <td>396,000</td> <td>33,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支援金 (学用品費等)</td> <td rowspan="2">国公立高校 私立高校</td> <td>全日制</td> <td rowspan="2">1学年につき 60,000</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">・特別支援学校の高等部、高等専門学校の4、5学年を除きます。 ・奨学のための給付金との併給調整を行います。※5</td> </tr> <tr> <td>定時制 通信制</td> </tr> </tbody> </table>						世帯区分	名称	種別		支給額		備考	年額	月額	生活保護世帯	入学支度金	私立高校	全日制	110,000	—	1年生対象 (1回のみ支給)	定時制	69,000	—	奨学金	私立高校（府外）	全日制	228,000	19,000	国支援金との併給調整を行います。※3	外国人学校 ※1	全日制	228,000	19,000	市町村民税非課税世帯	入学支度金	国公立高校	全日制	63,000	—	特別支援学校高等部専攻科を除きます。	定時制	私立高校	全日制	178,000	—	1年生対象 (1回のみ支給)	定時制	137,000	—	通信制			45,000	—		奨学金	国公立	特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校（4、5年のみ）		192,000	16,000	※4	特別支援学校高等部（専攻科を除く。）		168,000	14,000		私立高校（府内）	全日制・定時制・通信制すべて		支給対象外 ※2			私立高校（府外）	全日制	396,000	33,000	国支援金との併給調整を行います。※3	定時制	288,000	24,000	外国人学校 ※1	全日制	396,000	33,000		支援金 (学用品費等)	国公立高校 私立高校	全日制	1学年につき 60,000	—	・特別支援学校の高等部、高等専門学校の4、5学年を除きます。 ・奨学のための給付金との併給調整を行います。※5	定時制 通信制
世帯区分	名称	種別		支給額		備考																																																																																										
				年額	月額																																																																																											
生活保護世帯	入学支度金	私立高校	全日制	110,000	—	1年生対象 (1回のみ支給)																																																																																										
			定時制	69,000	—																																																																																											
	奨学金	私立高校（府外）	全日制	228,000	19,000	国支援金との併給調整を行います。※3																																																																																										
			外国人学校 ※1	全日制	228,000		19,000																																																																																									
市町村民税非課税世帯	入学支度金	国公立高校	全日制	63,000	—	特別支援学校高等部専攻科を除きます。																																																																																										
			定時制																																																																																													
			私立高校	全日制	178,000		—	1年生対象 (1回のみ支給)																																																																																								
	定時制	137,000		—																																																																																												
	通信制			45,000	—																																																																																											
	奨学金	国公立	特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校（4、5年のみ）		192,000	16,000	※4																																																																																									
			特別支援学校高等部（専攻科を除く。）		168,000	14,000																																																																																										
		私立高校（府内）	全日制・定時制・通信制すべて		支給対象外 ※2																																																																																											
			私立高校（府外）	全日制	396,000	33,000	国支援金との併給調整を行います。※3																																																																																									
				定時制	288,000	24,000																																																																																										
外国人学校 ※1	全日制	396,000	33,000																																																																																													
支援金 (学用品費等)	国公立高校 私立高校	全日制	1学年につき 60,000	—	・特別支援学校の高等部、高等専門学校の4、5学年を除きます。 ・奨学のための給付金との併給調整を行います。※5																																																																																											
		定時制 通信制																																																																																														
<p>※1 学校法人が設置した、専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程</p> <p>※2 京都府内の私立高校の奨学金については、国の制度「高等学校等就学支援金」と京都府の制度「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」により、実質授業料が無償化となることから、支給されません。</p> <p>※3 京都府外の私立高校の奨学金については、表の金額と国の制度「高等学校等就学支援金」及び「兵庫県の私立高校に通われている方への学費軽減」との差額を支給します。</p> <p>※4 高等専門学校については、高等教育無償化制度が適用されると実質授業料が無償化となることから、支給されません。</p> <p>※5 支援金については、表の金額と「奨学のための給付金」との差額を支給します。</p>																																																																																																

<p>しんせいじき 申請時期</p>	<p>【生活保護世帯】 第1次申請：2月 以降は随時（入学支度金は4月末まで）</p> <p>【市町村民税非課税世帯】 第1次申請：2月 第2次申請：6月 以降は随時（入学支度金は6月末まで）</p>		
<p>しきゅうじき 支給時期</p>	<p>入学支度金</p>	<p>【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月（1次）、7月（2次）</p>	
<p>しんせいてづき 申請手続</p>	<p>申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所(P.2)に提出してください。</p> <p>【生活保護世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 在学証明書 ② 生活保護世帯であることを証明するもの（受給証明書等） ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ <p>【市町村民税非課税世帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 在学証明書 ② 市町村民税が非課税であることを証明するもの（市町村民税非課税証明書） ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ ④ 支援金利用予定書 <p>▶身体障害者世帯の方・・・身体障害者手帳の写し又は年金手帳の写し ▶長期療養者世帯の方・・・医師の診断書</p>		
<p>とあわさき 問い合わせ先</p>	<p>くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。</p>		
<p>びこう 備考</p>	<p>同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高校生等修学支援事業(修学金、修学支度金) 貸付 (P.45～48、P.72～75) ② 奨学のための給付金 支給 (P.53～54) ③ 母子家庭奨学金等 支給 (P.55) ④ 交通遺児奨学金等 支給 (P.56～57) ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 (P.62) ⑥ 高等学校等就学支援金 学校に支給 (P.65) ⑦ 兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減 (P.67) <p>※①～⑦以外にも類似制度により給付等を受けられる場合は、支給額を減額する場合があります。</p>		

高等学校等入学準備のために

せいかつふくし し きんかしたつけきん きょういくし えんし きん むりしかしつけ
生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】

<p>ない よう 内 容 し きん しゅるい (資金の種類)</p>	<p>1 教育支援費：低所得世帯のお子さんが、高等学校等に就学するために必要な費用を、他の「公的な教育支援貸与（貸付）制度※1」の借入ができるまでの「つなぎ資金※2」として、お貸しします。</p> <p>※1 「公的な教育支援貸与制度」とは、次の①、②の制度です。 ① 高校生等修学支援事業の修学金（P.45～46、P.72～73） ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）（P.42～43、P.70）</p> <p>※2 「つなぎ資金」とは ※1の①については、4月以降に貸付。②についても貸付が4月以降になることがあり、納入しなければならぬ時期に必要なお金が準備できない場合があります。教育支援費は、①、②のいずれかの制度を申し込まれることを条件に、それらの借り入れができるまでの間、「つなぎ資金」として、一時的にお貸しするものです。</p> <p>【①、②の貸付を受けられた場合】入学年の12月に一括償還（返済）していただきます。 【①、②の貸付を受けられなかった場合】「つなぎ資金」ではなく、継続してお貸しします。</p> <p>2 就学支度費：高等学校等への入学に際し、必要な費用をお貸しします。</p>																				
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）のお子さんで、高等学校（特別支援学校高等部含む。）、中等教育学校後期課程（中高一貫校の高校）、専修学校（高等課程）、又は高等専門学校に就学される方</p> <p>※ 高校生等修学支援事業の「修学支度金」を申請された場合（予約申請を含みます。）は、「2 就学支度費」の貸付を受けることはできません。</p>																				
<p>かし つけ きん かく 貸 付 金 額</p>	<p>1 教育支援費：6か月を上限として、月単位でお貸しします。 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="422 1115 1332 1377"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">学校種別等</th> <th colspan="2">貸付限度額（月額）</th> </tr> <tr> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校等</td> <td>国公立</td> <td>18,000</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>30,000</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高等専門学校</td> <td>国公立</td> <td>21,000</td> <td>22,500</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>32,000</td> <td>35,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>特に必要と認められる場合、上記貸付限度額×1.5倍を上限に、特別分として貸付ができます。特別分貸付での貸付金額を希望される場合は、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）の貸付相談窓口にご相談ください。</p> <p>2 就学支度金：500,000円以内</p>	学校種別等		貸付限度額（月額）		自宅通学	自宅外通学	高等学校等	国公立	18,000	23,000	私 立	30,000	35,000	高等専門学校	国公立	21,000	22,500	私 立	32,000	35,000
学校種別等				貸付限度額（月額）																	
		自宅通学	自宅外通学																		
高等学校等	国公立	18,000	23,000																		
	私 立	30,000	35,000																		
高等専門学校	国公立	21,000	22,500																		
	私 立	32,000	35,000																		
<p>しんせい そうだん 申 請 (相 談) し き 時 期</p>	<p>※志望校を決定され、入学パンフレット等で入学にかかる必要経費が確認できた時点（中学3年生の秋頃から）で、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にご相談ください。</p>																				
<p>へん さい き かん 返 済 期 間</p>	<p>1 教育支援費：「つなぎ資金」は、入学年の12月に一括償還（返済）、それ以外は、卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の3倍以内（特別分は4倍以内（ただし最長は20年とする。))（P.69と同様）</p> <p>2 就学支度費：卒業後3ヶ月以内の据置期間後、8年以内</p>																				
<p>と あわ さき 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にお問い合わせください。</p>																				
<p>び こう 備 考</p>																					

第6編 高等学校等入学準備のために

高等学校等入学準備のために

ほしふしかふふくししきんかじつけきん しゅうがくしきん しゅうがくしたくしきん もりしかじつけ
母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】

<p>ない よう 内 容</p>	<p>母子家庭や父子家庭のお子さんが、高等学校等に修学される場合に必要の費用（入学金、授業料、書籍代、交通費等）をお貸しします。</p>																																																																																					
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度、次の①又は②に進学される予定のお子さんを扶養されている方</p> <p>① 高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校、専修学校（高校課程）に進学</p> <p>② 修業施設に入所（修業資金）</p> <p>※ ①に該当の方・・・修学資金、就学支度資金の貸付が受けられます。 ②に該当の方・・・就学支度資金、修業資金の貸付が受けられます。</p> <p>▶ 同種の資金の貸与を受ける場合は、この制度を受けられません。 同種の資金については備考欄をご覧ください。</p>																																																																																					
<p>かし つけ かく 貸 付 額</p>	<p>○ 修学資金 月額限度額（①に該当の方） 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="363 875 1410 1263"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">学校等種別</th> <th colspan="5">学年別</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">高等 専修 学校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>34,500</td> <td>34,500</td> <td>34,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>45,000</td> <td>45,000</td> <td>45,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高等 専門 学校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>31,500</td> <td>31,500</td> <td>31,500</td> <td>67,500</td> <td>67,500</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>33,750</td> <td>33,750</td> <td>33,750</td> <td>76,500</td> <td>76,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>48,000</td> <td>48,000</td> <td>48,000</td> <td>98,500</td> <td>98,500</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td>115,000</td> <td>115,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 修業資金 月額限度額 68,000円（②に該当の方）</p> <p>○ 就学支度資金 限度額 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="363 1431 1147 1682"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学</td> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>420,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">修業施設に入所</td> <td rowspan="2"></td> <td>自宅通所</td> <td>272,000</td> </tr> <tr> <td>自宅外通所</td> <td>282,000</td> </tr> </tbody> </table>		学校等種別		学年別					1年	2年	3年	4年	5年	高等 専修 学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			自宅外通学	34,500	34,500	34,500			私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			自宅外通学	52,500	52,500	52,500			高等 専門 学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	高等学校	国公立	自宅通学	150,000	自宅外通学	160,000	高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学	私立	自宅通学	410,000	自宅外通学	420,000	修業施設に入所		自宅通所	272,000	自宅外通所	282,000
学校等種別		学年別																																																																																				
		1年	2年	3年	4年	5年																																																																																
高等 専修 学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000																																																																																	
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500																																																																																	
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000																																																																																	
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500																																																																																	
高等 専門 学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500																																																																															
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500																																																																															
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500																																																																															
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000																																																																															
高等学校	国公立	自宅通学	150,000																																																																																			
		自宅外通学	160,000																																																																																			
高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学	私立	自宅通学	410,000																																																																																			
		自宅外通学	420,000																																																																																			
修業施設に入所		自宅通所	272,000																																																																																			
		自宅外通所	282,000																																																																																			
<p>しんせい そうだん 申請(相談) し 期 時 期</p>	<p>貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。</p>																																																																																					
<p>かし つけ じ き 貸 付 時 期</p>	<p>貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。</p>																																																																																					

<p>しん せい て つづき 申請手続</p>	<p>申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ③ 印鑑登録証明書 ④ 扶養の事実についての証明書 ⑤ 所得を証明する書類 ⑥ 在学（籍）証明書（修学資金、修業資金の場合） 合格通知書（就学支度資金の場合） ⑦ 学校案内や学費納入通知・払込通知等必要経費が明らかになるもの ⑧ 所定の誓約書兼同意書 <p>▶申請書は、保健所で配布しています。</p>
<p>と あわ さき 問い合わせ先</p>	<p>くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。</p>
<p>び ころ 備考</p>	<p>同種の資金とは、次の①～③にあげるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高校生等修学支援事業（修学金、修学支度金）貸付（P.45～48、P.72～75） ② 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）貸付（P.41、P.69） ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与（P.78～79）

※表中の金額は令和6年3月現在のもので、変更となる場合があります。

ふくし けいこうこうしゅうがくし きん むりしかしつけ
福祉系高校修学資金【無利子貸付】

ない 内 容	介護福祉士の養成課程を有する高校に入学しようとしており、将来、介護福祉士として京都府内の介護施設で就労を考えておられる方に修学準備金や介護実習費等をお貸しします。								
たい 対 象 者	介護福祉士の養成課程を有する高校に入学し、卒業後、京都府内の介護施設において、介護福祉士として業務に従事しようとする方								
かし 貸 付 額	<table border="0"> <tr> <td>1 修学準備金</td> <td>30,000円以内（入学年度に1回）</td> </tr> <tr> <td>2 介護実習費</td> <td>30,000円以内（1年度あたり）</td> </tr> <tr> <td>3 国家試験受験対策費用</td> <td>40,000円以内（1年度あたり）</td> </tr> <tr> <td>4 就職準備金</td> <td>200,000円以内（卒業年度に1回）</td> </tr> </table>	1 修学準備金	30,000円以内（入学年度に1回）	2 介護実習費	30,000円以内（1年度あたり）	3 国家試験受験対策費用	40,000円以内（1年度あたり）	4 就職準備金	200,000円以内（卒業年度に1回）
1 修学準備金	30,000円以内（入学年度に1回）								
2 介護実習費	30,000円以内（1年度あたり）								
3 国家試験受験対策費用	40,000円以内（1年度あたり）								
4 就職準備金	200,000円以内（卒業年度に1回）								
しん 申 請 時 期	入学後毎年4月～5月								
し 支 給 時 期	年1回4月頃（入学年度は6月頃・就職準備金は卒業年度の11月頃）								
しん 申 請 手 続	<p>申請書に必要事項を記入し、次の証明書を添付し、在学されている高校に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票記載事項証明書 ・連帯保証人の前年の所得を証明する書類（2名分） 								
れん 連 帯 保 証 人	2名（うち1名は法定代理人）								
と 問 い 合 せ 先	京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。								
び 備 考	<p>次の要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業後1年以内に介護福祉士として登録し、京都府内の介護施設において介護福祉士として介護の業務に3年間従事された場合 								

高等学校等入学準備のために

こうこうせいとうしゅうがくしえんじぎょうしゅうがくきん むりしかしつけまたりしほきゅう
高校生等修学支援事業(修学金)【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学金貸与制度	2 修学支援特別融資利子補給制度
ないよう 内 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たいしょうしゃ 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等(下の①～⑤)に進学を希望している生徒 ・親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等（下の①～④）に進学を希望している生徒の保護者 ・親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、「1 高等学校等修学金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が別に定める所得基準額以下の方 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程）
	※「同種の資金」の貸付又は給付を受けられる場合は、この制度は受けられません。 同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
かしつけまた 貸付又は ゆうしがく 融 資 額	国公立 月額18,000円以内（千円単位） 私立 月額30,000円以内（千円単位） ※自宅外通学は、5,000円加算 ※「奨学のための給付金」を受給する場合は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。	国公立 一括(3年分) 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括(3年分) 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
よやくしんせいてつづ 予約申請手続 および かしつけしき 貸付時期	※中学校及び特別支援学校中学部の3年生全員に予約申請の案内リーフレットをお配りします。予約申請を希望される場合は、中学校に「手引き」を請求してください。 ・次の①～⑤の流れになります。 ①予約申請書、所得に関する証明書等提出（中学3年生の10月～12月中旬） →中学校へ ②府から予約決定通知を交付 ③合格発表の後、予約本申請書提出（中学3年生の2月～3月中旬） →中学校へ ④進学後、府から貸与決定通知を交付 ⑤貸付（4月末～6月末）	・次の①～⑧の流れになります。 ①利用申込(中学3年生の10月～12月中旬) →中学校へ ②特別融資申込資格認定申請 （中学3年生の2月～3月） ③府から認定証を交付（進学後の4月下旬～） ④金融機関へ申込(進学後の5月～8月末日) ⑤金融機関が審査後融資決定 ⑥融資（5月上旬～6月中旬） ⑦支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑧府から利子補給（翌年の8月）
	※入学後も新規申請が可能です。（5月中旬まで）→（P.72～73）	

<p>かし つけ また 貸付又は ゆう し じ き 融資時期</p>	<p>府から年2回に分けて口座へ振り込み ます。</p> <table border="1" data-bbox="363 219 869 371"> <tr> <th>区分</th> <th>振込時期</th> </tr> <tr> <td>4月分～9月分</td> <td>4月末～6月末</td> </tr> <tr> <td>10月分～3月分</td> <td>10月末</td> </tr> </table>	区分	振込時期	4月分～9月分	4月末～6月末	10月分～3月分	10月末	<table border="1" data-bbox="914 179 1420 371"> <tr> <th>融資方法</th> <th>融資時期</th> </tr> <tr> <td>一括</td> <td>入学年度の5月～8月</td> </tr> <tr> <td>分割</td> <td>初年度5月～8月 次年度以降 4月～</td> </tr> </table>	融資方法	融資時期	一括	入学年度の5月～8月	分割	初年度5月～8月 次年度以降 4月～
区分	振込時期													
4月分～9月分	4月末～6月末													
10月分～3月分	10月末													
融資方法	融資時期													
一括	入学年度の5月～8月													
分割	初年度5月～8月 次年度以降 4月～													
<p>れんたい ほ しょうにん 連帯保証人</p>	<p>1名(親権者が兼ねることも可能です。)</p>	<p>不要ですが、保証(手数)料につきま しては、自己負担となります。</p>												
<p>へん さい き かん 返済期間</p>	<p>貸付終了後、20年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後20年以 内)</p>	<p>最初の融資があった月又は翌月から最 長7年以内</p>												
<p>と あわ さき 問い合わせ先</p>	<p>くわしくは、在学されている中学校又は京都府教育庁指導部高校教育課(TEL075-414-5043)にお問い合わせください。</p>													
<p>び ころ 備考</p>	<p>▶同種の資金とは、次の①～⑩にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金) 貸付 (P.42～43、P.70) ② 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 (P.62) ③ 高校生給付型奨学金 支給 (P.39～40、P.51～52) ④ 交通遺児奨学金等 支給 (P.56～57) ⑤ 母子家庭奨学金等 支給 (P.55) ⑥ 就学奨励費(特別支援学校) 支給 (P.58) ⑦ 看護師等修学資金 貸付 (P.98) ⑧ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与 (P.78～79) ⑨ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 給付 (P.76～77) ⑩ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶中学3年生時の貸付ではありませんので、入学前に資金が必要な場合は、生活福祉資金貸付金(P.41)について、早期からご相談ください。 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」(P.38)の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)と事前にご相談ください。</p>													

高等学校等入学準備のために

こうこうせいとうしゅうがくしえんじぎょう しゅうがくしたくきん むりしかしつけまた りしほきゅう
高校生等修学支援事業（修学支度金）【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学支度金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学支度金貸与制度	2 修学支度金特別融資利子補給制度
ない 内 よう 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たい 対 しょう 象 しゃ 者	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等（下の①～⑤）に進学を希望している生徒 ・親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等（下の①～⑤）に進学を希望している生徒の保護者 ・親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校
	<p>注1：「高校生等修学支援事業（修学金）」（P.45～46）の「1 高等学校等修学金貸与制度」の対象者に限り、この制度が利用できます。修学支度金のみのお申し込みはできません。</p> <p>注2：「同種の資金」の貸付又は給付を受けられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。</p>	
かし 貸 つけ 付 又は ゆう 融 し 資 が く 額	入学時1回	国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額
よ やく しん せいて つづ 予約 申請 手続 および およ 貸 つけ じ き 貸 付 時 期	<p>※中学校及び特別支援学校中学部の3年生全員に予約申請の案内リーフレットをお配りします。（いずれも、P.46～47の修学金とあわせて手続きを行います。）</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①～④の流れになります。 ①利用希望確認（中学3年生10月～12月中旬） ②貸与申請（中学3年生の2月～3月） ③進学後、府から貸与決定通知を交付 ④貸付（4月末～6月末） 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①～⑧の流れになります。 ①利用希望確認（中学3年生の10月～12月中旬） ②特別融資申込資格認定申請（中学3年生の2月～3月） ③府から認定証を交付（進学後の4月下旬～） ④金融機関へ申込（進学後の5月～7月末日） ⑤金融機関が審査後融資決定 ⑥融資（5月上旬～6月中旬） ⑦支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑧府から利子補給（翌年の8月）

れんたい ほしやうにん 連帯保証人	1名(親権者が兼ねることも可能です。)	不要ですが、保証(手数)料につきましては、自己負担となります。
へんさいきかん 返済期間	修学金貸付終了後、7年以内	融資があった月又は翌月から最長7年以内
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている中学校又は京都府教育庁指導部高校教育課(TEL075-414-5043)にお問い合わせください。	
びこう 備考	<p>同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。</p> <p>① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金) 貸付 (P.42～43)</p> <p>② 高校生給付型奨学金(入学支度金) 支給 (P.39～40、P.51～52)</p> <p>③ 交通遺児奨学金等(入学支度金) 支給 (P.56～57)</p> <p>④ 母子家庭奨学金等(入学支度金) 支給 (P.55)</p> <p>⑤ 生活福祉資金貸付金(就学支度費) 貸付 (P.41)</p> <p>⑥ 就学奨励費(特別支援学校) 支給 (P.58)</p> <p>⑦ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金</p> <p>▶ 中学3年生時の貸付ではありませんので、入学前に資金が必要な場合は、生活福祉資金貸付金(P.41)について、早期からご相談ください。</p> <p>▶ 生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」(P.38)の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)と事前にご相談ください。</p>	

第6編

高等学校等入学準備のために

第7編 こうこうせいとう 高校生等のために

第7編

こうこうせいとう
高校生等のために

高校生等のために

せいかつ ほ ごほう せいぎょう ふじょ こうとうがっこうとうしゅうがくひ しきゅう
生活保護法による「生業扶助（高等学校等就学費）」【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、高等学校等に就学されるために必要な費用（学用品・教材の購入費、交通費等）を支給します。																								
たい 対	しょう 象	しゃ 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで高等学校等に就学される方 ※高等学校等 ① 高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 中等教育学校の後期課程 ③ 高等専門学校 ④ 特別支援学校高等部（別科を除く。） ⑤ 高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校（修業年限が3年以上であり、かつ普通教育科目を含む修業時間がおおむね800時間以上の教育課程の場合）																							
し 支	まわ 給	がく 額	<p>○生活保護法の「生業扶助」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 55%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td> <td>【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費</td> <td rowspan="2">月額5,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【その他】校外活動費、通学用品等の購入費</td> </tr> <tr> <td>学級費</td> <td>学級費、生徒会費、PTA会費等</td> <td>月額2,330円以内</td> </tr> <tr> <td>教材代</td> <td>正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>授業料</td> <td>下記※1、※2参照</td> </tr> <tr> <td>通学交通費</td> <td>通学に必要な最小限の額</td> <td>実費支給</td> </tr> <tr> <td>学習支援費</td> <td>課外クラブ活動費等</td> <td>実費支給 (年間上限額 84,600円以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 公立高等学校、私立高等学校、高等専門学校（1～3年生）等の授業料については、公立高校就学支援金及び高等学校等就学支援金により給付対象外 ※2 高等専門学校（4・5年生）等の授業料については、授業料減免措置等を適用した後の実際の支払額が給付対象（上限あり。） ※3 修学旅行費、修学旅行の準備に係る費用は支給されません。</p>	区 分	内 容	基準額	基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費	月額5,300円		【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等	月額2,330円以内	教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）	実費支給	授業料	授業料	下記※1、※2参照	通学交通費	通学に必要な最小限の額	実費支給	学習支援費	課外クラブ活動費等	実費支給 (年間上限額 84,600円以内)
区 分	内 容	基準額																								
基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、体育用靴の購入費	月額5,300円																								
	【その他】校外活動費、通学用品等の購入費																									
学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等	月額2,330円以内																								
教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの（教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典、楽器）の購入費、正規の教材の利用に必要な額（ICTを活用した教育にかかる通信費）	実費支給																								
授業料	授業料	下記※1、※2参照																								
通学交通費	通学に必要な最小限の額	実費支給																								
学習支援費	課外クラブ活動費等	実費支給 (年間上限額 84,600円以内)																								
と 問	あわ い	さき せ先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。																							
び 備	こう 考		特別支援学校に在学され、就学奨励費（P.58）の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。																							

※表中の金額は令和6年3月現在のもので、変更となる場合があります。

こうこうせいきゅう ふ がたしょうがくきん しきゅう
高校生給付型奨学金【支給】

ない 内	よう 容	生活保護を受給されている世帯又は市町村民税が非課税世帯のお子さんが、高等学校等へ進学される場合に、入学支度金や奨学金等を支給します。					
たい 対	しょう しょう しゃ 者	<p>京都府内（京都市を除く。）に居住し、次のいずれかに該当される方</p> <p>1 生活保護を受給されている世帯のお子さんで、私立高等学校（通信制除く。）又は外国人学校（※1）に修学される方</p> <p>2 市町村民税が非課税の世帯のお子さんで、国公立・私立高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校又は外国人学校に修学され、次の①～⑤に該当される方</p> <p>①母子世帯 ②父子世帯 ③児童世帯 ④障害者世帯 ⑤長期療養者世帯</p> <p>注：①～③については、世帯員の年齢要件があります。④、⑤については、障害・傷病の程度要件があります。</p> <p>▶ 専修学校の高等課程に修学される方は、対象外となります。</p> <p>▶ 「同種の資金」の貸与又は給付を受けておられる場合は、支給額を減額することがあります。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。</p>					
し 支	きゅう 給	がく 額	単位：円				
				支給額			
				年 額	月 額		備 考
生活保 護世帯	入 学 支度金	私立高校	全日制	110,000	-	1年生対象 (1回のみ支給)	
			定時制	69,000	-		
	奨学金	私立高校（府内）	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2				
		私立高校（府外）	全日制	228,000	19,000	国支援金との併給調整 を行います。※3	
外国人学校 ※1	全日制	228,000	19,000				
市町村 民税非 課税世 帯	入 学 支度金	国公立高校	全日制	63,000	-	特別支援学校高等部専 攻科を除きます。	
			定時制				
		私立高校	全日制	178,000	-	1年生対象 (1回のみ支給)	
	通 信 制		45,000	-			
	奨学金	国公立	特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校（4、5年のみ）		192,000	16,000	※4
			特別支援学校高等部（専攻 科を除く。）		168,000	14,000	
		私立高校（府内）	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2				
			私立高校（府外）	全日制	396,000	33,000	国支援金との併給調整 を行います。※3
	外国人学校 ※1	定時制	288,000	24,000			
	外国人学校 ※1	全日制	396,000	33,000			
私立高校							
支援金 (学用品 費等)	国公立高校	私立高校	全日制	1学年につき 60,000	-	・特別支援学校の高等 部、高等専門学校の 4、5学年を除きます。 ・奨学のための給付金 との併給調整を行 います。※5	
私立高校	定時制 通信制						
<p>※1 学校法人が設置した、専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程</p> <p>※2 京都府内の私立高校の奨学金については、国の制度「高等学校等就学支援金」と京都府の制度「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」により、実質授業料が無償化となることから、支給されません。</p> <p>※3 京都府外の私立高校の奨学金については、表の金額と国の制度「高等学校等就学支援金」及び「兵庫県の私立高校に通われている方への学費軽減」との差額を支給します。</p> <p>※4 高等専門学校については、高等教育無償化制度が適用されると実質授業料が無償化となることから、支給されません。</p> <p>※5 支援金については、表の金額と「奨学のための給付金」との差額を支給します。</p>							

しんせいじき
申請時期

【生活保護世帯】
第1次申請：2月
以降は随時（入学支度金は4月末まで）

【市町村民税非課税世帯】
第1次申請：2月
第2次申請：6月
以降は随時（入学支度金は6月末まで）

しきゅうじき
支給時期

入学支度金	【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月（1次）、7月（2次）		
奨学金		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯
	第1期分（4月～7月まで）	4月	4月（1次）、7月（2次）
	第2期分（8月～11月まで）	8月	8月
	第3期分（12月～3月まで）	12月	12月
※国の制度「高等学校等就学支援金」等他の類似制度により給付等を受けられる場合、支給されないことがあります。 ※国の制度「高等学校等就学支援金」との併給調整のため、第1期分、第2期分の支給時期が12月になる可能性があります。			
支援金（学用品費等）	【市町村民税非課税世帯】 11月下旬（予定）		

しんせいてつづき
申請手続

申請書に必要な事項を記入し、次の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所(P.2)に提出してください。

【生活保護世帯】

- ① 在学証明書
- ② 生活保護世帯であることを証明するもの（受給証明書等）
- ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ

【市町村民税非課税世帯】

- ① 在学証明書
- ② 市町村民税が非課税であることを証明するもの（市町村民税非課税証明書）
- ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ
- ④ 支援金利用予定書

▶ 身体障害者世帯の方・・・身体障害者手帳の写し又は年金手帳の写し
▶ 長期療養者世帯の方・・・医師の診断書

とあわさき
問い合わせ先

くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。

びこう
備考

▶ 毎年度申請が必要です。
▶ 同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。

- ① 高校生等修学支援事業（修学金、修学支度金） 貸付（P.45～48、P.72～75）
- ② 奨学のための給付金 支給（P.53～54）
- ③ 母子家庭奨学金等 支給（P.55）
- ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.56～57）
- ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.62）
- ⑥ 高等学校等就学支援金 学校に支給（P.65）
- ⑦ 兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減（P.67）

※①～⑦以外にも類似制度により給付等を受けられる場合は、支給額を減額する場合があります。

高校生等のために

奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)【支給】

<p>ない 内 よう 容</p>	<p>授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対し、「奨学のための給付金」を支給し支援を行います。〈国公立私立高校等〉</p>
<p>たい 対 しょう 象 しゃ 者</p>	<p>次の①～③のいずれにも該当する生徒の保護者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護受給世帯（生業扶助受給）の生徒又は道府県民税所得割額と市町村民税所得割額非課税世帯の生徒（失業・倒産等により家計が急変し、家計急変発生後1年間の収入見込が住民税所得割額非課税相当と認められる世帯（以下「家計急変世帯」といいます。）の生徒も該当する場合があります。） ② 保護者等（親権者全員）が京都府内に在住していること ③ 平成26年4月1日以降に入学しており、国の高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の在籍者を除く。）であること <p>※「同種の資金」の貸付又は給付を受給している場合は、同種の資金の貸付額や支給額を減額されることがあります。同種の資金については、備考欄をご覧ください。</p>
<p>し 支 きゅう 給 がく 額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護受給世帯（生業扶助受給） <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制・通信制：年額32,300円 私立 全日制・定時制・通信制：年額52,600円 ② 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で高校生がいる世帯（③の場合を除く。） <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制：年額122,100円 通信制・専攻科：年額 50,500円 私立 全日制・定時制：年額142,600円 通信制・専攻科：年額 52,100円 ③ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で扶養されている2人目以降の高校生がいる世帯又は扶養されている高校生以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 <ul style="list-style-type: none"> 国公立 全日制・定時制：年額143,700円 通信制・専攻科：年額 50,500円 私立 全日制・定時制：年額152,000円 通信制・専攻科：年額 52,100円 <p>注：家計急変世帯の場合は、家計急変となった時期に応じて年額又は月割支給となります。</p>
<p>しん 申 せい 請 じ 時 き 期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・7月頃（7月1日が基準日となります。ただし、家計急変世帯の場合は、家計急変となった時期に応じて基準日が異なります。） ・新入生については、一部（4～6月分）の早期給付を希望することができます。一部（4～6月分）の早期給付を希望された場合は、4～5月頃（4月1日が基準日となります。）
<p>し 支 きゅう 給 じ 時 き 期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10月下旬以降 ・一部（4～6月分）の早期給付を希望された場合は、6月下旬以降

しんせい て つづき 申請手続	<p>在学されている高等学校等から案内がありますので、申請書類に生活保護受給世帯（生業扶助受給）・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯を証明する書類を添付して学校へ提出してください。他府県の学校へ進学されている場合は、下記までご連絡ください。</p> <p>注：家計急変世帯の場合は、家計急変状況が確認できる書類の添付も必要となります。</p>
と あわ さき 問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国公立 在学されている高等学校等又は京都府教育庁指導部高校教育課 (TEL075-414-5055) ・ 私立 在学されている高等学校等又は京都府庁文化生活部文教課 (TEL075-414-4516)
び こう 備考	<p>▶ 毎年度申請が必要です。</p> <p>▶ 同種の資金のうち、貸付額又は支給額が減額されることがあるものは次の①～⑤です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高校生等修学支援事業（修学金） 貸付（P.45～46、P.72～73） ② 高校生給付型奨学金 支給（P.39～40、P.51～52） ③ 母子家庭奨学金等 支給（P.55） ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.56～57） ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.62）

第7編

高校生等のために

ほしかていしょうがくきんとう 母子家庭奨学金等【支給】

内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。																				
対 象 者	<p>京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、高校生（特別支援学校高等部、専修学校の高等課程含む。）を扶養されている方</p> <p>※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、支給を受けられないことや支給額を減額されることがあります。同種の資金については備考欄をご覧ください。</p>																				
支 給 額	<p>1 奨学金 子ども1人につき 年額 64,000円 （6月以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）</p> <p>2 高等学校入学支度金 子ども1人につき 35,000円（入学時のみ1回限り） （申請年度の4月1日現在支給対象である方で、5月末日までに申請をされた方に限ります。）</p>																				
申 請 時 期	<p>1 奨学金 4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日）</p> <p>2 高等学校入学支度金 5月末日まで ※入学前に支給を希望する方は、2月</p>																				
支 給 時 期	<p>1 奨学金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">対象者区分</th> <th style="width: 15%;">申請月</th> <th style="width: 25%;">支給対象期間 (申請年度)</th> <th style="width: 20%;">支給月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td> <td>4～5月</td> <td>4～3月</td> <td>8月末</td> </tr> <tr> <td>6～2月</td> <td>申請月の翌月～3月</td> <td>10～3月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td> <td>4～5月</td> <td>申請月の翌月～3月</td> <td>8月末</td> </tr> <tr> <td>6～2月</td> <td>申請月の翌月～3月</td> <td>10～3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 高等学校入学支度金 8月末（入学前支給の場合は3月）</p>			対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月																		
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																		
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																		
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																		
申 請 手 続	<p>申請書に必要な事項を記入し、次の①～②の証明を受けた後、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。</p> <p>① ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明</p> <p>② 在学証明（学校長の証明）</p> <p>▶申請書は、保健所、各市町村（京都市を除く。）で配布しています。</p>																				
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。																				
備 考	<p>▶毎年度申請が必要です。（高等学校入学支度金は、入学時に限ります。）</p> <p>▶同種の資金のうち、支給を受けられないものは次の①～④です。</p> <p>① 高校生等修学支援事業（修学金・修学支度金） 貸付（P.45～48、P.72～75）</p> <p>② 高校生給付型奨学金 支給（P.39～40、P.51～52）</p> <p>③ 交通遺児奨学金等 支給（P.56～57）</p> <p>④ 技能修得資金 支給（P.94）</p> <p>同種の資金のうち、支給額が減額されるものは次の⑤です。</p> <p>⑤ 奨学のための給付金 支給（P.53～54）</p>																				

こうつう い じしやうがくきんとう
交通遺児奨学金等【支給】

ない 容	交通事故により親等を失った高校生（特別支援学校高等部・専修学校の高等課程含む。）に、奨学金を支給します。				
たい しょう しゃ 対 象 者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った高校生（特別支援学校高等部・専修学校高等課程を含む。） ※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、支給を受けられないことや支給額を減額されることがあります。同種の資金については備考欄をご覧ください。				
し きゅう がく 支 給 額	<p>1 奨学金 子ども1人につき 年額 64,000円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。）</p> <p>2 高等学校入学支度金 子ども1人につき 35,000円・・・高校1年生対象 （高等学校入学年度の4月1日現在支給対象である方で、5月末日までに申請をされた方に限ります。）</p>				
しん せい じ き 申 請 時 期	<p>1 奨学金 4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日）</p> <p>2 高等学校入学支度金 1次申請：入学前2月末日 2次申請：4月～5月末日</p>				
し きゅう じ き 支 給 時 期	1 奨学金	対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月
		申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	11月末
		申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	6～2月	申請月の 翌月～3月	11月末以降は 申請月の翌月
			4～5月	申請月の 翌月～3月	11月末
			6～2月	申請月の 翌月～3月	11月末以降は 申請月の翌月
	2 高等学校入学支度金 1次申請：3月末日、2次申請：8月末日				
しん せい て つづき 申 請 手 続	<p>申請書に必要事項を記入し、次の①～③の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。</p> <p>① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。）</p> <p>② 学校長の証明（在学証明書の添付がある場合は不要です。）</p> <p>③ 市町村長の証明</p> <p>高等学校入学前に入学支度金を申請する場合は、申請時には②は不要です。高等学校合格通知書（写）又は入学許可証（写）を添付し、入学後5月末日までに在学証明書を提出してください。</p> <p>▶申請書は、各市町村、京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。</p>				
と あわ さき 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁文化生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5076）にお問い合わせください。				

<p>備 考</p>	<p>▶ 毎年度申請が必要です。</p> <p>▶ 同種の資金のうち、支給を受けられないものは次の①～③です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高校生等修学支援事業(修学金・修学支度金) 貸付 (P.45～48、P.72～75) ② 高校生給付型奨学金 支給 (P.39～40、P.51～52) ③ 母子家庭奨学金等 支給 (P.55) <p>同種の資金のうち、支給額が減額されるものは次の④です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 奨学のための給付金 支給 (P.53～54)
----------------	--

特別支援学校（高等部）生徒のために

しゅうがくしょうれいひ とくべつ し えんがっこう しきゅう
就学奨励費（特別支援学校）【支給】

ない 内容	特別支援学校で学ぶために必要な経費について、家庭の経済状況（所得）に応じて全部又は一部を補助します。				
たい 対象者	京都府立特別支援学校高等部に在学される生徒				
し 支給額	○対象となる経費及び補助限度額				
	区 分 ※1	I	II	III	
	教科用図書購入費	実費	実費	実費	
	学校給食費	実費	実費の1/2	－	
交通費	通学費	本人経費	実費	実費	
		付添人経費	実費 ※2	実費 ※2	
	帰省費 39往復分	本人経費	実費	実費	実費
		付添人経費	実費 ※2	実費 ※2	実費 ※2
	職場実習費	実費	実費	実費の1/2	
	交流及び共同学習費 (専攻科除く。)	実費	実費	実費の1/2	
寄宿舎居住に伴う経費	寝具購入費 (専攻科除く。)	5,510円	2,755円	－	
	日用品等購入費	141,560円	70,780円	－	
	食費	139,750円	69,875円	－	
修学旅行費	修学旅行費 (専攻科除く。)	本人経費	107,810円	53,905円	
		付添人経費	155,760円 ※2	77,880円 ※2	
	校外活動費 (専攻科除く。)	本人経費	24,820円	12,410円	
		付添人経費	37,220円 ※2	18,610円 ※2	
職場実習宿泊費	7,520円	3,760円	－		
	学用品等購入費（専攻科除く。）	32,270円 ICT機器等購入 した場合 50,930円加算	16,135円 ICT機器等購入 した場合 50,930円加算	ICT機器等購入 した場合 50,930円加算	
	音声教材費 1教科あたりの単価により算定した額 (専攻科除く。)	1教科あたり限度 19,170円	I の1/2	－	
	新入学生徒学用品費等（専攻科除く。)	60,980円	30,490円	－	
	オンライン学習通信費	14,000円	－	－	
	※1 表中の区分 I、II、IIIは、保護者等の方の経済状況（所得）により決まります。 ※2 通学費付添人経費、帰省費付添人経費、修学旅行費付添人経費、校外活動等参加費付添人経費については、肢体不自由又は重度・重複障害の生徒の付添人となります。				
しん 申請時期 およ 及び し 支給時期	学校によって異なります。				
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。				
と 問い合わせ先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課（TEL075-414-5834）にお問い合わせください。				
び 備考	毎年度申請が必要です。※金額については、令和6年度見込みです。				

こうとうがっこうせい と つうがく ひ ほ じょ きん し きゅう
高等学校生徒通学費補助金【支給】

ない 内	よう 容	多額の通学費を負担されている高校生の保護者等の方に、通学費の一部を補助します。																																										
たい 対	しょう しょう しゃ 象 者	<p>府内の公立又は私立高等学校に在学する生徒の保護者等の方で、京都府内に居住し、次の①～③いずれにも該当される方</p> <p>① 生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給されていない方</p> <p>② 次のア又はイに該当の方</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、次の別表1又は別表2（公立高校に在学する生徒の保護者等の方は【公立高校】、私立高校に在学する生徒の保護者等の方は【私立高校】）の所得基準額以下の方</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 生徒本人と生計を一にする世帯全体の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額（以下「世帯全体の住民税」といいます。）が非課税の方</p> <p>別表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">世帯人員</th> <th style="text-align: right;">所得基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人以下</td> <td style="text-align: right;">6,849,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td style="text-align: right;">7,062,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td style="text-align: right;">7,275,000円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td style="text-align: right;">7,488,000円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td style="text-align: right;">7,488,000円 + 213,000円 / 1人増</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 【公立高校】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">世帯人員</th> <th style="text-align: right;">所得基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td style="text-align: right;">1,460,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td style="text-align: right;">2,060,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td style="text-align: right;">2,760,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td style="text-align: right;">3,230,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td style="text-align: right;">3,590,000円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td style="text-align: right;">4,060,000円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td style="text-align: right;">4,060,000円 + 470,000円 / 1人増</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 上記の所得金額に次のそれぞれの額を加算した額となります。</p> <p style="margin-left: 20px;">1 母子・父子世帯 280,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">2 障害者1人につき 320,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">3 長期療養者で療養のために経常的に特別な支出をされている場合、その金額</p> <p>【私立高校】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">世帯人員</th> <th style="text-align: right;">所得基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以下</td> <td style="text-align: right;">3,001,000円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td style="text-align: right;">3,347,000円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td style="text-align: right;">3,571,000円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td style="text-align: right;">3,785,000円</td> </tr> <tr> <td>6人</td> <td style="text-align: right;">3,969,000円</td> </tr> <tr> <td>7人以上</td> <td style="text-align: right;">3,969,000円に世帯人数が6人を越えて1人増すごとに162,000円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 1ヶ月の通学費負担が次の金額を超えている場合</p> <p style="margin-left: 20px;">▶ 上記「別表1」に該当・・・22,100円</p> <p style="margin-left: 20px;">▶ 上記「別表2」に該当・・・17,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">▶ 世帯全体の住民税が非課税・・・10,000円</p> <p>※ 専修学校の高等課程に在学されている方は支給対象外となります。</p>	世帯人員	所得基準額	3人以下	6,849,000円	4人	7,062,000円	5人	7,275,000円	6人	7,488,000円	7人以上	7,488,000円 + 213,000円 / 1人増	世帯人員	所得基準額	1人	1,460,000円	2人	2,060,000円	3人	2,760,000円	4人	3,230,000円	5人	3,590,000円	6人	4,060,000円	7人以上	4,060,000円 + 470,000円 / 1人増	世帯人員	所得基準額	2人以下	3,001,000円	3人	3,347,000円	4人	3,571,000円	5人	3,785,000円	6人	3,969,000円	7人以上	3,969,000円に世帯人数が6人を越えて1人増すごとに162,000円を加えた額
世帯人員	所得基準額																																											
3人以下	6,849,000円																																											
4人	7,062,000円																																											
5人	7,275,000円																																											
6人	7,488,000円																																											
7人以上	7,488,000円 + 213,000円 / 1人増																																											
世帯人員	所得基準額																																											
1人	1,460,000円																																											
2人	2,060,000円																																											
3人	2,760,000円																																											
4人	3,230,000円																																											
5人	3,590,000円																																											
6人	4,060,000円																																											
7人以上	4,060,000円 + 470,000円 / 1人増																																											
世帯人員	所得基準額																																											
2人以下	3,001,000円																																											
3人	3,347,000円																																											
4人	3,571,000円																																											
5人	3,785,000円																																											
6人	3,969,000円																																											
7人以上	3,969,000円に世帯人数が6人を越えて1人増すごとに162,000円を加えた額																																											

支給額	<p>(1年間の定期券等購入額－(22,100円、17,000円又は10,000円)×定期券等購入月数)×1/2</p> <p>例1) 1年間の定期券等購入額 275,000円 「別表1」に該当の場合 $(275,000円 - (22,100円 \times 11ヶ月)) \times 1/2 = 15,950円$ 1年間で15,000円の補助となります。(千円未満切り捨て)</p> <p>例2) 1年間の定期券等購入額 220,000円 「別表2」に該当の場合 $(220,000円 - (17,000円 \times 11ヶ月)) \times 1/2 = 16,500円$ 1年間で16,000円の補助となります。(千円未満切り捨て)</p> <p>例3) 1年間の定期券等購入額 165,000円 世帯全体の住民税が非課税に該当の場合 $(165,000円 - (10,000円 \times 11ヶ月)) \times 1/2 = 27,500円$ 1年間で27,000円の補助となります。(千円未満切り捨て)</p>
申請時期	原則6～7月(8月以降に引越等で支給対象となられた場合は随時受け付けます。)
支給時期	4月～9月分、10月～3月分と年2回支給します。 支給時期については、事務手続きの時期により異なります。
申請手続	<p>申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して、在学されている学校に提出してください。</p> <p>① 所得に関する証明書</p> <p>② 券面(金額が表示されている面)のコピー 定期券の購入による申請・・・定期券の券面コピー 回数券の購入による申請・・・回数券の領収書</p> <p>※ どちらも申請する年度の4月1日以降に購入されたものが対象になります。 ▶申請書は、学校で配布します。</p>
問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。
備考	<p>〈府庁担当課〉 公立高校：京都府教育庁指導部高校教育課 (TEL075-414-5054) 私立高校：京都府庁文化生活部文教課 (TEL075-414-4517)</p>

第7編

高校生等のために

定時制・通信制の高校生のために

ていじせい か ていきょう か しょおよ つうしんせい か ていきょう か しょがくしゅうしょ ほじょきん
定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書補助金

ない 内 容	京都府立高校の定時制課程又は通信制課程に在学している生徒が購入する教科書等について補助金を支給します。
たい 対 象 者	京都府立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している方で、次の①、②いずれかに該当する方（※「奨学のための給付金」受給者を除きます。） ① 有職生徒で補助を希望される方 ② 有職生徒以外の方のうち、求職中又は病気等により職に就けない方で補助を希望される方 ※ 有職生徒とは、定職に就いている方（自営業の従事含む。）又は1年間に90日以上パートやアルバイトに就いておられる方をいいます。
しん 申 請 時 期	9月
し 支 給 時 期	12月
しん 申 請 手 続	教科書等を取扱書店から現金で購入し、後日、補助金交付申請書類等を学校に提出 認定要件に応じた下記の証明書等の添付が必要です。 ・有職者の方・・・在職証明等 ・有職者以外の方・・・診断書、ハローワークカード（写）等 ▶申請書は、学校から配布されます。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。
び 備 考	<府庁担当課> 京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-414-5054）

定時制・通信制の高校生のために

ていじせいかていおよ つうしんせいかていしゅうがくしょうれいきん むりしかしつけ
定時制課程及び通信制課程修学奨励金【無利子貸付】

ない 内 よう 容	定時制課程・通信制課程に在学している生徒の修学を促進するために、修学奨励金を貸与（貸付）します。 高等学校を卒業された場合は、貸付金の返還が免除となります。																							
たい 対 しょう 象 しゃ 者	京都府内の公立・私立高等学校の定時制課程・通信制課程に在学している方又は京都府内に居住し、他府県の広域通信制課程に在学している方で、次の①～③のいずれにも該当する方 ① 経済的理由により著しく修学が困難な方 ② 経済的収入（生活をするための収入）を得る職業に就いている方 ③ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を貸与されていない方																							
かし 貸 つけ 付 がく 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">課程 学年（次）</th> <th colspan="2">定時制</th> <th colspan="2">通信制</th> </tr> <tr> <th>月額</th> <th>14,000円</th> <th>月額</th> <th>14,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1～4年(次)</td> <td>公立</td> <td>月額</td> <td>29,000円</td> <td>月額</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>月額</td> <td>14,000円</td> <td>月額</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table>			課程 学年（次）		定時制		通信制		月額	14,000円	月額	14,000円	1～4年(次)	公立	月額	29,000円	月額	14,000円	私立	月額	14,000円	月額	14,000円
課程 学年（次）		定時制				通信制																		
		月額	14,000円	月額	14,000円																			
1～4年(次)	公立	月額	29,000円	月額	14,000円																			
	私立	月額	14,000円	月額	14,000円																			
しん 申 せい 請 じ き 時 期	原則4月～6月																							
かし 貸 つけ 付 じ き 時 期	年3回（原則7月、11月、3月）																							
しん 申 せい 請 て つづ み 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して、学校に提出してください。 ① 所得に関する証明書 ② 在職証明書等 ▶申請書は、学校から配布されます。																							
れん 連 たい 帯 ほ しょう にん 保 証 人	2名																							
へん 返 さい じ き 時 期	貸付を終了した月の翌月から6ヶ月経過後、一括返済又は貸付期間に相当する期間内（ただし、在学中は返還が猶予されます。） ※ 卒業をされた場合は、返還が免除となります。																							
と 問 あ わ さ ぎ い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。																							
び 備 こう 考	▶奨学のための給付金（P.53～54）を受給される場合は、貸付額を調整します。 ▶高校生等修学支援事業（修学金）（P.72～73）と併給はできません。 〈府庁担当課〉公立高校：京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-414-5054） 私立高校：京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4517）																							

こうりつこうこうしゅうがくし えんきん がっこう しきゅう
公立高校就学支援金【学校に支給】

<p>ない しょう 内 容</p>	<p>府内の公立高校等に在学されている生徒の授業料への支援として、所得制限の基準額未満の世帯の生徒に対し「就学支援金」を支給します。(学校設置者・学校において、授業料に充てるため、生徒・保護者等への直接支給ではありません。)</p>
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>平成26年4月以降の入学生が対象です。 保護者等の「課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる)」による算出額の合計額が、算定基準額(304,200円)未満の場合、受給資格認定申請を行い、認定された場合、就学支援金の交付が受けられます。また、失業、倒産等により家計が急変し、家計急変後の推計年収が590万円未満程度になった場合も対象となるときがあります(算定基準額に相当する額が154,500円未満の場合、対象となります。) (授業料に充当されることで、実質無償化となります。) ※ 基準額を超過する世帯は、授業料を納入いただくこととなります。</p>
<p>し きゅう がく 支 給 額</p>	<p>就学支援金・・・授業料と同額等となり、個人負担は生じません。 例 府立高校 全日制 月額9,900円 (全日制は36月) 定時制 月額1,250円(16単位以上の場合) (定時制は48月) 通信制 年額175円(1単位当たり) (通信制は48月)</p>
<p>しん せい じ き 申 請 時 期</p>	<p>受給資格認定申請・入学時の4月頃(入学した高校等へ提出) 収入状況届・・・毎年度7月頃(課税標準額(課税所得額)などの確認が必要)</p>
<p>し きゅう じ き 支 給 時 期</p>	<p>国からの交付に応じて、授業料に充当します。(生徒・保護者等への支給ではありません。)</p>
<p>しん せい て つづき 申 請 手 続</p>	<p>学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、添付書類とともに学校へ提出してください。 受給資格認定申請・・・入学した高校に、「受給資格認定申請書」「課税標準額(課税所得額)などがわかる書類(親権者合算、前々年の所得に基づくもの)」を提出 収入状況届の提出・・・「収入状況届」「マイナンバー関係書類又は課税標準額(課税所得額)などがわかる書類(親権者合算、前年の所得に基づくもの)」を提出 ※既にマイナンバー関係書類を提出されている場合、「マイナンバー関係書類又は課税標準額(課税所得額)などがわかる書類」は省略できます。 注：家計急変の場合には、家計急変状況が確認できる書類の添付も必要となります。</p>
<p>と あわ さき 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、在学されている学校又は京都府教育庁指導部高校教育課(TEL075-414-5054)にお問い合わせください。(京都市立高校等は、京都市教育委員会調査課(TEL075-222-3817))</p>

<p>備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 毎年度、申請等が必要です。 ▶ 所得制限の基準額を超過している場合で、就学支援金の対象とならないが、保護者等が火災、風水害等により著しい損害を受けたこと等により、授業料の納入が困難な場合は、別途授業料の減免措置の申請制度がありますので、在学されている学校にご相談ください。 ▶ 中途退学された方が、就学支援金の支給期間全日制36月（定時制・通信制48月）を超えて在学される場合で、算定基準額未滿と認められる場合、全日制最大12月（定時制・通信制最大24月）まで就学支援金相当額の支援（学び直し支援金）を受けられる制度があります。在学されている学校にご相談ください。 ▶ 平成25年度末公立高校等在校生は、引き続き授業料不徴収制度の対象となります。
----------------	--

第7編

高校生等のために

私立高校生・高等専門学校生等のために

こうとうがっこうとうしゅうがくし えんきん がっこう しきゅう
高等学校等就学支援金【学校に支給】

<p>ない よう 内 容</p>	<p>私立高校等に在学されている生徒の授業料に対して、一定額を支給します。</p>
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>私立高等学校等（京都府外も含む。）に在学されている方 ※私立高等学校 ① 私立高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 私立中等教育学校の後期課程（中高一貫校の高校） ③ 私立特別支援学校の高等部 ④ 高等専門学校（1学年～3学年） ⑤ 専修学校の高等課程 ※ 高等学校を既に卒業された方、専攻科・別科の生徒及び科目履修生、聴講生は支給対象となりません。</p>
<p>し きゅう がく 支 給 額</p>	<p>▶保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」の合計額（算定基準額）が合わせて304,200円未満 → 月額9,900円（年額118,800円） ▶保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」の合計額（算定基準額）が合わせて154,500円未満 →加算支給 月額33,000円（年額396,000円） ※通信制：月額24,750円（年額297,000円）</p>
<p>しん せい し き 申 請 時 期 およ び し きゅう し き 支 給 時 期</p>	<p>▶受給資格認定申請：入学時の4月頃 ▶収入状況届（継続の申請）：6～7月頃 支給時期は学校によって異なります。</p>
<p>しん せい て つづき 申 請 手 続</p>	<p>学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。</p>
<p>と あわ さき 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。</p>
<p>び こう 備 考</p>	<p>毎年度、申請等が必要です。 ※失業、倒産等により家計が急変し、保護者等の家計急変後の推定年収による算定基準額に相当する額が154,500円未満（年収590万円未満程度世帯）となる場合、支援金（加算支給）の交付を受けられる場合があります。</p>

私立高校生のために

しりつこうとうがっこう しゅうがくしえんじぎょう
私立高等学校あんしん修学支援事業

ない 内容 たい 対象者	府内の私立高校に在籍されている生徒の授業料の減免又は学費軽減を行います。 ※ 府が対象となる生徒に直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免（減額や免除）を受けていただくものです。																										
たい 対象者	生徒の保護者等が京都府内（京都市含む。）に住所を有し、京都府内の京都府認可の私立高等学校に在籍されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方及び本校が他府県にある通信制高校は対象外となります。																										
し 支給額	（令和6年4月時点） <table border="1" data-bbox="363 703 1417 1084"> <thead> <tr> <th colspan="2">保護者等の所得目安（※1）</th> <th colspan="2">補助金額（上限）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td>年額980,000円</td> <td>（※2）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年収590万円未満世帯</td> <td>年額650,000円</td> <td>（※2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年収590万～730万円未満世帯</td> <td>全日制</td> <td>年額264,000円</td> <td>（※2、3）</td> </tr> <tr> <td>通信制</td> <td>年額135,800円</td> <td>（※2）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年収730万～910万円未満世帯</td> <td>全日制</td> <td>年額198,800円</td> <td>（※2、3）</td> </tr> <tr> <td>通信制</td> <td>年額135,800円</td> <td>（※2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 年収は、モデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合）の目安です。</p> <p>※2 補助金額は、高等学校等就学支援金（国制度）（P.65）との合算額</p> <p>※3 年収590万～910万円未満の世帯で、複数の子どもが府内高等学校（全日制のみ）に在籍する場合、補助金額に加算を行います。</p> <p>【加算額の考え方】（2人以上の子どもが同時に府内私立高（全日制）に在籍する場合） 年収590万～730万円未満世帯：132,000円加算 年収730万～910万円未満世帯：65,200円加算 ※もう一方の子どもが府内公立高（全日制）に在籍する場合は、加算額は上記の金額の1/2となる。</p>	保護者等の所得目安（※1）		補助金額（上限）		生活保護世帯		年額980,000円	（※2）	年収590万円未満世帯		年額650,000円	（※2）	年収590万～730万円未満世帯	全日制	年額264,000円	（※2、3）	通信制	年額135,800円	（※2）	年収730万～910万円未満世帯	全日制	年額198,800円	（※2、3）	通信制	年額135,800円	（※2）
保護者等の所得目安（※1）		補助金額（上限）																									
生活保護世帯		年額980,000円	（※2）																								
年収590万円未満世帯		年額650,000円	（※2）																								
年収590万～730万円未満世帯	全日制	年額264,000円	（※2、3）																								
	通信制	年額135,800円	（※2）																								
年収730万～910万円未満世帯	全日制	年額198,800円	（※2、3）																								
	通信制	年額135,800円	（※2）																								
しん 申請時期 およ 及び し 支給時期	具体的な時期については、高校によって異なります。高校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。																										
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、課税証明書等、高校が指定する添付書類とともに在学されている高校に提出してください。 ▶申請書は、高校から配布されます。																										
と 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516・4517）にお問い合わせください。																										
び 備考	失業・倒産により家計が急変し、一定所得基準未満となった場合についても、各私立高校で授業料減免等が適用できる場合があります。詳細は、各私立高校におたずねください。																										

ひょうごけん しりつこうとうがっこう ざいせき せいと がくひけいげん 兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減

<p>ない しょう 内 容</p>	<p>兵庫県の私立高校に在籍されている生徒の授業料の学費軽減を行います。 ※ 府が対象となる生徒に直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免を受けていただくものです。</p>												
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>京都府内（京都市含む。）に居住し、当該年の10月1日現在、兵庫県の私立高等学校（通信制を除く。）に在籍されている方で、国の就学支援金が支給されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方は対象外となります。</p>												
<p>し きゅう がく 支 給 額</p>	<table border="1"> <tr> <td>学校所在地</td> <td>保護者等の所得目安 ※1</td> <td>補助金額(生徒1人あたり年額)※2 [括弧内は、多子世帯への軽減金額]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">兵庫県</td> <td>年収590万円未満程度</td> <td>22,000円 (32,000円)</td> </tr> <tr> <td>年収730万円未満程度</td> <td>50,000円 (60,000円)</td> </tr> <tr> <td>年収910万円未満程度</td> <td>25,000円 (35,000円)</td> </tr> </table>	学校所在地	保護者等の所得目安 ※1	補助金額(生徒1人あたり年額)※2 [括弧内は、多子世帯への軽減金額]	兵庫県	年収590万円未満程度	22,000円 (32,000円)	年収730万円未満程度	50,000円 (60,000円)	年収910万円未満程度	25,000円 (35,000円)	<p>※1 上記の年収は、モデル世帯における目安です。 基準額については、在籍されている学校又は京都府庁文化生活部文教課にお問い合わせください。</p> <p>※2 就学支援金（国制度）を控除した後の納付すべき授業料の年額が、上記補助金を下回る場合は、納付すべき授業料の額を限度とします。</p>	
学校所在地	保護者等の所得目安 ※1	補助金額(生徒1人あたり年額)※2 [括弧内は、多子世帯への軽減金額]											
兵庫県	年収590万円未満程度	22,000円 (32,000円)											
	年収730万円未満程度	50,000円 (60,000円)											
	年収910万円未満程度	25,000円 (35,000円)											
<p>しん せい じ き 申 請 時 期 およ 及び し きゅう じ き 支 給 時 期</p>	<p>具体的な時期については、学校によって異なります。学校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。</p>												
<p>しん せい て つづき 申 請 手 続</p>	<p>申請書に必要な事項を記入し、課税証明書等高校が指定する添付書類とともに在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。</p>												
<p>と あわ さき 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、在籍されている学校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4517）にお問い合わせください。</p>												
<p>び こう 備 考</p>	<p>高校生給付型奨学金（P.39～40、P.51～52）を利用されておられる方については、本制度の利用により、高校生給付型奨学金が併給調整（減額）されることがありますので、ご注意ください。</p>												

私立高校専攻科に在学する生徒のために

し りつこうとうがっこうせんこう か しゅうがく し えんきん がっこう し きゅう
私立高等学校専攻科修学支援金【学校に支給】

ない 内 容	私立高校の専攻科に在学されている生徒の授業料に対して、一定額を支給します。
たい 対 象 者	私立高等学校等の専攻科に在学されている方。
し 支 給 額	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生計維持者の「課税標準額（課税所得額）× 6 % - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」が合わせて51,300円未満 → 授業料の月額に相当する額の1/2 ※上限17,800円（月額） ▶ 生計維持者の「課税標準額（課税所得額）× 6 % - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じる）」が合わせて100円未満 → 授業料の月額に相当する額 ※上限35,600円（月額）
しん 申 請 時 期 およ 及 び し 支 給 時 期	学校によって異なります。
しん 申 請 手 続	学校から案内があります。学校から配付の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。 課税標準額（課税所得額）等がわかる書類が必要です。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化生活部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び 備 考	毎年度手続きが必要です。

高校生等のために

せいかつふくし しきんかじつけきん きょういくし えんしきん きょういくし えんひ むりしかしつけ
生活福祉資金貸付金「教育支援資金（教育支援費）」【無利子貸付】

<p>ない よう 内 容 しきん しゅるい (資金の種類)</p>	<p>教育支援費：低所得世帯のお子さんが、他の「公的な教育支援貸与（貸付）制度※」の貸付を、何らかの理由により受けられない場合にお貸しします。</p> <p>※ 「公的な教育支援貸与（貸付）制度」とは、次の①、②の制度です。</p> <p>① 高校生等修学支援事業の修学金（P.45～46、P.72～73）</p> <p>② 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）（P.42～43、P.70）</p>																															
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）のお子さんで、高等学校（特別支援学校高等部含む。）、中等教育学校後期課程（中高一貫校の高校）、専修学校（高等課程）、又は高等専門学校に就学される方</p>																															
<p>かし つけ きん がく 貸 付 金 額</p>	<p>◆6ヶ月を上限として、月単位でお貸しします。 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="395 887 1353 1232"> <thead> <tr> <th colspan="3" rowspan="2">学校種別等</th> <th colspan="2">貸付限度額（月額）</th> </tr> <tr> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校等</td> <td>国公立</td> <td>1年～3年</td> <td>18,000</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>1年～3年</td> <td>30,000</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高等専門学校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>1年～3年</td> <td>21,000</td> <td>22,500</td> </tr> <tr> <td>4年～5年</td> <td>45,000</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私 立</td> <td>1年～3年</td> <td>32,000</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td>4年～5年</td> <td>53,000</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>特に必要と認められる場合、上記貸付限度額×1.5倍を上限に特別分として貸付ができます。特別分貸付での貸付金額を希望される場合は、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）の貸付相談窓口にご相談ください。</p>	学校種別等			貸付限度額（月額）		自宅通学	自宅外通学	高等学校等	国公立	1年～3年	18,000	23,000	私 立	1年～3年	30,000	35,000	高等専門学校	国公立	1年～3年	21,000	22,500	4年～5年	45,000	51,000	私 立	1年～3年	32,000	35,000	4年～5年	53,000	60,000
学校種別等					貸付限度額（月額）																											
			自宅通学	自宅外通学																												
高等学校等	国公立	1年～3年	18,000	23,000																												
	私 立	1年～3年	30,000	35,000																												
高等専門学校	国公立	1年～3年	21,000	22,500																												
		4年～5年	45,000	51,000																												
	私 立	1年～3年	32,000	35,000																												
		4年～5年	53,000	60,000																												
<p>しんせい そうだん 申請(相談) じ 時 期</p>	<p>お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にご相談ください。</p>																															
<p>へん さい き かん 返 済 期 間</p>	<p>卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の3倍以内 特別分の貸付を受けた場合は、卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の4倍以内（ただし最長は20年とする。）</p>																															
<p>と あわ さき 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にお問い合わせください。</p>																															
<p>び 考 備 考</p>																																

高校生等のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、高等学校等に修学される場合に必要費用（授業料、書籍代、交通費等）をお貸しします。																																																																		
たい 対 象 者	<p>京都市内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に修学しているお子さんを扶養されている方</p> <p>▶同種の資金の貸与を受ける場合は、この制度を受けられません。 同種の資金については備考欄をご覧ください。</p>																																																																		
かし 貸 付 額	<p>○ 修学資金 月額限度額 単位：円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">学校等種別</th> <th colspan="5">学年別</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">高等 専修 学校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td>27,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>34,500</td> <td>34,500</td> <td>34,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私 立</td> <td>自宅通学</td> <td>45,000</td> <td>45,000</td> <td>45,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">高等 専門 学校</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>31,500</td> <td>31,500</td> <td>31,500</td> <td>67,500</td> <td>67,500</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>33,750</td> <td>33,750</td> <td>33,750</td> <td>76,500</td> <td>76,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私 立</td> <td>自宅通学</td> <td>48,000</td> <td>48,000</td> <td>48,000</td> <td>98,500</td> <td>98,500</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td>115,000</td> <td>111,500</td> </tr> </tbody> </table>	学校等種別		学年別					1年	2年	3年	4年	5年	高等 専修 学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			自宅外通学	34,500	34,500	34,500			私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			自宅外通学	52,500	52,500	52,500			高等 専門 学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	111,500
学校等種別				学年別																																																															
		1年	2年	3年	4年	5年																																																													
高等 専修 学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000																																																														
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500																																																														
	私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000																																																														
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500																																																														
高等 専門 学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500																																																												
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500																																																												
	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500																																																												
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	111,500																																																												
しんせい 申請(相談) じ 時 期 かし 貸 付 時 期	<p>貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。</p> <p>貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。</p>																																																																		
しんせい 申請 手 続	<p>申請書に必要事項を記入し、次の①～⑧の証明を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ③ 印鑑登録証明書 ④ 扶養の事実についての証明書 ⑤ 所得を証明する書類 ⑥ 在学（籍）証明書 ⑦ 学校案内や学費納入通知等必要経費が明らかになるもの ⑧ 所定の誓約書兼同意書 <p>▶申請書は、保健所で配布しています。</p>																																																																		
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。																																																																		
び 備 考	<p>同種の資金とは、次の①～③にあげるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高校生等修学支援事業（修学金・修学支度金）貸付（P.45～48、P.72～75） ② 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）貸付（P.41、P.69） ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与（P.78～79） 																																																																		

※表中の金額は令和6年3月現在のものです、変更となる場合があります。

ふくし けいこうこうしゅうがくし きん むりしかしつけ
福祉系高校修学資金【無利子貸付】

ない 内 容	介護福祉士の養成課程を有する高校に在学されており、将来、介護福祉士として京都府内の介護施設で就労を考えておられる方に修学準備金や介護実習費等をお貸しします。								
たい 対 象 者	介護福祉士の養成課程を有する高校に在学し、卒業後、京都府内の介護施設において、介護福祉士として業務に従事しようとする方								
かし 貸 付 額	<table border="0"> <tr> <td>1 修学準備金</td> <td>30,000円以内（入学年度に1回）</td> </tr> <tr> <td>2 介護実習費</td> <td>30,000円以内（1年度あたり）</td> </tr> <tr> <td>3 国家試験受験対策費用</td> <td>40,000円以内（1年度あたり）</td> </tr> <tr> <td>4 就職準備金</td> <td>200,000円以内（卒業年度に1回）</td> </tr> </table>	1 修学準備金	30,000円以内（入学年度に1回）	2 介護実習費	30,000円以内（1年度あたり）	3 国家試験受験対策費用	40,000円以内（1年度あたり）	4 就職準備金	200,000円以内（卒業年度に1回）
1 修学準備金	30,000円以内（入学年度に1回）								
2 介護実習費	30,000円以内（1年度あたり）								
3 国家試験受験対策費用	40,000円以内（1年度あたり）								
4 就職準備金	200,000円以内（卒業年度に1回）								
しん 申 請 時 期	毎年4月～5月								
し 支 給 時 期	年1回4月頃（入学年度は6月頃・就職準備金は卒業年度の11月頃）								
しん 申 請 手 続	<p>申請書に必要事項を記入し、次の証明書を添付し、在学されている高校に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票記載事項証明書 ・連帯保証人の前年の所得を証明する書類（2名分） 								
れん 連 帯 保 証 人	2名（うち1名は法定代理人）								
と 問 い 合 せ 先	京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。								
び 備 考	<p>次の要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業後1年以内に介護福祉士として登録し、京都府内の介護施設において介護福祉士として介護の業務に3年間従事された場合 								

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがくし えんじぎょう しゅうがくきん
高校生等修学支援事業(修学金)むりしかしつけまた りしほきゅう
【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学金貸与制度	2 修学支援特別融資利子補給制度
ないよう 内 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者等が金融機関から教育資金の特別融資を受けられた場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たいしょうしゃ 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 <ol style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～④）に在学している生徒の保護者等 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、「1 高等学校等修学金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が別に定める所得基準額以下の方 <ol style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程）
	※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
かしつけまた 貸付又は ゆうしがく 融 資 額	国公立 月額18,000円以内 私立 月額30,000円以内 ※自宅外通学は、5,000円加算 ※「奨学のための給付金」を受給する場合は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。	国公立 一括(3年分) 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括(3年分) 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
しんせいじき 申 請 時 期	【新入学生】 入学後の5月中旬まで以降、随時 【在校生】 随時(申請日の翌月分から対象)	【新入学生】 入学後の5月中旬まで 【在校生】 5月中旬まで
しんせいてづき 申 請 手 続 および かしつけじき 貸 付 時 期	申請書に必要事項を記入し、所定の書類（所得に関する証明書等）を添付して、在学されている学校に提出してください。「手引き」は学校へ請求してください。 ▶ 次の①～③の流れになります。 ①貸与申請（5月中旬まで） ②府から貸与決定通知を交付 ③貸付（送金）	▶ 次の①～⑦の流れになります。 ①申込資格認定申請（5月中旬まで） ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込（～8月末） ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑦府から利子補給（翌年の8月）

かし つげ また 貸付又は ゆう し じ き 融資時期	府から年2回に分けて口座へ振り込み ます。 <table border="1" data-bbox="363 208 868 398"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>振込時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月分～9月分</td> <td>6月末～7月末 2年目以降は4月</td> </tr> <tr> <td>10月分～3月分</td> <td>10月末</td> </tr> </tbody> </table>	区分	振込時期	4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月	10月分～3月分	10月末	【新入生】 一括融資（初年度に一括）又 は分割融資（1年ごと）、ど ちらかを選択します。 【在校生】 分割融資のみ ※融資時期は、申請時期、各金融機関 により異なります。
区分	振込時期							
4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月							
10月分～3月分	10月末							
れんたい ほ しょうにん 連帯保証人	1名（親権者が兼ねることも可能です。）	不要ですが、保証（手数）料につきま しては、自己負担となります。						
へん さい き かん 返済期間	貸付終了後、20年以内 （返還猶予の場合、猶予終了後20年以内）	最初の融資があった月又は翌月から最 長7年以内						
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課 （TEL075-414-5043）にお問い合わせください。							
び ころ 備考	<p>※ 進級時には、継続申請が必要です。 同種の資金とは、次の①～⑩にあげるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金） 貸付（P.42～43、P.70） ② 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.62） ③ 高校生給付型奨学金 支給（P.39～40、P.51～52） ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.56～57） ⑤ 母子家庭奨学金等 支給（P.55） ⑥ 就学奨励費（特別支援学校） 支給（P.58） ⑦ 看護師等修学資金 貸付（P.98） ⑧ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与（P.78～79） ⑨ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 給付（P.76～77） ⑩ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 <p>▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助（高等学校等就学費）」 （P.50）の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所（P.4） と事前にご相談ください。</p>							

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがくし えんじぎょう しゅうがくしたくきん むりしかしつげまた りしほきゅう 高校生等修学支援事業(修学支度金)【無利子貸付又は利子補給】




勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学支度金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学支度金貸与制度	2 修学支度金特別融資利子補給制度
ない 内 よう 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者等が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給（補助）する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
たい 対 しょう 象 しゃ 者	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 <ol style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校等（下の①～⑤）に在学している生徒の保護者等 親権者が京都府内（京都市含む。）に居住し、「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合 <ol style="list-style-type: none"> ①高等学校 ②中等教育学校（後期課程） ③特別支援学校（高等部） ④専修学校（高等課程） ⑤高等専門学校
	<p>注1：「高校生等修学支援事業（修学金）」（P.72～73）の「1 高等学校等修学金貸与制度」の対象者に限り、この制度が利用できません。修学支度金のみ申請はできません。</p> <p>注2：「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。</p>	
かし 貸 つけ 付 または ゆう 融 し 資 が く 額	入学時1回	国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額
しん 申請 せい 時期 じ き	入学後の5月中旬まで	
しん 申請 せい 手 続 およ び かし 貸 つけ 付 し 期 じ き	<p>申請書に必要な事項を記入し、所定の書類（所得に関する証明書等）を添付して、在学している学校に提出してください。申請書は学校から配布されます。</p>	
	<p>▶次の①～③の流れになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①貸与申請（入学後の5月中旬まで） ②府から貸与決定通知を交付 ③貸与（送金） 	<p>▶次の①～⑦の流れになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申込資格認定申請（5月中旬まで） ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込（～7月末） ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請（翌年の6月） ⑦府から利子補給（翌年の8月）

かしつけまた 貸付又は ゆうしじき 融資時期	6月末～7月末	申請時期、各金融機関によって異なります。
れんたいほしょうにん 連帯保証人	1名(親権者が兼ねることも可能です。)	不要ですが、保証(手数)料につきましては、自己負担となります。
へんさいきかん 返済期間	修学金貸付終了後、7年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後7年以内)	融資があった月又は翌月から最長7年以内
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課 (TEL075-414-5043)にお問い合わせください。	
ひこう 備考	<p>同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(就学支度資金)貸付 (P.42～43) ② 高校生給付型奨学金(入学支度金)支給 (P.39～40、P.51～52) ③ 交通遺児奨学金等(入学支度金)支給 (P.56～57) ④ 母子家庭奨学金等(入学支度金)支給 (P.55) ⑤ 生活福祉資金貸付金(就学支度費)貸付 (P.41) ⑥ 就学奨励費(特別支援学校)支給 (P.58) ⑦ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 <p>▶ 生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」(P.50)の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)と事前にご相談ください。</p>	

こうとうきょういく しゅうがく し えんしんせい ど
高等教育の修学支援新制度

		授業料・入学金減免	独立行政法人日本学生支援機構奨学金【給付】					
ない 内	よう 容	意欲と能力があるにも関わらず経済的理由により進学が極めて困難な学生に対して、進学を後押しすることを目的として、授業料及び入学金の減免と、原則返還の必要のない給付奨学金の支給を行います。						
たい 対	しょう 象	しゃ 者	<p>住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生(令和2年度の在学学生(既入学生も含む)から対象)</p> <p>〔予約採用〕 申込時点で高等専門学校3年生、または高等専門学校3年次を修了後2年以内で、学校の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方。</p> <p>〔在学採用〕 高等専門学校に在学中で、高等専門学校の3年次を修了、または高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、高等専門学校4年次へ進級・編入学した日までの期間が2年以内の方。</p> <p>※選考基準 家計：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生であること。 学力：申し込み時点で以下のいずれかに該当すること。 (1) 高等専門学校における評定平均値が3.5以上であること。 (2) 学ぶ意欲のある学生であること。</p>					
げん 減 ・ きゅう 給	めん 免 ・ ふ 付 ・ がく 額	高等専門 学校			授業料減免 上限額(年額)	入学金減免 上限額	奨学金給付額(月額)	
			国公立	234,600円	84,600円	自宅	17,500円	
						自宅外	34,200円	
			私立	700,000円	130,000円	自宅	26,700円	
						自宅外	43,300円	
※住民税非課税世帯に準ずる世帯の場合、上記の2/3または1/3の金額、世帯年収600万円程度までの多子世帯(扶養される子どもが3人以上の世帯)の場合、上記の1/4の金額になります。また、私立学校理工農系の学生の場合、文系との差額に着目して授業料等減免が行われます。 ※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人の奨学金給付額は、国公立は25,800円、私立は35,000円になります。								
しん せ い し じ ま き 期	しん せ い し じ ま き 期	高等専門学校4年生に進級後の4月頃学校によって異なりますので、各学校にご確認ください。			高等専門学校3年生の春			
げん 減 ・ し きゅう じ ま き 期	めん 免 ・ し きゅう じ ま き 期	学校に減免の申込みを行い、学校からの減免認定結果の通知があった後学校によって異なりますので、各学校にご確認ください。			進級後に行う所定の手続き完了後			

<p>しんせい て つぎ 申請 手続</p>	<p>学校によって異なりますので、各学校にご確認ください。</p>	<p>インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。 必要書類を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をもらった後、申込入力をしてください。 ※申込入力後、本人と生計維持者のマイナンバーの提出が必要です。</p>
<p>とあわさき 問い合わせ先</p>	<p>進学予定の（在学する）高等専門学校</p>	<p>在学されている高等専門学校</p>
<p>びこう 備 考</p>		<ul style="list-style-type: none"> ▶在学する高等専門学校が、国又は地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けている必要があります。 ▶進級後も手続きが必要です。手続きをされなかった場合は奨学金が支給されませんので注意してください。 ▶給付奨学金と貸与奨学金をあわせて利用することもできますが、給付奨学金と貸与奨学金のうち第一種（無利子）奨学金をあわせて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。 ▶下の二次元コードから、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸し付けの額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができる「進学資金シミュレーター」を利用できます。 <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ▶令和6年4月に制度の拡充が予定されています。最新の情報については下記ホームページを御確認ください。
<p>さんこう 参 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶文部科学省ホームページ<高等教育の修学支援新制度> URL： https://www.mext.go.jp/kyufu/ ▶日本学生支援機構ホームページ給付奨学金（返済不要） URL： https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html 	<div style="text-align: center;">   </div>

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい しえん きこうしょうがくきん たいよ
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】

ない 内 容	経済的理由により修学に困難がある学生の方に対して、奨学金を貸与(貸付)します。 ▶学力・家計等の基準があります。																																																						
たい 対 象 者	[在学採用] 高等専門学校に在学されている生徒で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方																																																						
たい 貸 与 額	1 第一種奨学金（無利子） （1年～3年） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校種別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">国・公立</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">私立</th> <th rowspan="3" style="text-align: center;">※学校種別・ 通学形態に 関わらない</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">通学 年次</th> <th style="text-align: center;">自宅</th> <th style="text-align: center;">自宅外</th> <th style="text-align: center;">自宅</th> <th style="text-align: center;">自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年～3年</td> <td style="text-align: center;">21,000円</td> <td style="text-align: center;">22,500円</td> <td style="text-align: center;">32,000円</td> <td style="text-align: center;">35,000円</td> <td style="text-align: center;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table> （4年・5年） 生計維持者の年収が一定額以上の方は、各区分の最も高い貸与月額以外の額からの選択となります（太枠部分）。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学 校 種 別</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">国・公立</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">私立</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年次</th> <th style="text-align: center;">通学</th> <th style="text-align: center;">自宅通学</th> <th style="text-align: center;">自宅外通学</th> <th style="text-align: center;">自宅通学</th> <th style="text-align: center;">自宅外通学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4・5年</td> <td></td> <td style="text-align: center;">45,000円</td> <td style="text-align: center;">51,000円</td> <td style="text-align: center;">53,000円</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> </tbody> </table> ▶原則として毎月振り込まれます。					学校種別	国・公立		私立		※学校種別・ 通学形態に 関わらない	通学 年次	自宅	自宅外	自宅	自宅外	1年～3年	21,000円	22,500円	32,000円	35,000円	10,000円	学 校 種 別		国・公立		私立		年次	通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	4・5年		45,000円	51,000円	53,000円	60,000円		30,000円	40,000円	40,000円	50,000円			30,000円	30,000円	30,000円		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円
学校種別	国・公立		私立		※学校種別・ 通学形態に 関わらない																																																		
通学 年次	自宅	自宅外	自宅	自宅外																																																			
1年～3年	21,000円	22,500円	32,000円	35,000円		10,000円																																																	
学 校 種 別		国・公立		私立																																																			
年次	通学	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学																																																		
4・5年		45,000円	51,000円	53,000円	60,000円																																																		
		30,000円	40,000円	40,000円	50,000円																																																		
			30,000円	30,000円	30,000円																																																		
		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円																																																		
	2 第二種奨学金（有利子） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">学 校 種 別</th> <th style="text-align: center;">貸 与 月 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高等専門学校(4・5年生)</td> <td style="text-align: center;">20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択</td> </tr> </tbody> </table> ▶原則として毎月振り込まれます。					学 校 種 別	貸 与 月 額	国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通	高等専門学校(4・5年生)	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択																																													
学 校 種 別	貸 与 月 額																																																						
	国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通																																																						
高等専門学校(4・5年生)	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択																																																						
しん 申 請 時 期 お よ び し 支 給 時 期	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">申請時期</th> <th style="text-align: center;">初回振込日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">在 学 採 用 (入 学 後 申 込)</td> <td style="text-align: center;">入学後の春及び秋 (詳しい時期は在学している 学校に確認してください)</td> <td style="text-align: center;">(春採用の場合) 6月～8月頃</td> </tr> </tbody> </table> ▶原則として毎月振り込まれます。					区 分	申請時期	初回振込日	在 学 採 用 (入 学 後 申 込)	入学後の春及び秋 (詳しい時期は在学している 学校に確認してください)	(春採用の場合) 6月～8月頃																																												
区 分	申請時期	初回振込日																																																					
在 学 採 用 (入 学 後 申 込)	入学後の春及び秋 (詳しい時期は在学している 学校に確認してください)	(春採用の場合) 6月～8月頃																																																					

しん せい て つづき 申請手続	インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。 必要書類を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をもらった後、申込み入力をしてください。 ※申込入力後、本人と生計維持者のマイナンバーの提出が必要です。
ほ しょう せい ど 保証制度	「人的保証」又は「機関保証」のいずれかを選択してください。 ① 人的保証を選択・・・連帯保証人と保証人各1名必要 ② 機関保証を選択・・・保証料を支払うことで連帯保証人や保証人が不要 保証料は毎月振り込まれる奨学金から差し引かれます。
へん かん き かん 返還期間	貸与が終了した翌月から数えて7ヶ月目の月から返還が始まります。（3月卒業の場合、10月より開始） 第一種奨学金は次の①、②から選択した方式で、第二種奨学金は①の方式での返還となります。 ①定額返還方式：貸与総額によって返還期間が定まります。（最長20年） ②所得連動返還方式：前年の所得に連動して返還月額が定まり、返還期間は返還月額によります。（保証制度は機関保証とすることが必須となります。）
と あわ さき 問い合わせ先	在学されている高等専門学校
び こう 備考	▶右の二次元コードから、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸与の額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができる「進学資金シミュレーター」を利用できます。 ▶日本学生支援機構ホームページ貸与奨学金（返済必要） URL: https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html




第8編 だいがくとうにゅうがくじゅんび 大学等入学準備のために



だいがくとうにゅうがくじゅんび
大学等入学準備のために

第8編

こうとうきょういく しゅうがく し えんしんせい ど
高等教育の修学支援新制度

		授業料・入学金減免		独立行政法人日本学生支援機構奨学金【給付】	
ない 内	よう 容	意欲と能力があるにも関わらず経済的理由により進学が極めて困難な学生・生徒に対して、大学等への進学を後押しすることを目的として、授業料及び入学金の減免と、原則返還の必要のない給付奨学金の支給を行います。			
たい 対	しょう 象	しゃ 者	<p>住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生(令和2年度の在学学生(既入学生も含む)から対象)</p> <p>〔予約採用〕 大学(学部)、短期大学、専修学校(専門課程)へ進学を希望されている高校3年生、または初めて高等学校等を卒業した年度の末日から申込みを行う日までの期間が2年以内の方で、学校の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方。</p> <p>〔在学採用〕 高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年以内の方。</p> <p>※選考基準 家計：住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生であること。 学力：申込み時点で以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること。 (2) 学ぶ意欲のある学生であること。</p>		
げん 減	めん 免	きゅう 給	ふ 付	がく 額	
			授業料減免 上限額(年額)	入学金減免 上限額	奨学金給付額(月額)
大学	国公立	535,800円	282,000円	自宅	29,200円
				自宅外	66,700円
私立	700,000円	260,000円	260,000円	自宅	38,300円
				自宅外	75,800円
短期大学	国公立	390,000円	169,200円	自宅	29,200円
				自宅外	66,700円
私立	620,000円	250,000円	250,000円	自宅	38,300円
				自宅外	75,800円
専門学校	国公立	166,800円	70,000円	自宅	29,200円
				自宅外	66,700円
私立	590,000円	160,000円	160,000円	自宅	38,300円
				自宅外	75,800円
<p>※住民税非課税世帯に準ずる世帯の場合、上記の2/3または1/3の金額、世帯年収600万円程度までの多子世帯(扶養される子どもが3人以上の世帯)の場合、上記の1/4の金額になります。また、私立学校理工農系の学生の場合、文系との差額に着目して授業料減免が行われます。</p> <p>※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人の奨学金給付額は、国公立は33,300円、私立は42,500円になります。</p>					

【通信教育課程】					
		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額	奨学金給付額（年額）	
大学 短期大学 専門学校	国公立	130,000 円	30,000 円	自宅	51,000 円
	私立			自宅外	
				自宅	
				自宅外	
しんせいじき 申請時期	大学等に進学後の4月頃 学校によって異なりますので、各学校にご 確認ください。		予約採用（進学前申込）：高校3年生の4～ 7月頃		
げんめん 減免 しきゅうじき 支給時期	学校に減免の申込みを行い、学校からの減 免認定結果の通知があった後 学校によって異なりますので、各学校にご 確認ください。		予約採用（進学前申込）：進学後に行う所定 の手続き完了後		
しんせいてつぷ 申請手続	学校によって異なりますので、各学校にご 確認ください。		インターネットを利用した申込み（スカラ ネット）となります。 必要書類を学校に提出し、申込みに必要な識 別番号をもらった後、申込入力をしてくださ い。 ※申込入力後、本人と生計維持者のマイナン バーの提出が必要です。		
とあわさき 問い合わせ先	進学予定の（在学する）大学等		在学されている高等学校又は専修学校（高等 課程）等		
び 備 こう 考			<p>▶進学先の学校が、国又は地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けている必要があります。</p> <p>▶進学先の学校でも手続きが必要です。手続きをされなかった場合は奨学金が支給されませんので注意してください。</p> <p>▶給付奨学金と貸与奨学金をあわせて利用することもできますが、給付奨学金と貸与奨学金のうち第一種（無利子）奨学金をあわせて利用する場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。</p> <p>▶下の二次元コードから、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸し付けの額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができる「進学資金シミュレーター」を利用できます。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>▶令和6年4月に制度の拡充が予定されています。最新の情報については下記ホームページを御確認ください。</p>		

<p>さん 参</p> <p>こう 考</p>	<p>▶ 文部科学省ホームページ<高等教育の修学支援新制度> URL : https://www.mext.go.jp/kyufu/</p> <p>▶ 日本学生支援機構ホームページ給付奨学金（返済不要） URL : https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html</p>	 
---------------------------------	---	---

大学等入学準備のために

せいかつ ほ ご ほう しんがくじゅん び きゅう ふ きん し きゅう
生活保護法による「進学準備給付金」【支給】

ない 内容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、大学等（特定教育訓練施設）に進学する際の新生活立ち上げの費用を支給します。
たい しょう しゃ 対象者	生活保護を受給されている世帯の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子さん（その他やむを得ない事由が認められる方含む。）で特定教育訓練施設に進学される方 ※特定教育訓練施設 ①大学（短期大学を含む） ②専修学校（専門課程に限る） ③職業能力開発総合大学校の総合課程、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校の専門課程 ④水産大学校 ⑤海上技術短期大学校及び海技大学校 ⑥国立看護大学校 ⑦専修学校（一般課程に限る。）及び各種学校のうち、福祉事務所が（収入等により自立を助長できる見込みがあると）認めるもの
し きゅう がく 支給額	自宅通学：10万円 自宅外通学：30万円
しん せい て つづき 申請手続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの地域の福祉事務所に提出してください。
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。
び こう 備考	

※表中の金額は令和6年3月現在のものです、変更となる場合があります。

せいかつふくし し きんかじつけきん きょういくし えんし きん むりしかじつけ
生活福祉資金貸付金 「教育支援資金」 【無利子貸付】

<p>ない よう 内 容 し きん しゆるい (資金の種類)</p>	<p>1 教育支援費：低所得世帯のお子さんが、大学等に就学するために必要な費用を、他の「公的な教育支援貸与（貸付）制度※1」の借入ができるまでの「つなぎ資金※2」として、お貸しします。</p> <p>※1 「公的な教育支援貸与制度」とは、次の①、②の制度です。</p> <p>① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（P.86～87）</p> <p>② 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（給付・無利子貸与）（P.81～83、P.88～90）</p> <p>※2 「つなぎ資金」とは</p> <p>※1の①、②については貸付が4月以降になることがあり、納入しなければならない時期に必要なお金が準備できない場合があります。</p> <p>教育支援費は、①、②のいずれかの制度を申し込まれることを条件に、それらの借り入れができるまでの間、「つなぎ資金」として、一時的にお貸しするものです。</p> <p>【①、②の貸付を受けられた場合】 原則として、入学年の12月に一括償還（返済）していただきます。</p> <p>【①、②の貸付を受けられなかった場合】 「つなぎ資金」ではなく、継続してお貸しします。なお、②の貸付のみでは、学費納入が不足する場合、上乘せの貸付ができる場合があります。（要相談）</p> <p>2 就学支度費：大学、短期大学、専門学校（専門課程）への入学に際し、必要な費用をお貸しします。</p>																																	
<p>たい しやう しゃ 対 象 者</p>	<p>低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）のお子さんで、大学、短期大学、専修学校（専門課程）に就学される方</p>																																	
<p>かし つけ きん がく 貸 付 金 額</p>	<p>1 教育支援費：6か月を上限として、月単位でお貸しします。 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="422 1220 1372 1478"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">大学種別</th> <th colspan="2">通学形態</th> <th colspan="2">貸付限度額（月額）</th> </tr> <tr> <th>国公立</th> <th>私 立</th> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大学</td> <td>国公立</td> <td>45,000</td> <td>51,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>私 立</td> <td>54,000</td> <td>64,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期大学</td> <td>国公立</td> <td>45,000</td> <td>51,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専修学校（専門課程）</td> <td>私 立</td> <td>53,000</td> <td>60,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>特に必要と認められる場合、上記貸付限度額×1.5倍を上限に特別分として貸付ができます。特別分貸付での貸付金額を希望される場合は、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）の貸付相談窓口にご相談ください。</p> <p>2 就学支度費：学校種別等を問わず 500,000円以内</p>	大学種別		通学形態		貸付限度額（月額）		国公立	私 立	自宅通学	自宅外通学	大学	国公立	45,000	51,000			私 立	54,000	64,000			短期大学	国公立	45,000	51,000			専修学校（専門課程）	私 立	53,000	60,000		
大学種別				通学形態		貸付限度額（月額）																												
		国公立	私 立	自宅通学	自宅外通学																													
大学	国公立	45,000	51,000																															
	私 立	54,000	64,000																															
短期大学	国公立	45,000	51,000																															
専修学校（専門課程）	私 立	53,000	60,000																															
<p>しんせい そうだん 申 請 (相 談) し き 時 期</p>	<p>※志望校を決定され、入学パンフレット等で入学にかかる必要経費が確認できた時点（高校3年生の秋頃から）で、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にご相談ください。</p>																																	
<p>へん さい き かん 返 済 期 間</p>	<p>1 教育支援費：「つなぎ資金」は、原則として、入学年の12月に一括償還（返済）、それ以外は、卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の3倍以内（特別分は4倍以内（ただし最長は20年とする。））（P.69と同様）</p> <p>2 就学支度費：卒業後3ヶ月以内の据置期間後、8年以内</p>																																	
<p>と あわ さき 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、お住まいの地域の社会福祉協議会（P.5）にお問い合わせください。</p>																																	
<p>び 考 備 考</p>																																		

大学等入学準備のために

 ほしふしかふふくししきんかじつけきん しゅうがくしきん しゅうがくしたくしきん むりしかしつけ
 母子父子寡婦福祉資金貸付金 「修学資金」 「就学支度資金」 【無利子貸付】

ない 内 よう 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、大学等に修学される場合に必要な費用（入学金、授業料、書籍代、交通費等）をお貸しします。																																																																																																																																																			
たい 対 しょう 象 しゃ 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、来年度、大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）に進学される予定のお子さんを扶養されている方 ▶同種の資金の貸与を受ける場合は、この制度を受けられません。 同種の資金については備考欄をご覧ください。 ▶令和2年4月から開始された高等教育の修学支援新制度（P.81～83）の支援を受けられる場合、下記の限度額から新制度による支援額を差し引いた額が貸付の限度額となります。																																																																																																																																																			
かし 貸 つけ 付 がく 額	<p>○修学資金 月額限度額 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="363 846 1410 1458"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">学校等種別</th> <th colspan="5">学年別</th> </tr> <tr> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専修学校(専門課程)</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>67,500</td> <td>67,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>78,000</td> <td>78,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>89,000</td> <td>89,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>126,500</td> <td>126,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">短期大学</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>67,500</td> <td>67,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>96,500</td> <td>96,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>93,500</td> <td>93,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>131,000</td> <td>131,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大学</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>71,000</td> <td>71,000</td> <td>71,000</td> <td>71,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>108,500</td> <td>108,500</td> <td>108,500</td> <td>108,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>108,500</td> <td>108,500</td> <td>108,500</td> <td>108,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>146,000</td> <td>146,000</td> <td>146,000</td> <td>146,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専修学校(一般課程)</td> <td colspan="2">学校種別・通学形態を問わず</td> <td>52,500</td> <td>52,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大学院</td> <td colspan="2">修士課程</td> <td>132,000</td> <td>132,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">博士課程</td> <td>183,000</td> <td>183,000</td> <td>183,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 就学支度資金 限度額 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="363 1518 1091 1800"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大学 短期大学 専修学校(専門課程) に入学</td> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>420,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専修学校(一般課程)に入学</td> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>580,000</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>590,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専修学校(一般課程)に入学</td> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通所</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>自宅外通所</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大学院（修士課程、 博士課程）に入学</td> <td>国公立</td> <td></td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td></td> <td>590,000</td> </tr> </tbody> </table>							学校等種別		学年別					1年	2年	3年	4年	5年	専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500				自宅外通学	78,000	78,000				私立	自宅通学	89,000	89,000				自宅外通学	126,500	126,500				短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				自宅外通学	96,500	96,500				私立	自宅通学	93,500	93,500				自宅外通学	131,000	131,000				大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500		私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000		専修学校(一般課程)	学校種別・通学形態を問わず		52,500	52,500				大学院	修士課程		132,000	132,000				博士課程		183,000	183,000	183,000			大学 短期大学 専修学校(専門課程) に入学	国公立	自宅通学	410,000	自宅外通学	420,000	専修学校(一般課程)に入学	私立	自宅通学	580,000	自宅外通学	590,000	専修学校(一般課程)に入学	私立	自宅通所	150,000	自宅外通所	160,000	大学院（修士課程、 博士課程）に入学	国公立		380,000	私立		590,000
学校等種別		学年別																																																																																																																																																		
		1年	2年	3年	4年	5年																																																																																																																																														
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500																																																																																																																																																
		自宅外通学	78,000	78,000																																																																																																																																																
	私立	自宅通学	89,000	89,000																																																																																																																																																
		自宅外通学	126,500	126,500																																																																																																																																																
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500																																																																																																																																																
		自宅外通学	96,500	96,500																																																																																																																																																
	私立	自宅通学	93,500	93,500																																																																																																																																																
		自宅外通学	131,000	131,000																																																																																																																																																
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000																																																																																																																																														
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500																																																																																																																																														
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500																																																																																																																																														
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000																																																																																																																																														
専修学校(一般課程)	学校種別・通学形態を問わず		52,500	52,500																																																																																																																																																
大学院	修士課程		132,000	132,000																																																																																																																																																
	博士課程		183,000	183,000	183,000																																																																																																																																															
大学 短期大学 専修学校(専門課程) に入学	国公立	自宅通学	410,000																																																																																																																																																	
		自宅外通学	420,000																																																																																																																																																	
専修学校(一般課程)に入学	私立	自宅通学	580,000																																																																																																																																																	
		自宅外通学	590,000																																																																																																																																																	
専修学校(一般課程)に入学	私立	自宅通所	150,000																																																																																																																																																	
		自宅外通所	160,000																																																																																																																																																	
大学院（修士課程、 博士課程）に入学	国公立		380,000																																																																																																																																																	
	私立		590,000																																																																																																																																																	
しんせい 申請(相談) じ 時 き 期	貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。																																																																																																																																																			
かし 貸 つけ 付 じ 時 き 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。																																																																																																																																																			

<p>しん せい て つづき 申請手続</p>	<p>申請書に必要事項を記入し、次の証明を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ②世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ③印鑑登録証明書 ④扶養の事実についての証明書 ⑤所得を証明する書類 ⑥在学（籍）証明書（修学資金の場合） 合格通知書（就学支度資金の場合） ⑦学校案内や学費納入通知・払込通知等必要経費が明らかになるもの ⑧所定の誓約書兼同意書 <p>▶申請書は、保健所で配布しています。</p>
<p>と あわ さき 問い合わせ先</p>	<p>くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。</p>
<p>び ころ 備考</p>	<p>同種の資金とは、次の①～②にあげるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活福祉資金貸付金（教育支援資金）貸付（P.69） ②独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与（P.88～90）

※表中の金額は令和6年3月現在のものです、変更となる場合があります。

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせいしえんきこうしょうがくきん たいよ
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】

ない 内	よう 容	<p>経済的理由により修学に困難がある学生・生徒の方に対して、奨学金を貸与（貸付）します。</p> <p>○ 奨学金の種類</p> <p>1 第一種奨学金（無利子）・・・学力基準（高等学校等における評定平均値が3.5以上等）、家計基準等を満たしている方 ※</p> <p>2 第二種奨学金（有利子）・・・学力基準、家計基準（ともに第一種奨学金より緩やか）を満たしている方</p> <p>→ 上記の1又は2の貸与を申し込まれる方のみ対象（入学時の一時金として）</p> <p>3 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）・・・日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できない方等</p> <p>※令和4年度の生計維持者の住民税（市町村民税所得割）が非課税、生活保護受給世帯、児童養護施設等の入所者のいずれかで、将来社会で自立し、及び活躍する目標をもって進学しようとする大学等における学修意欲がある者として学校から推薦されれば学力基準を満たすものとして扱います。</p>																																															
たい 対	しょう 象	しゃ 者	<p>[予約採用]</p> <p>大学(学部)、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専修学校(専門課程)へ進学を希望されている高校等3年生、または高等学校等を卒業後2年以内の方で、学校の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方</p> <p>※進学後も在学採用があります。</p>																																														
たい 貸	よ 与	がく 額	<p>1 第一種奨学金（無利子）</p> <p>生計維持者の年収が一定額以上の方は、各区分の最も高い貸与月額以外の額からの選択となります（太枠部分）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">進 学 先</th> <th colspan="2">国・公立</th> <th colspan="2">私立</th> </tr> <tr> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学</th> <th>自宅通学</th> <th>自宅外通学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大 学</td> <td rowspan="2">45,000円</td> <td>51,000円</td> <td>54,000円</td> <td>64,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円</td> <td>40,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>30,000円</td> <td>30,000円</td> <td>30,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">短 期 大 学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)</td> <td>45,000円</td> <td>51,000円</td> <td>53,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30,000円</td> <td>40,000円</td> <td>40,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>30,000円</td> <td>30,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶原則として毎月振り込まれます。</p> <p>2 第二種奨学金（有利子）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">進 学 先</th> <th>貸 与 月 額</th> </tr> <tr> <th>国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 学・短期大学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)</td> <td>20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶原則として毎月振り込まれます。</p>	進 学 先	国・公立		私立		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	大 学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	40,000円	40,000円	50,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	短 期 大 学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円	30,000円	30,000円	30,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	進 学 先	貸 与 月 額	国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通	大 学・短期大学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択
進 学 先	国・公立		私立																																														
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学																																													
大 学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円																																													
		40,000円	40,000円	50,000円																																													
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円																																													
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円																																													
短 期 大 学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円																																													
	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円																																													
		30,000円	30,000円	30,000円																																													
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円																																													
進 学 先	貸 与 月 額																																																
	国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通																																																
大 学・短期大学 高等専門学校(4・5年生) 専 修 学 校 (専 門 課 程)	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択																																																

3 入学時特別増額貸与奨学金									
学校種別	入学時特別増額貸与額 国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通								
大学 短期大学 高等専門学校（※） 専修学校（専門課程）	100,000円 200,000円 300,000円 400,000円 500,000円の中から選択								
<p>▶ 第一種奨学金又は第二種奨学金の初回振込時に、併せて振り込まれます。</p> <p>※ 4・5年次編入時及び専攻科入学時のみ 第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込まれた方が対象となります。入学時特別増額貸与奨学金のみの申込みはできません。</p>									
申請時期 及び 貸与時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>奨学金区分</th> <th>申請(募集)時期</th> <th>貸与(貸付)時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予約採用 (入学前申込)</td> <td>第一種奨学金 第二種奨学金 入学時特別増額貸与 奨学金</td> <td>高校3年生の4～7月頃 (詳しい時期は学校に 確認してください)</td> <td>進学後に行う所定の 手続き完了後</td> </tr> </tbody> </table>		奨学金区分	申請(募集)時期	貸与(貸付)時期	予約採用 (入学前申込)	第一種奨学金 第二種奨学金 入学時特別増額貸与 奨学金	高校3年生の4～7月頃 (詳しい時期は学校に 確認してください)	進学後に行う所定の 手続き完了後
	奨学金区分	申請(募集)時期	貸与(貸付)時期						
予約採用 (入学前申込)	第一種奨学金 第二種奨学金 入学時特別増額貸与 奨学金	高校3年生の4～7月頃 (詳しい時期は学校に 確認してください)	進学後に行う所定の 手続き完了後						
申請手続	<p>インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。</p> <p>必要書類を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をもらった後、申込み入力をしてください。</p> <p>※申込入力後、本人と生計維持者のマイナンバーの提出が必要です。</p>								
保証制度	<p>「人的保証」又は「機関保証」のいずれかを選択してください。</p> <p>①人的保証を選択・・・連帯保証人と保証人各1名必要</p> <p>②機関保証を選択・・・保証料を支払うことで連帯保証人や保証人が不要 保証料は毎月振り込まれる奨学金から差し引かれます。</p>								
返還期間	<p>貸与が終了した翌月から数えて7ヶ月目の月から返還が始まります。（3月卒業の場合、10月より開始）</p> <p>第一種奨学金は次の①、②から選択した方式で、第二種奨学金は①の方式での返還となります。（最長20年）</p> <p>①定額返還方式：貸与総額によって返還期間が定まります。</p> <p>②所得連動返還方式：前年の所得に連動して返還月額が定まり、返還期間は返還月額によります。（保証制度は機関保証とすることが必須となります。）</p>								
問い合わせ先	<p>【予約採用】 在学されている高等学校又は専修学校（高等課程）</p> <p>【在学採用】 在学されている大学、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校</p>								

び
備

こう
考

- ▶ 大学院については、別途基準があります。
- ▶ 予約採用をされた方は、進学先の学校でも手続きが必要です。
手続きをされなかった場合は予約無効となりますので注意してください。
- ▶ 一部の専修学校（専門課程）では、日本学生支援機構の奨学金を取り扱っていない（機構に登録されていない）場合があります。進学を希望する学校にお問い合わせいただくか、日本学生支援機構のホームページでご確認ください。
- ▶ 右の二次元コードから、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸与の額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができる「進学資金シミュレーター」を利用できます。
- ▶ 日本学生支援機構ホームページ貸与奨学金（返済必要）
URL:<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html>



第9編

ちゅうがっこう こうとうがっこう
中学校・高等学校
とくべつ し えんがっこうふく とう
(特別支援学校含む。)等、
そつぎょう ご しゅうしょくじゅんび
卒業後の就職準備のために

中学校・高等学校(特別支援学校含む。)等、卒業後の就職準備のために

第9編

就職準備のために

せいかつ ほ ごほう せいぎょう ふじょ ぎのうしゅうとくひ しきゅう
生活保護法による「生業扶助（技能修得費）」【支給】

中学校・高等学校（特別支援学校含む。）等、卒業後の就職準備のために

ない 内容	生活保護を受給されている方が、生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校等で技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合、必要な経費（授業料、教科書・教材の購入費、通学費等）を支給します。	
たい 対象者	生活保護を受給されている方で、次の①、②の施設いずれかに在学されている方 ① 専修学校 ② 各種学校	
し 支給額	○生活保護法の「生業扶助」	
	内容	支給額
	技能修得費	授業料、教科書、教材費、資格検定等の費用（ただし同一資格検定等につき一度限り）等 年380,000円以内
	通学交通費 (通学に必要な最小限度の額)	実費支給
しん 申請時期 しきゅう 支給時期 しん 申請手続	※専修学校等への入学を検討される際は、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にご相談ください。	
と 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。	
び 備考	高等学校を卒業された方が直ちに就学する場合については、給付対象となりません。	

※表中の金額は令和6年3月現在のもので、変更となる場合があります。

就職準備のために

せいかつ ほ ごほう せいぎょう ふじょ しゅうしょくしたくひ しきゅう
生活保護法による「生業扶助（就職支度費）」【支給】

ない 内容	生活保護を受給されている方が、就職が確定した場合に、その支度に必要な経費（就職のための衣服・靴の購入費等）を支給します。	
たい 対象者	生活保護を受給されている方で、就職が確定された方	
し 支給額	○生活保護法の「生業扶助」	
	内容	支給額
	就職支度費	33,000円以内
	初任給が支給されるまでの通勤費（必要やむを得ない場合）	実費支給
しん 申請時期 しきゅう 支給時期 しん 申請手続	※就職が確定されましたら、すぐにお住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にご相談ください。	
と 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所（P. 4）にお問い合わせください。	
び 備考		

※表中の金額は令和6年3月現在のもので、変更となる場合があります。

就職準備のために

ぎのうしゅうとくしきん にゅうしょしたくきん しきゅう
技能修得資金・入所支度金【支給】

ない 内 容	経済的な理由によって、技能の習得が困難な世帯のお子さんに、技能を修得するために必要な費用を支給します。																
たい 対 象 者	<p>京都府内（京都市を除く。）に居住されている世帯のお子さんで、中学校又は高等学校等を卒業後、引き続いて技能修得施設（看護師・准看護師養成所を除く。）に入所される場合で、次の①、②どちらかに該当される方</p> <p>① 生活保護を受給されている世帯のお子さん</p> <p>② 経済的な理由により、技能修得が困難な世帯のお子さん （属する世帯の総収入が生活保護基準の1.8倍以内）</p> <p>▶生活保護基準は、お住まいの地域や世帯構成等によって異なります。</p>																
し 支 給 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設の種別</th> <th>技能修得資金</th> <th>入所支度金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>公共職業能力開発施設 （京都府立の高等技術専門学校等）</td> <td>月額 5,000円</td> <td rowspan="3">55,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>実技学校 （専修学校・各種学校）</td> <td>月額24,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高校形態（高等学校との連携により高等学校卒業資格を得ることができる技能修得施設等）</td> <td>月額21,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 生活保護法による生業扶助「技能修得費」（P.92）、「就職支度費」（P.93）及び「高等教育の修学支援新制度」（P.76～77、P.81～83）等、他の類似の制度による給付等を受けられる場合は、支給額を減額することがあります。</p>		施設の種別	技能修得資金	入所支度金	1	公共職業能力開発施設 （京都府立の高等技術専門学校等）	月額 5,000円	55,000円	2	実技学校 （専修学校・各種学校）	月額24,000円	3	高校形態（高等学校との連携により高等学校卒業資格を得ることができる技能修得施設等）	月額21,000円		
	施設の種別	技能修得資金	入所支度金														
1	公共職業能力開発施設 （京都府立の高等技術専門学校等）	月額 5,000円	55,000円														
2	実技学校 （専修学校・各種学校）	月額24,000円															
3	高校形態（高等学校との連携により高等学校卒業資格を得ることができる技能修得施設等）	月額21,000円															
しん 申 請 時 期	<p>▶1次申請・・・3月中旬</p> <p>▶2次申請・・・4月中旬</p> <p>以降は随時受付</p>																
し 支 給 時 期	<p>【技能修得資金】年3回に分けて支給</p> <p>第1期分：4月下旬（1次申請分）、5月下旬（2次申請分）</p> <p>第2期分：8月上旬</p> <p>第3期分：12月上旬</p> <p>随時受付分は、その都度支給します。</p> <p>【入所支度金】4月から6月の間に全額支給</p>																
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、在学（籍）証明及び収入状況が確認できる書類等を添付して、お住まいの地域の府保健所（P.2）に提出してください。																
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。																
び 備 考	毎年度申請が必要です。																

就職準備のために

くんれん て あて にゅうこう し たくきん しきゅう
訓練手当・入校支度金【支給】

ない 内容	障害のある方などが、公共職業訓練を受けられる期間、訓練手当等を支給します。 ▶支給対象とならない訓練科があります。																				
たい 対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者などの求職者で、公共職業安定所（ハローワーク）で、受講指示を受けられた方																				
し 支給額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手当等の種類</th> <th>支給額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">訓練手当</td> <td>基本手当</td> <td>日額 3,530～4,310円</td> <td rowspan="3">訓練を受ける期間の日数に応じて支給</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技能習得 手当</td> <td>通所手当 月額 42,500円以内</td> </tr> <tr> <td>受講手当 日額 500円(上限40日)</td> </tr> <tr> <td>寄宿手当※</td> <td>月額 10,700円以内</td> <td>寄宿する期間の日数に応じて支給</td> </tr> <tr> <td colspan="2">入校支度金</td> <td>35,000円</td> <td>6ヶ月以上の訓練を受ける新規学卒の障害者のみ支給</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 寄宿手当・・・生計を維持していた方が、生計を一にする同居の親族と別居して寄宿し、訓練を受ける場合に支給</p>			手当等の種類		支給額	内 容	訓練手当	基本手当	日額 3,530～4,310円	訓練を受ける期間の日数に応じて支給	技能習得 手当	通所手当 月額 42,500円以内	受講手当 日額 500円(上限40日)	寄宿手当※	月額 10,700円以内	寄宿する期間の日数に応じて支給	入校支度金		35,000円	6ヶ月以上の訓練を受ける新規学卒の障害者のみ支給
手当等の種類		支給額	内 容																		
訓練手当	基本手当	日額 3,530～4,310円	訓練を受ける期間の日数に応じて支給																		
	技能習得 手当	通所手当 月額 42,500円以内																			
		受講手当 日額 500円(上限40日)																			
	寄宿手当※	月額 10,700円以内	寄宿する期間の日数に応じて支給																		
入校支度金		35,000円	6ヶ月以上の訓練を受ける新規学卒の障害者のみ支給																		
しん 申請時期	入校時																				
し 支給時期	翌月の15日																				
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類（訓練受講指示書の写し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の写し）等を添付して、訓練を受ける施設に提出してください。 ▶申請書は、施設で配布しています。																				
と 問い合わせ先	くわしくは、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。																				
び 備考	公共職業訓練を受けられる施設 府内の施設・・・府立高等技術専門校（京都校、福知山校、障害者校）、 ポリテクセンター京都 等 府外の施設・・・国立・県立障害者職業能力開発校 等																				

中学校・高等学校（特別支援学校含む）等、卒業後の就職準備のために

就職準備のために

しょうがいしゃとうしょくば てきおうくんれん てあて
障害者等職場適応訓練手当【支給】

ない 内 容	障害のある方などが、職場適応訓練を受けられる期間（上限あり）、訓練手当を支給します。 ※ 職場適応訓練とは、障害のある方などが実際の職場で作業について訓練を行い、それによって作業環境や職場環境に適応することを容易にさせることを目的として実施される訓練です。							
たい 対 象 者	身体障害者、知的障害者、精神障害者などの求職者で、公共職業安定所（ハローワーク）で、受講指示を受けられた方							
し 支 給 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">訓練の種類・訓練期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般職場適応訓練 6ヶ月（重度障害者等は1年）以内</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>短期職場適応訓練 2週間（重度障害者等は4週間）以内</td> </tr> </tbody> </table>	訓練の種類・訓練期間		1	一般職場適応訓練 6ヶ月（重度障害者等は1年）以内	2	短期職場適応訓練 2週間（重度障害者等は4週間）以内	○基本手当 日額 3,530円～4,310円 ○技能習得手当 受講手当 日額 500円（上限40日） 通所手当 月額 42,500円以内
訓練の種類・訓練期間								
1	一般職場適応訓練 6ヶ月（重度障害者等は1年）以内							
2	短期職場適応訓練 2週間（重度障害者等は4週間）以内							
しん 申 請 時 期	随時							
し 支 給 時 期	1 一般職場適応訓練・・・1ヶ月終了後、 2 短期職場適応訓練・・・訓練終了後、 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">実施状況報告書の提出をされた日の翌月</td> </tr> </table>		}	実施状況報告書の提出をされた日の翌月				
}	実施状況報告書の提出をされた日の翌月							
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。							
び 備 考								

就職準備のために

ほしふしかふふくししきんかしつけきん しゅうぎょうしきん しゅうしょくしたくしきん むりしかしつけ
母子父子寡婦福祉資金貸付金「修業資金」「就職支度資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、就職又は事業を開始するために必要な資金をお貸しします。
たい 対 象 者	<p>京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、「修業資金」又は「就職支度資金」が必要なお子さんを扶養されている方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 修業資金・・・事業を開始又は就職するために必要な知識技術を習得するための資金 2 就職支度資金・・・就職するために必要な衣服、靴など身の回り品を整えるための資金
かし 貸 付 額	<ol style="list-style-type: none"> 1 修業資金 月額 68,000円以内 2 就職支度資金 1回につき 105,000円以内
しん 申 請 時 期	貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。
へん 返 済 時 期	<ol style="list-style-type: none"> 1 修業資金 知識技能習得から1年経過後 2 就職支度資金 貸付日から1年措置期間後
しん 申 請 手 続	<p>申請書に必要事項を記入し、次の①～⑧の証明を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ③ 印鑑登録証明書 ④ 扶養の事実についての証明書 ⑤ 所得を証明する書類 ⑥ 在学（籍）証明書 ⑦ 施設案内や払込通知等、履修年限や必要経費が明らかになるもの（高校3年生で自動車免許取得の場合は、就職内定と自動車免許が必要であることを学校長が証明したもの） ⑧ 所定の誓約書兼同意書 <p>▶申請書は、保健所で配布しています。</p>
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。
び 備 考	

※表中の金額は令和6年3月現在のものです、変更となる場合があります。

就職準備のために

かんごしとうしゅうがくしきん むりしかしつけ
看護師等修学資金【無利子貸付】

内 容	看護師等の養成施設に在学されており、将来、京都府内の医療機関への就職を考えておられる方で、経済的な理由によって就学が困難な方に修学資金をお貸しします。		
対 象 者	保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学されている方で、養成施設を卒業後1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに京都府内の医療機関で看護師等の業務に従事しようという意思を有する方 ※他の奨学金制度を利用されている場合は、この制度を受けられない場合があります。くわしくは、下記の問い合わせ先におたずねください。		
貸 付 額	課 程	国・公立養成施設在学学生	私立養成施設在学学生
	保健師・助産師・看護師 (5年一貫の4、5年生)	月額 32,000円	月額 36,000円
	准看護師 (5年一貫の1～3年生)	月額 15,000円	月額 21,000円
申 請 時 期	毎年4月～5月		
貸 付 時 期	年4回(7月、9月、12月、3月)		
申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～④の証明を添付し、在学されている養成施設に提出してください。(ただし、京都府外の養成施設に在学されている方は、京都府庁健康福祉部医療課まで直接提出してください。) ① 在学証明書兼推薦書 ② 所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書 ③ 京都府看護師等修学資金申請調書 ④ 申請者状況調査票(京都府外の養成施設在学学生のみ) ▶用紙は、府内の養成施設又は京都府ホームページで入手できます。		
連 帯 保 証 人	2名(うち1名は京都府内に居住されている方)		
返 済 期 間	一括払い又は貸与を受けた期間内に分割払い		
と 問 合 せ 先	くわしくは、京都府庁健康福祉部医療課(TEL075-414-4746又は4754)にお問い合わせください。		
備 考	次の要件をすべて満たされた場合は、 全額返還免除 が受けられます。 ・養成施設の卒業日から1年以内に看護師等の免許を取得し、直ちに京都府内の返還免除対象施設※に就業し、引き続き5年間看護師等として従事された場合 ※ 返還免除対象施設 (R6.3.31時点 ※就職時点で、内容が変更されている場合があります。) ・京都府北部地域(綾部市以北)のすべての病院 ・200床未満の病院 ・精神病床が全体の80%以上の病院 ・診療所 ・重度心身障害児施設 ・旧国立療養所 ・訪問看護事業所 ・介護老人保健施設・介護医療院		

就職準備のために

かいごふくししとうしゅうがくしきん むりしかしつけ
介護福祉士等修学資金【無利子貸付】

ない 内 容	介護福祉士等の養成施設に在学（入学しよう）とされており、将来、京都府内の福祉施設で就職を考えておられる方で、経済的な理由によって就学が困難な方に修学資金等をお貸しします。
たい 対 象 者	介護福祉士又は社会福祉士の指定養成施設に在学（入学）し、卒業後、京都府内の福祉施設において介護福祉士又は社会福祉士として業務に従事しようとする方 ※他の奨学金制度を利用されている場合は、この制度を受けられない場合があります。くわしくは、下記の問い合わせ先におたずねください。
かし 貸 付 額	1 修学資金 月額 50,000円以内 2 入学準備金 200,000円以内 3 就職準備金 200,000円以内（働きながら就学される方を除く。） 4 国家試験受験対策費用 一年度当たり 40,000円以内（介護福祉士養成施設に在学する方に限る。 生活保護受給世帯等の方には、上記の貸付額に別途、生活費加算があります。
しん 申 請 時 期	毎年4月～5月
かし 貸 付 時 期	年2回（4月、10月）
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～④の証明を添付し、在学されている養成施設に提出してください。（生活保護受給世帯の高校生等が申請する場合には、京都府社会福祉協議会への申請となります。） ① 学校成績証明書 ② 住民票記載事項証明書 ③ 所得を証明する書類（申請者が未成年の場合は連帯保証人のもの） ④ その他必要な書類 ※生活保護受給世帯の方は、別途必要な書類がありますので、京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。
れん 連 帯 保 証 人	2名（うち1名は法定代理人）
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、各養成施設もしくは京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。
び 備 考	次の要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。 ・養成施設の卒業日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録し、京都府内の福祉施設において介護福祉士又は社会福祉士として対象となる業務に5年間従事された場合

※表中の貸付額等は令和6年3月現在のものです、変更となる場合があります。

ほいくししゅうがくしきん ぶりしかしつけ 保育士修学資金【無利子貸付】

ない 内 容	保育士の指定養成施設に在学（入学しよう）とされており、将来、京都府内の保育所・認定こども園等で就職を考えておられる方で、学業優秀で、かつ、家庭の経済状況等から就学が困難な方に修学資金等をお貸しします。
たい 対 象 者	保育士の指定養成施設に在学（入学）し、卒業後、京都府内の保育所、認定こども園等において保育士として保育業務に従事しようとする方 ※他の奨学金制度を利用されている場合は、この制度を受けられない場合があります。くわしくは、下記の問い合わせ先におたずねください。
し 支 給 額	1 修学資金 月額 50,000円 2 入学準備金 200,000円 3 就職準備金 200,000円（働きながら就学される方を除く。） 生活保護受給世帯等の方には、上記の貸付額に別途、生活費加算があります。
しん 申 請 時 期	養成施設入学後（くわしくは、各養成施設におたずねください。）
し 支 給 時 期	年2回（4月、10月）（初年度の1回目は6月）
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～④の証明を添付し、在学されている養成施設に提出してください。（生活保護受給世帯の高校生等が入学前に申請する場合には、京都府社会福祉協議会への申請となります。） ① 学校成績証明書 ② 住民票記載事項証明書 ③ 所得を証明する書類 ④ その他必要な書類 ※生活保護受給世帯の方は、別途必要な書類がありますので、京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。
れん 連 帯 保 証 人	2名（うち1名は法定代理人）
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府社会福祉協議会（TEL075-252-6292）にお問い合わせください。
び 備 考	次の要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。 ・養成施設の卒業日から1年以内に保育士として登録し、京都府内の保育所・認定こども園等において保育士として保育業務に5～10年間従事された場合

さんこう しりょう
参考資料

お子さんを養育されている方のために

じ どう て あ て し き ゅ う
児童手当【支給】

ない よう 内 容	お子さんを養育されている方に支給します。												
たい しょう しゃ 対 象 者	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）のお子さんを養育されている方												
し き ゅ う が く 支 給 額	<p>養育されている方の所得及び養育されているお子さんの年齢により、支給額が異なります。</p> <p>○所得制限限度額未満の方</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>お子さんの年齢</th> <th>児童手当の額 (1人当たり月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳～3歳未満（一律）</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～小学校修了前</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 第1子・第2子※</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td> 第3子以降※</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生（一律）</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育されているお子さんのうち、3番目以降をいいます。</p> <p>○所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の方 お子さん1人当たり 月額5,000円（一律）</p> <p>○所得上限限度額以上の方 令和4年10月支給分から、児童手当等は支給されません。</p>	お子さんの年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)	0歳～3歳未満（一律）	15,000円	3歳～小学校修了前		第1子・第2子※	10,000円	第3子以降※	15,000円	中学生（一律）	10,000円
お子さんの年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)												
0歳～3歳未満（一律）	15,000円												
3歳～小学校修了前													
第1子・第2子※	10,000円												
第3子以降※	15,000円												
中学生（一律）	10,000円												
しん せい じ き 申 請 時 期	随時（お子さんが生まれたとき、里親になったとき等）												
し き ゅ う じ き 支 給 時 期	6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月）												
しん せい て つづ き 申 請 手 続	<p>申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。</p> <p>▶申請書は、各市町村で配布しています。</p> <p>※公務員の場合は、勤務先に申請してください。</p>												
と あ わ さ き 問 い 合 せ 先	<p>くわしくは、お住まいの市町村（P. 3）にお問い合わせください。</p> <p>※公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください。</p>												
び こう 備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、お子さんが日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。 2 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、お子さんと同居している方に優先的に支給します。 3 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内でお子さんを養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。 4 お子さんを養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。 5 お子さんが施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。 												

ひとり親家庭の方のために

じどうふようてあて しきゅう
児童扶養手当【支給】

ない 内 容	ひとり親家庭のお子さん又は父若しくは母が国民年金のほぼ1級障害程度の重度障害の状態にある家庭のお子さんの心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、お子さんの父母又は父母に代わってお子さんを養育されている方に支給されます。(外国人の方も支給対象となります。)
たい 対 象 者	ひとり親家庭のお子さん(18歳の年度末まで)を監護・養育している方 ※ お子さんに中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで
し 支 給 額	監護・養育されている方の所得により、支給額が異なります。また、所得制限があります。 ・月額10,740円～月額45,500円 ・2人目は月額5,380円～10,750円加算、3人目以降は月額3,230円～6,450円加算(令和6年4月1日現在。物価スライドにより、支給額が変動することがあります。)
しん 申 請 時 期	随時
し 支 給 時 期	5月(3、4月分)、7月(5、6月分)、9月(7、8月分)、11月(9、10月分)、1月(11、12月分)、3月(1、2月分)
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村(P.3)にお問い合わせください。
び 備 考	

障害のあるお子さんのいるご家庭の方のために

とくべつじどうふようてあて
特別児童扶養手当 【支給】

ない 内 よう 容	身体や精神に中程度以上の障害のあるお子さんをご家庭で養育・監護されている父又は母などに対し、支給されます。(外国人の方も支給対象となります。)
たい 対 しょう 象 しゃ 者	身体又は精神に中程度以上の障害のある20歳未満のお子さんを家庭において監護している方
し 支 きゅう 給 がく 額	1級：月額55,350円 2級：月額36,860円 (令和6年4月1日現在。物価スライドにより、支給額が変動することがあります。) ※ 監護・養育されている方の所得により、所得制限があります。 ※ お子さんに障害に係る年金が支給されている場合は、対象となりません。 ※ 障害児入所施設などに入所されている場合は、対象となりません。
しん 申 せい 請 じ 時 き 期	随時
し 支 きゅう 給 じ 時 き 期	8月(4～7月分)、12月(8～11月分)、4月(12～3月分)
しん 申 せい て つづ 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、お住まいの市町村に提出してください。 ▶申請書は、各市町村で配布しています。
と 問 あわ い せ さ 先	くわしくは、お住まいの市町村(P.3)にお問い合わせください。
び 備 こう 考	

重度障害のため常時介護を必要とする20歳未満の方のために

しょうがいじふくしてあて しきゅう
障害児福祉手当【支給】

<p>ない よう 内 容</p>	<p>重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給します。</p>								
<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>20歳未満の方で、別表のいずれかに該当する方 ただし、次のいずれかに該当する方は受給できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害を支給事由とする公的年金を受けることができる方 ② 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されている方 ③ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方 <p>〈別表〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢の全ての指を欠くもの 5 両下肢の用を全く廃したもの 6 両大腿を2分の1以上失ったもの 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 								
<p>し きゅう かく 支 給 額</p>	<p>月額 15,690円（支給額は、物価スライドにより改定される場合があります。）</p>								
<p>しん せい じ き 申 請 時 期</p>	<p>随時</p>								
<p>し きゅう じ き 支 給 時 期</p>	<p>2月(11～1月分)、5月(2～4月分)、8月(5～7月分)、11月(8～10月分)</p>								
<p>しん せい て つぎ 申 請 手 続</p>	<p>認定請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して、下記の申請窓口に提出してください。用紙は、下記の申請窓口に備え付けてあります。</p> <table border="1" data-bbox="363 1574 1420 1727"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">申請窓口</td> <td style="text-align: center;">京都市にお住まいの方</td> <td style="text-align: center;">区役所（支所）福祉事務所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の市にお住まいの方</td> <td style="text-align: center;">市役所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町村にお住まいの方</td> <td style="text-align: center;">町村役場</td> </tr> </table>		申請窓口	京都市にお住まいの方	区役所（支所）福祉事務所	その他の市にお住まいの方	市役所	町村にお住まいの方	町村役場
申請窓口	京都市にお住まいの方	区役所（支所）福祉事務所							
	その他の市にお住まいの方	市役所							
	町村にお住まいの方	町村役場							
<p>と あわ ざき 問 い 合 せ 先</p>	<p>くわしくは、お住まいの市区（町村にお住まいの方は、所管の府保健所）にお問い合わせください。</p>								
<p>び こう 備 考</p>									

おや か ていこうとうしよくぎょうくんれんそくしんきゅうふ きん しきゅう
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金【支給】

<p>ない よう 内 容</p>	<p>母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図ります。</p>
<p>たい しょう しや 対 象 者</p>	<p>京都府内に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であり、次の要件を全て満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること。 ②対象資格を取得するため養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。 ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。 <p>※過去に給付金を受給した者については、支給しない。</p>
<p>し きゅう がく 支 給 額</p>	<p>○訓練促進給付金 月額 非課税世帯 100,000円 課税世帯 70,500円 ※修学期間の最後の1年間 非課税世帯 140,000円 課税世帯 110,500円</p> <p>○修了支援給付金 養成機関修了後 非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円</p>
<p>しん せい じ き 申 請 時 期</p>	<p>○訓練促進給付金 養成機関において修業を開始した日以後随時</p> <p>○修了支援給付金 修了日を経過した日から起算して30日以内</p>
<p>しん せい て つづき 申 請 手 続</p>	<p>申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所（P.2）に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支給対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し ②児童扶養手当証書の写し又は前年の所得額等についての市区町村長の証明書 ③訓練促進給付金・・・入校（入所）証明書 修了支援給付金・・・修了証明書の写し
<p>と あわ さき 問 い 合 せ 先</p>	<p>市にお住まいの方は、各市役所ひとり親家庭支援関係課に、町村にお住まいの方は、各保健所にお問い合わせください。</p>

ひとり親家庭の方のために

おやかていこうとうしよくぎょうくんれんそくしん し きんかしつけ むりしかしつけ
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付【無利子貸付】

	訓練促進資金貸付	住宅支援資金貸付
ない 内容	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職し有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し貸付を行い、就学を容易にすることにより、資格取得を促進します。	自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し貸付を行い、ひとり親家庭の親の自立促進を図ります。
たい 対象者	高等職業訓練促進給付金の支給を受けている方	京都府内に居住し、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方で、次の要件を全て満たす方 ・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方 ・母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方
かし 貸付額	入学準備金：500,000円以内 就職準備金：200,000円以内	月額40,000円以内 ※貸付期間は原則12ヶ月以内
し 支給時期	入学準備金：貸付決定後、借用証書、印鑑登録証明書の提出後、送金 就職準備金：資格取得合格通知等の写しの提出後、送金	原則として年4回の分割交付となり、支給月の直前3ヶ月分を支給します。 6月：3～5月分 9月：6～8月分 12月：9～11月分 3月：12～2月分
しん 申請手続	申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付したうえでお住まいの地域の福祉事務所（P.4）に提出してください。	
	①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書 ②高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し ③連帯保証人の前年の所得を証明する証明書 ④申請者及びその扶養している児童の住民票記載事項証明書（世帯全員分） ⑤入校（入所）証明書（修業している養成機関の長が証明する在籍証明書等） ※④⑤は高等職業訓練促進給付金申請の添付書類の写しで差し支えありません。	①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金住宅支援資金貸付申請書 ②母子・父子自立支援プログラム策定証明書 ③申請者及びその扶養している児童の住民票記載事項証明書（世帯全員分） ④居住している住宅の賃貸借契約書の写し（原則、本人名義に限る。） ⑤連帯保証人の前年の所得証明書（連帯保証人を立てている場合）
と 問い合わせ先	くわしくは、京都府社会福祉協議会（TEL：075-252-6293）にお問い合わせください。	
び 備考	要件を満たされた場合は、全額返還免除が受けられます。	

□各制度 京都府庁担当課

第1編 乳・幼児のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
9	母子家庭奨学金	健康福祉部家庭・青少年支援課 075-414-4585
10	交通遺児奨学金等	文化生活部安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
11	第3子以降保育料等無償化事業補助金	健康福祉部こども・子育て総合支援室 075-414-4591
12	就学奨励費	教育庁指導部特別支援教育課 075-414-5834

第2編 小学校入学準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
14	生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
15	母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」	健康福祉部家庭・青少年支援課 075-414-4585

第3編 小学生のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
17	母子家庭奨学金	健康福祉部家庭・青少年支援課 075-414-4585
18	交通遺児奨学金等	文化生活部安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
19	生活保護法による 「教育扶助」「生活扶助（一時扶助）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
20	就学援助費	教育庁指導部学校教育課 075-414-5831
21	就学奨励費（特別支援学級等）	教育庁指導部特別支援教育課
22	就学奨励費（特別支援学校）	075-414-5834
23	修学旅行援助金	健康福祉部地域福祉推進課
24	外国人学校在学者への修学援助	075-414-4564・4558

第4編 中学校入学準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
26	生活保護法による「生活扶助（一時扶助）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
27	母子父子寡婦福祉資金貸付金「就学支度資金」	健康福祉部家庭・青少年支援課 075-414-4585

第5編 中学生のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
29	母子家庭奨学金	健康福祉部家庭・青少年支援課 075-414-4585
30	交通遺児奨学金等	文化生活部安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
31	生活保護法による「教育扶助」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
32	就学援助費	教育庁指導部学校教育課 075-414-5831
33	就学奨励費（特別支援学級等）	教育庁指導部特別支援教育課
34	就学奨励費（特別支援学校）	075-414-5834
35	修学旅行援助金	健康福祉部地域福祉推進課
36	外国人学校在学者への修学援助	075-414-4564・4558

第6編 高等学校等入学準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
38	生活保護法による 「生業扶助（高等学校等就学費）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
39	高校生給付型奨学金	
41	生活福祉資金貸付金 「教育支援資金」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4605・4556
42	母子父子寡婦福祉資金貸付金 「修学資金」「就学支度資金」	健康福祉部家庭・青少年支援課 075-414-4585
44	福祉系高校修学資金	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4675
45	高校生等修学支援事業（修学金）	教育庁指導部高校教育課
47	高校生等修学支援事業（修学支度金）	075-414-5043

第7編 高校生等のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
50	生活保護法による 「生業扶助（高等学校等就学費）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
51	高校生給付型奨学金	
53	奨学のための給付金 （高校生等奨学給付金）	国公立高校：教育庁指導部高校教育課 075-414-5055 私立高校：文化生活部文教課 075-414-4516
55	母子家庭奨学金等	健康福祉部家庭・青少年支援課 075-414-4585
56	交通遺児奨学金等	文化生活部安心・安全まちづくり推進課 075-414-5076
58	就学奨励費（特別支援学校）	教育庁指導部特別支援教育課 075-414-5834
59	高等学校生徒通学費補助金	公立高校：教育庁指導部高校教育課 075-414-5054 私立高校：文化生活部文教課 075-414-4517
61	定時制課程教科書及び 通信制課程教科書学習書補助金	教育庁指導部高校教育課 075-414-5054
62	定時制課程及び通信制課程修学奨励金	公立高校：教育庁指導部高校教育課 075-414-5054 私立高校：文化生活部文教課 075-414-4517
63	公立高校就学支援金	教育庁指導部高校教育課 075-414-5054
65	高等学校等就学支援金	文化生活部文教課 075-414-4516
66	私立高等学校あんしん修学支援事業	
67	兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学 費軽減	文化生活部文教課 075-414-4517
68	私立高等学校専攻科修学支援金	文化生活部文教課 075-414-4516
69	生活福祉資金貸付金 「教育支援資金（教育支援費）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4605・4556
70	母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」	健康福祉部家庭・青少年支援課 075-414-4585
71	福祉系高校修学資金	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4675
72	高校生等修学支援事業（修学金）	教育庁指導部高校教育課 075-414-5043
74	高校生等修学支援事業（修学支度金）	
76	高等教育の修学支援新制度 授業料・入学金減免	教育庁指導部高校教育課 075-414-5849

第8編 大学等入学準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
81	高等教育の修学支援新制度 授業料・入学金減免	教育庁指導部高校教育課 075-414-5849
84	生活保護法による「進学準備給付金」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
85	生活福祉資金貸付金「教育支援資金」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4605・4556
86	母子父子寡婦福祉資金貸付金 「修学資金」「就学支度資金」	健康福祉部家庭・青少年支援課 075-414-4585

第9編 就職準備のために

頁	制 度 名	京都府庁担当課
92	生活保護法による 「生業扶助（技能修得費）」	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4564・4558
93	生活保護法による 「生業扶助（就職支度費）」	
94	技能修得資金・入所支度金	
95	訓練手当・入校支度金	商工労働観光部人材育成課 075-414-5101
96	障害者等職場適応訓練手当	商工労働観光部雇用推進課 075-682-8913
97	母子父子寡婦福祉資金貸付金 「修業資金」「就職支度資金」	健康福祉部家庭・青少年支援課 075-414-4585
98	看護師等修学資金	健康福祉部医療課 075-414-4746・4754
99	介護福祉士等修学資金	健康福祉部地域福祉推進課 075-414-4561
100	保育士修学資金	健康福祉部こども・子育て総合支援室 075-414-4581

参考資料

頁	制 度 名	京都府庁担当課
102	児童手当	健康福祉部こども・子育て総合支援室 075-414-4581
103	児童扶養手当	健康福祉部家庭・青少年支援課 075-414-4585
104	特別児童扶養手当	
105	障害児福祉手当	健康福祉部障害者支援課 075-414-4606
106	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	健康福祉部家庭・青少年支援課 075-414-4584
107	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	

☆ この冊子は、自由にコピーしていただいて構いません。
京都府教育委員会ホームページにも掲載していますので、必要なページを
うち出していただき、ご活用ください。
ホームページには、英語版、韓国・朝鮮語版、中国語版も掲載しています。

令和6年度就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度一覧
令和6年3月発行

編集・発行 京都府教育委員会
(教育庁指導部学校教育課人権教育室)